

# 常滑市地域防災計画 常滑市水防計画

(令和5年2月修正)

常滑市防災会議



# 目 次

## 〔 常滑市地域防災計画 〕

### 第1編 総 則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	2
第1節 防災の基本理念	2
第2節 重点を置くべき事項	2
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4

### 第2編 防災組織

第1 常滑市防災会議	6
第2 常滑市災害対策本部	6
(災害対策本部組織図(別表第1))	8
(災害対策本部業務分担表(別表第2))	9
(災害対策本部非常配備基準(別表第3))	15
(災害対策本部非常配備職員配置基準(別表第4))	17
第3 常滑市地震災害警戒本部	18
(地震災害警戒本部組織図(地震災害警戒本部要綱 別表第1～3))	19
(地震災害警戒本部業務分担表(地震災害警戒本部要綱 別表第4))	20
(地震災害警戒本部非常配備基準(地震災害警戒本部要綱 別表第5))	25
(地震災害警戒本部非常配備職員配置基準(地震災害警戒本部要綱 別表第6))	26
第4 自主防災組織	27
第5 官公署、区長等連絡簿	27

### 第3編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	32
第1節 防災協働社会の形成推進	32
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	33
第3節 企業防災の促進	36
第2章 水害予防対策	37
第1節 河川防災・雨水出水対策	37
第2節 海岸防災対策	40
第3節 浸水想定区域における対策	41
第4節 農地防災対策	43

第3章 土砂災害等予防対策	44
第1節 土砂災害の防止	44
第2節 砂防対策	47
第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	47
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備	48
第4章 事故・火災等予防対策	49
第1節 海上災害対策	49
第2節 航空災害対策	49
第3節 鉄道災害対策	50
第4節 道路災害対策	51
第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	51
第6節 高圧ガス保安対策	52
第7節 火薬類保安対策	53
第8節 林野火災対策	54
第5章 建築物等の安全化	55
第1節 交通関係施設対策	55
第2節 ライフライン関係施設対策	57
第3節 文化財保護対策	61
第4節 防災建造物整備対策	62
第6章 都市の防災性の向上	62
第1節 都市計画のマスタープランの策定	63
第2節 防災上重要な都市施設の整備	63
第3節 建築物の不燃化の促進	63
第4節 市街地の面的な整備・改善	64
第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	64
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	65
第8章 避難行動の促進対策	71
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	72
第2節 避難場所の指定等	72
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	73
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	76
第5節 避難に関する意識啓発	77
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	78
第1節 避難所の指定・整備	79
第2節 要配慮者支援対策	81
第3節 帰宅困難者対策	86
第10章 広域応援・受援体制の整備	86
第1節 広域応援・受援体制の整備	87
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	89
第11章 必需物資の確保対策	90
第1節 実施内容	90
第12章 防災訓練及び防災意識の向上	93
第1節 防災訓練の実施	93
第1 基本訓練	93
第2 総合訓練	94
第3 広域応援訓練	94

第4節	防災訓練の指導協力	94
第5節	県（教育委員会）、市及び学校等管理者における措置	94
第2節	防災のための意識啓発・広報	95
第3節	防災のための教育	97
第4節	消防計画	99
第13章	防災に関する調査研究の推進	100
第1節	危険地域の把握及び被害の想定	101
第2節	調査研究成果の活用	101
第14章	放射性物質及び原子力災害予防対策	101
第1節	処理すべき事務	101
第2節	放射線物質・原子力災害予防対策	101

## 第4編 災害応急対策

第1章	配備計画	104
第1節	配備及び活動	104
第2節	非常配備及び非常連絡	104
第3節	職員の派遣要請	105
第4節	災害救助法の適用	106
第2章	避難行動	108
第1節	気象警報等の発表、伝達	108
第2節	避難情報	111
第3節	住民等の避難誘導	117
第4節	広域避難	118
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	119
第1節	被害状況等の収集・伝達	119
第2節	通信手段の確保	125
第3節	広報	128
第4章	応援協力・派遣要請	129
第1節	応援協力	130
第2節	応援部隊等による広域応援等	131
第3節	自衛隊の災害派遣	133
第4節	ボランティアの受入れ	140
第5節	防災活動拠点の確保	141
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	142
第5章	救出・救助対策	143
第1節	救出・救助活動	143
第2節	航空機の活用	144
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	146
第1節	医療救護	146
第2節	防疫・保健衛生	151

第7章 交通の確保・緊急輸送対策	154
第1節 道路交通規制等	155
第2節 道路施設対策	157
第3節 空港施設対策	160
第4節 港湾・漁港施設対策	160
第5節 鉄道施設対策	161
第6節 緊急輸送手段の確保	162
第8章 水害防除対策	163
第1節 水防	163
第2節 防災営農	166
第3節 流木の防止	168
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	168
第1節 避難所の開設・運営	169
第2節 要配慮者支援対策	172
第3節 帰宅困難者対策	173
第10章 水・食品・生活必需品等の供給	174
第1節 給水	174
第2節 食品の供給	176
第3節 生活必需品の供給	177
第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	178
第1節 環境汚染防止対策	178
第2節 地域安全対策	178
第12章 遺体の取扱い	179
第1節 遺体の捜索	180
第2節 遺体の安置所	180
第3節 遺体の処理	181
第4節 遺体の埋火葬	182
第13章 ライフライン施設等の応急対策	182
第1節 電力施設対策	183
第2節 ガス施設対策	185
第3節 上水道施設対策	187
第4節 下水道施設対策	188
第5節 通信施設の応急措置	189
第6節 郵便業務の応急措置	190
第7節 ライフライン施設の応急復旧	191
第14章 海上災害対策	191
第1節 海上災害対策	192
第2節 海難救助	193
第15章 航空災害対策	193
第1節 中部国際空港	193
第16章 道路・鉄道災害対策	198
第1節 道路災害対策	198
第2節 鉄道災害対策	199
第17章 危険物等の毒劇物等化学薬品類災害対策	200
第1節 危険物等施設	200
第2節 危険物等積載車両	202

第3節	危険物等積載船舶	202
第4節	高圧ガス施設	203
第5節	高圧ガス積載車両	204
第6節	高圧ガス積載船舶	204
第7節	河川及び海上排出油の防除	204
第8節	火薬類関係施設	205
第9節	火薬類積載車両	207
第10節	火薬類関係施設	208
第18章	大規模な火事災害・林野火災対策	208
第1節	大規模な火事災害対策	208
第2節	大規模な林野火災対策	209
第19章	住宅対策	211
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	212
第2節	被災住宅等の調査	212
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	212
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	213
第5節	住宅の応急修理	215
第6節	障害物の除去	216
第20章	学校における対策	217
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	217
第2節	教育施設及び教職員の確保	218
第3節	応急な教育活動についての広報	218
第4節	教科書・学用品等の給与	218
第5節	学校給食の応急実施	219
第21章	放射性物質及び原子力災害応急対策	219
第1節	放射性物質及び原子力災害時における活動態勢と応急対策	220
第1	市災害対策本部の設置・運営	220
第2	原子力防災業務関係者の安全確保	221
第3	職員の派遣要請	221
第4	情報の収集・連絡、緊急連絡体制等	221
第5	警戒区域の設定及び住民等の立入制限、避難誘導等の措置	221
第6	広報活動の実施	221
第7	専門的知識を有する職員の派遣要請	221
第8	原子力災害合同対策協議会への出席	221
第9	住民等に対する屋内退避、避難指示	221
第10	住民等への的確な情報伝達	222
第11	医療関係活動	222
第12	消防活動（消火・救助・救急）	222
第2節	県外の原子力発電所等における異常時対策	222
第1	情報の収集・連絡、緊急連絡体制等	222
第2	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	223
第3	住民等への的確な情報伝達	223
第4	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	223
第5	医療関係活動	224
第6	消防庁からの要請に基づく消防活動	224
第7	放射性物質による汚染の除去	225

第8 飲料水・食品等の摂取制限等	225
第9 風評被害等の影響の軽減	225
第10 県外からの避難者の受入れ	225
<b>第5編 災害復旧・復興</b>	
第1章 復興体制	227
第1節 復興計画等の策定	227
第2節 職員の派遣要請	227
第2章 公共施設等災害復旧対策	228
第1節 公共施設災害復旧事業	228
第2節 激甚災害の指定	230
第3節 暴力団等への対策	231
第3章 災害廃棄物処理対策	232
第1節 災害廃棄物処理対策	232
第4章 震災復興都市計画の決定手続	233
第1節 第一次建築制限	233
第2節 第二次建築制限	234
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	234
第5章 被災者等の生活再建等の支援	235
第1節 罹災証明書の交付等	235
第2節 被災者への経済的支援等	236
第3節 金融対策	238
第4節 住宅等対策	240
第6章 商工業・農林水産業の再建支援	240
第1節 商工業の再建支援	240
第2節 農林水産業の再建支援	240
第7章 放射性物質及び原子力災害の復旧	241
第1 放射性物質による汚染の除去への協力	241
第2 心身の健康相談の実施	241
第3 風評被害等の影響の軽減	241
第4 災害地域に係る記録等の作成	242
<b>第6編 地震災害対策</b>	
第1章 災害予防対策	243
第1節 建築物等の安全化	243
第1 建築物の耐震推進	243
第2 交通関係施設等の整備	244
第3 ライフライン関係施設対策	247
第2節 地震防災施設等の整備計画	251
第3節 地質及び危険調査	252
第1 地質	252
第2 建物倒壊と火災危険調査	252
第4節 液状化対策の推進	253
第5節 防災訓練及び防災意識の向上	253
第1 防災訓練の実施	254
第2 防災に関する知識の普及	255



第6節	火災予防対策に関する指導	257
第7節	危険性物質の防災対策	258
第2章	津波等予防対策	259
第1節	津波対策に係る地域の指定等	259
第2節	津波防災体制の充実	260
第3節	津波防災知識の普及	262
第4節	津波防災事業の推進	263
第3章	地震災害応急対策	263
第1節	津波警報等の伝達	264
第2節	避難の指示	269
第3節	消防活動	270
第4節	危険物施設対策計画	272
第5節	交通の確保・緊急輸送対策	273
第1	空港施設対策	273
第2	港湾・漁港施設対策	274
第6節	津波対策	274
第7節	大震災応急防災活動	275
第8節	ライフライン施設等の応急対策	275
第1	電力施設対策	275
第2	ガス施設対策	275
第3	上水道施設対策	275
第4	下水道施設対策	275
第5	通信施設の応急措置	275
第6	郵便業務の応急措置	278
<b>第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画（南海トラフ地震関係）</b>		
第1章	総則	279
第1節	推進計画の目的	279
第2節	南海トラフ地震に関連する情報	279
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	281
第2章	災害対策本部の設置等	284
第1節	災害対策本部の設置等	284
第2節	災害対策本部の組織及び運営	284
第3節	災害応急対策要員の参集	284
第3章	地震発生時の応急対策等	284
第1節	地震発生時の応急対策	284
第2節	資機材、人員等の配備手配	285
第3節	他機関に対する応援要請	285
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	285
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	286
第2節	津波に関する情報の伝達等	286
第3節	避難対策等	286
第4節	消防機関等の活動	291
第5節	水道、電気、ガス、通信及び放送関係	392
第6節	交通対策	293
第7節	市が管理又は運営する施設に関する対策	293

第8節 迅速な救助	294
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	294
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	295
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	295
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	299
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等	300
第7章 防災訓練計画	300
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	301
第1節 市職員等に対する教育	301
第2節 住民等に対する教育	301
第3節 児童・生徒等に対する教育	302
第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育	302
第5節 自動車運転者に対する教育	302
第6節 地震相談窓口の設置	303
（参考1）南海トラフ巨大地震モデル検討会における震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算について	304
（参考2）愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書	306
<b>第8編 地震防災強化計画（東海地震関係）</b>	
第1章 総則	309
第1節 強化計画の目的	309
第2節 東海地震に関連する情報	309
第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	310
第2章 地震災害警戒本部の設置等	312
第1節 地震災害警戒本部の設置等	313
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	316
第3節 警戒宣言発令時等の広報	318
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	320
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	321
第1節 食糧、生活必需品、医薬品、住宅等の確保	322
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	323
第4章 発災に備えた直前対策	326
第1節 避難対策	326
第2節 消防、浸水等対策	331
第3節 社会秩序の維持対策	331
第4節 道路交通対策	332
第5節 鉄道	334
第6節 バス	335
第7節 海上交通	336
第8節 空港	336
第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	336
第10節 生活必需品の確保	340
第11節 金融対策	340
第12節 郵便事業対策	342
第13節 病院、診療所	343
第14節 百貨店等	343

第15節	緊急輸送	343
第16節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	345
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	345
第1節	道路	345
第2節	河川及び海岸保全施設等	346
第3節	農業用施設	347
第4節	不持定かつ多数の者が出入する施設等	347
第5節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	349
第6節	工事中の建物等に対する措置	349
第6章	他機関に対する応援要請等	350
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	350
第2節	自衛隊の地震防災派遣	350
第3節	消防機関相互の応援体制の整備	351
第7章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等	351
第1節	地震対策緊急整備事業等	351
第8章	大規模な地震に係る防災訓練計画	352
第1節	防災訓練の実施	352
第2節	訓練の内容	352
第3節	訓練の検証	353
第4節	住民等の震災予防対策	353
第5節	防災訓練の指導協力	354
第9章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	354
第1節	市職員等に対する教育	354
第2節	住民等に対する教育及び広報	354
第3節	児童・生徒等に対する教育	355
第4節	防災上重要な施設管理者に対する教育	355
第5節	自動車運転者に対する教育	355
第6節	地震相談窓口の設置	355
(参考)	東海地震等による常滑市への被害予測	357

## 〔 常 滑 市 水 防 計 画 〕

第1章	総則	358
第1節	目的	358
第2節	用語の定義	358
第3節	水防の責任等	358
第4節	安全確保	359
第2章	水防組織	359
第1節	水防組織	359
第2節	水防管理団体	360
第3章	水防施設	360
第1節	水防施設	360

第2節	通信連絡	361
第3節	非常輸送	362
第4章	水防管理団体及び水防団非常配備体制	362
第1節	水防管理団体の水防非常配備体制	362
第2節	水防団（消防団）の非常配備体制	362
第3節	監視及び警戒とその措置	363
第5章	重要水防箇所	365
第1節	重要水防箇所	365
第6章	水防警報	365
第1節	水防警報	365
第2節	水防警報の伝達ルート	366
第3節	津波水防警報の伝達ルート	366
第7章	水防活動	366
第1節	予報及び警報	366
第2節	気象	366
第3節	水防団（消防団）の出動	367
第4節	水門、ため池、ポンプ場等の操作	368
第5節	避難	368
第6節	水防信号及び水防標識	369
第7節	決壊の通報及び決壊後の処置	369
第8節	水防解除	370
第9節	公用負担	370
第10節	水防報告及び水防記録	371
第8章	協力応援	371
第9章	水防訓練	372
第1節	水防訓練	372

# 常滑市地域防災計画

(制定年月日 昭和38年8月1日)



---

第1編 総 則

---





# 第1編 総 則

## 第1章 計画の目的

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定により、常滑市防災会議が、常滑市の地域に係る防災について、市及び関係機関が処理すべき事務及び業務を定め、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

### 第2節 計画の性格

#### 1 計画の構成

この計画は、火災、風水害、地震その他の災害に関して災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興、地震災害対策、災害復旧対策、南海トラフ地震防災対策推進計画及び地震防災強化計画について定める。

なお、水防計画については概要のみとし、別に常滑市水防計画で定める。

#### 2 計画の修正

常滑市防災会議は、毎年、この計画に検討を加え、科学的調査研究の結果及び発生した災害とその対策の検討結果等を参考に、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

#### 3 計画の運用

この計画の実施に当たっては、関係機関相互が緊密な連携を保ち、有機的、弾力的な運用を図るものとし、施設等の整備については市総合計画及び地震対策緊急整備事業並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成と一体をなすべきものであり、具体的な事業の推進は、各担当機関の責任において実施する。

#### 4 常滑市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、常滑市が策定した国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、常滑市地域強靱化計画を指針とする。

#### 5 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県コンビナート等防災計画」とも十分な調節を図るものとする。

## 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

### 第1節 防災の基本理念

本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などあって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。また、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

### 第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

#### 1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、港湾、漁港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークの多重化を確保する観点から整備を促進すること。

#### 2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎよ」による地域づくりを推進すること。

#### 3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

#### 4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

#### 5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）に警戒レベルの行動を促す情報を付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

#### 6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な

罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

#### 7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

#### 8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 水防活動及び消防活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。

- (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (19) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (20) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (21) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

## 2 公共的団体

### (1) 自治団体

- ア 区、町内会等の自治団体は、地区内における被害調査、警報等の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急対策、応急措置及び応急復旧の業務に協力する。
- イ 区、町内会等の自治団体は、住民防災組織の確立及び運営を図る。

### (2) 医師団

- ア 医療及び助産活動に協力する。
- イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

### (3) 産業経済団体

農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工団体等は、それぞれ関係の被害調査及び応急対策を行い、指導並びに必要な物資器材及び融資の斡旋について協力する。

### (4) 文化厚生事業団体

婦人団体、常滑市赤十字奉仕団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

### (5) 防火危険物安全協会、アマチュア無線クラブ等

防火危険物安全協会等の防災協力団体は、被害調査、警報等の伝達、災害広報、被害者の救助について協力する。

### (6) 常滑安全防災協議会等建設業事業者

公共土木建設、都市施設、農地、農業用施設等の応急措置業務について協力する。

## 3 防災上重要な施設の管理者

### (1) ため池、用排水路及び樋門の管理者

ため池管理者及び用排水路管理者は、平常時において常に防災上必要な措置を取るとともに災害が発生したときは、水位の調整、堤体の補強その他必要な応急対策を立てる。

水防樋門管理者は、水防計画に基づき、維持管理及び操作の習熟に努め、防災上必要なときは、緊急措置を取ることができる態勢を維持する。

### (2) 危険物施設等の管理者

危険物、ガス施設等の管理者は、防災上必要な措置を取り、防災活動に協力する。

### (3) 防火対象物の防火管理者

防火対象物の防火管理者は、防災上必要な措置を取り、防災活動に協力する。

### (4) その他重要な施設の管理者

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を取り、防災活動に協力する。



---

## 第2編 防 災 組 織

---





## 第2編 防災組織

### 第1 常滑市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の事務及び業務を中心に、市の区域内公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定により市長の附属機関として設置されており、常滑市防災会議条例（昭和38年常滑市条例第7号。以下「条例」という。）第3条に定める委員をもって構成し、第2条に定める事務を行う。

（〔資料編〕関係条例、協定書等1 常滑市防災会議条例）

（〔資料編〕関係条例、協定書等2 常滑市防災会議運営要綱）

（〔資料編〕関係条例、協定書等3 常滑市防災会議委員）

### 第2 常滑市災害対策本部

#### 1 設置及び廃止

市の地域内に災害が発生又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき、法第23条の2の規定により常滑市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を市役所に設置し、災害発生のおそれが解消又は災害応急対策がおおむね完了したときは、これを廃止する。ただし、市役所が災害対策本部として機能しない場合は、消防本部に設置する。

- (1) 市に大雨、洪水、高潮、暴風警報が発表され、本市に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。
- (2) 市に気象等に関する特別警報が発表されたとき。
- (3) 大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。
- (4) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (5) 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (6) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (7) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (8) 航空機事故が発生し、中部国際空港緊急計画が適用されたとき。

（〔資料編〕関係条例、協定書等4 常滑市災害対策本部条例）

#### 2 代替庁舎の特定

市役所の被害が大きく、使用できない場合は、災害対策本部を消防本部に設置する。また、その他の行政機能の代替庁舎は、常滑市体育館（サブアリーナ）を基本とする。

#### 3 公表等

市長は、市災害対策本部を設置及び廃止したときは、次の区分により直ちにその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報及び公表する。

通知及び公表先	方 法	担 当
県 防 災 安 全 局 知 多 県 民 事 務 所	電話・高度情報通信ネットワーク	防 災 危 機 管 理 課 又 は 消 防 本 部
常 滑 警 察 署	電 話	防 災 危 機 管 理 課
中 部 空 港 海 上 保 安 航 空 基 地	電 話	防 災 危 機 管 理 課
各 区 長	災 害 用 携 帯 電 話	防 災 危 機 管 理 課
報 道 機 関	電 話	秘 書 広 報 課
一 般 市 民	ケーブルテレビ・Webサイト等	秘 書 広 報 課 又 は 防 災 危 機 管 理 課

#### 4 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、市の全機構を総括する構成とし、所掌事務は水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括するものとし、常滑市災害対策本部要綱に定める。

（〔資料編〕関係条例、協定書等5 常滑市災害対策本部要綱）

#### 5 首長不在時の代行順位

大規模災害時に、本部長（市長）が不在の場合であっても、迅速かつ適切な意思決定を行うために、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順位を定める。

○職務代行順位表

本部長（市長）の職務代理者の順序	第1順位	副市長
	第2順位	総務部長
	第2順位以下は、常滑市事務分掌条例第2条（部の設置）の記載順	
各部長職務権限の代理行使者	部・局主管課長	

#### 6 その他

災害対策本部の設置前において、情報収集等が必要な場合には、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

（災害対策本部組織図……………別表第1）

（災害対策本部業務分担表……………別表第2）

（災害対策本部非常配備基準……………別表第3）

（災害対策本部非常配備職員配置基準……………別表第4）

別表第1

災害対策本部組織図

本部室			(本 庁)				
本部室	本部員会議	本部長	部 名	部 長 等	班 名	班 長	班 員
本部長	市 長	室長	総務部	防災危機管理監	本部班	防災危機管理長	防災危機管理課員
副本部長	副市長			総務部長	総務班	総務課長	総務課員
本部員	教育長 ポートルース事業局長 病院事業管理者 防災危機管理監 総務部長 企画部長 市民生活部長 福祉部長 経済部長 建設部長 教育部長 消防長 ポートルース事業局長 病院事務局長 議事事務局長	室員構成	企画部	企画部長	秘書班	秘書広報課長	秘書広報課員
				議事事務局長	職 員 班	職員課長	職員課員
			市民生活部	市民生活部長	情報政策班	情報政策課長	情報政策課員
					第1協力班	企画課長	企画課員
			福祉部	福祉部長	第2協力班	議事課長	議事課員
					出納班	議事委員事務局長	議事委員事務局員
			経済部	経済部長	衛生班	生活環境課長	生活環境課員
					健康推進班	健康推進課長	健康推進課員
			建設部	建設部長	福祉班	福祉課長	福祉課員
					高齡介護班	高齡介護課長	高齡介護課員
教育部	教育部長	子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課員			
		子ども保育班	子ども保育課長	子ども保育課員			
消防部	消防部長	保険年金班	保険年金課長	保険年金課員			
		経済振興班	経済振興課長	経済振興課員			
消防団	消防団長	観光戦略班	観光戦略課長	観光戦略課員			
		兼魅力創造室長	魅力創造室員				
市民病院	院 長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課員			
		土木班	土木課長	土木課員			
公民館	公民館長	下水道班	下水道課長	下水道課員			
		水道班	水道課長	水道課員			
市民文化会館	生涯学習スポーツ課長	管理班	学校教育課長	学校教育課員			
		学 校 班	学校教育課付課長	教 職 員			
体育館	生涯学習スポーツ課長	警 備 班	警 備 班	警 備 班			
		副 團 長	副 團 長	副 團 長			
学校給食共同調理場	場 長	警 備 班	警 備 班	警 備 班			
		副 團 長	副 團 長	副 團 長			
浄化センター	下水道課長	警 備 班	警 備 班	警 備 班			
		副 團 長	副 團 長	副 團 長			

※情報連絡室は、上記構成の中から防災危機管理監が指名して必要に応じて設置する

## 別表第2

## 災害対策本部業務分担表

## 1 本 庁

○部長及び班長は、不在時等に備え、事前に代理者を指定しておくこと。

○各班は、下記所掌事務の他、必要に応じて班・部を問わず応援に努めること。

部 名	部 長 等	班 名	班 長	所 掌 事 務	
共 通	共 通	共 通	共 通	・連絡調整、被害状況、職員の安否確認の取りまとめに関する こと。	
総 務 部	防災危機管理監	本 部 班	防 災 危 機 管 理 課 長	・災害対策本部に関する こと。 ・災害関連情報・被害状況の収集業務に関する こと。 ・他機関との連携に関する こと。 ・公共交通機関、ライフライン等との連絡調整に関する こと。 ・各部及び支部との連絡調整、取りまとめに関する こと。	
		総 務 部 長	総 務 班	総 務 課 長	・来庁者の安全確保に関する こと。 ・文書の授受及び整理に関する こと。 ・生活必需品の供給に関する こと。 ・緊急物資等の調達・貸借に関する こと。 ・物資の輸送に関する こと。 ・庁舎内等被害状況の収集、応急復旧に関する こと。 ・庁舎等の管理に関する こと。
			財 政 班	財 政 課 長	・災害対応に必要な経費の確保に関する こと。 ・災害救助法に関する こと。 ・応急復旧及び災害復旧の契約に関する こと。
			調 査 班	税 務 課 長	・被害状況の緊急調査、罹災調査に関する こと。 ・税の減免等に関する こと。 ・罹災証明の交付に関する こと。
			施 設 班	施設マネジ メント課長	・保育園、学校等の公共施設の応急復旧に関する こと。 ・被害を受けた公共施設の修繕計画に関する こと。
企 画 部	企画部長 議会事務局長	秘 書 班	秘書広報課長	・本部長の秘書に関する こと。	
		広 報 班		・広報に関する こと。	
		職 員 班	職 員 課 長	・職員の動員・配備に関する こと。	
		情報政策班	情報政策課長	・情報資産に関する こと。	
		第1協力班	企 画 課 長	・国、県等との連携に関する こと。	
		第2協力班	議 事 課 長 監査委員事務局長	・連絡調整、取りまとめに関する こと。 ・議会との調整に関する こと。	
		出 納 班	会 計 課 長	・義援金、見舞金に関する こと。 ・災害対応に係る支払に関する こと。	

部 名	部 長 等	班 名	班 長	所 掌 事 務
市民生活部	市民生活部長	市民窓口班	市民窓口課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体、行方不明者の調査等・埋火葬に関すること。</li> <li>・情報資産に関すること。</li> <li>・罹災証明の交付に関すること。</li> </ul>
		市民協働班	市民協働課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等の管理に関すること。</li> <li>・防犯・交通安全に関すること。</li> <li>・地区等との連絡に関すること。</li> <li>・男女共同参画に関すること。</li> </ul>
		衛 生 班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・廃棄物処理の計画に関すること。</li> <li>・廃棄物の収集・運搬に関すること。</li> <li>・廃棄物の仮置場に関すること。</li> <li>・資源回収ステーションに関すること。</li> <li>・環境汚染防止に関すること。</li> <li>・遺体及び火葬に関すること。</li> <li>・仮設トイレ及びごみに関すること。</li> <li>・被災ペットに関すること。</li> </ul>
福 祉 部	福祉部長	健康推進班	健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護対策本部の設置及び医療救護に関すること。</li> <li>・被災者の健康管理対策に関すること。</li> <li>・感染症予防に関すること。</li> <li>・医療及び保健衛生関係機関との連携に関すること。</li> </ul>
		福 祉 班	福 祉 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・民生委員との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害ボランティアセンターの運営に係る社会福祉協議会との協力に関すること。</li> <li>・遺体及び埋火葬に関すること。</li> <li>・炊き出し及び生活必需品の供給に関すること。</li> <li>・災害見舞金及び義援金等に関すること。</li> <li>・被災者生活再建支援法に関すること。</li> <li>・災害復旧事業に関すること。</li> <li>・障がい福祉サービスの減免に関すること。</li> <li>・避難行動要支援者支援に関すること。</li> </ul>
		高齢介護班	高齢介護課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の安否確認に関すること。</li> <li>・福祉避難所等に関すること。</li> <li>・介護保険料等の減免に関すること。</li> </ul>
		子育て支援班	子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況、復旧に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・要保護児童に関すること。</li> </ul>
		こども保育班	こども保育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況、復旧に関すること。</li> <li>・園児の避難誘導及び通園路の安全確保に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・保育再開に関すること。</li> </ul>
		保険年金班	保険年金課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資に関すること。</li> </ul>

部 名	部 長 等	班 名	班 長	所 掌 事 務
経 済 部	経 済 部 長	経 済 振 興 班	経 済 振 興 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業施設に係る応急・復旧に関すること。</li> <li>・炊き出しに関すること。</li> <li>・他機関等との連携に関すること。</li> </ul>
		観 光 戦 略 班	観 光 戦 略 課 長 兼 魅 力 創 造 室 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集、復旧に関すること。</li> </ul>
建 設 部	建 設 部 長	都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・指定管理者との連絡調整に関すること。</li> <li>・避難所等の応急危険度判定に関すること。</li> <li>・市営住宅の被害状況の取りまとめ、応急修理に関すること。</li> <li>・被災住宅等の復旧支援に関すること。</li> <li>・復興都市計画に関すること。</li> <li>・所管施設の応急復旧に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅等の確保に関すること。</li> </ul>
		土 木 班	土 木 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集、報告に関すること。</li> <li>・道路等の機能確保・二次災害防止に関すること。</li> <li>・河川等の機能維持・二次災害防止に関すること。</li> <li>・他機関との連携に関すること。</li> </ul>
		水 道 班	水 道 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・応急給水・応急復旧資機材の確保に関すること。</li> <li>・受援に関すること。</li> <li>・応急給水に関すること。</li> <li>・水道の応急復旧に関すること。</li> </ul>
		下 水 道 班	下 水 道 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・下水道の復旧に関すること。</li> <li>・応急・緊急資材の確保に関すること。</li> <li>・受援に関すること。</li> </ul>
教 育 部	教 育 部 長	管 理 班 学 校 班	学 校 教 育 課 長 学 校 教 育 課 付 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・安否確認等に関すること。</li> <li>・教育再開に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・義援金に関すること。</li> <li>・育英奨学、就学援助に関すること。</li> </ul>

## 2 警備消防部

部 名	部長等	班 名	班 長	所 掌 事 務
消 防 部	消 防 長	庶 務 班	庶 務 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する こと。</li> <li>・活動資機材の確保に関すること。</li> <li>・消防団等の連絡に関すること。</li> <li>・各班の応援に関すること。</li> </ul>
		協 力 班	予 防 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報、被害状況の調査・収集に関すること。</li> <li>・火災原因等の調査に関すること。</li> <li>・災害防止に関すること。</li> <li>・各班の応援に関すること。</li> </ul>
		警 防 班	消 防 署 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめに関すること。</li> <li>・拠点機能確保に関すること。</li> <li>・災害及び被害情報収集、記録に関すること。</li> <li>・知多広域消防指令センターとの調整、消防無線等通信の 運用及び確保に関すること。</li> <li>・災害防ぎよに関すること。</li> <li>・防災応急処置に関すること。</li> <li>・住民への避難誘導に関すること。</li> <li>・被災者の救護に関すること。</li> <li>・災害復旧に関すること。</li> </ul>
消 防 団	団 長	警 備 班	副 団 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の緊急出動に関すること。</li> <li>・防災応急措置に関すること。</li> <li>・避難支援に関すること。</li> <li>・樋門の開閉に関すること。</li> </ul>

## 3 支 部

(1) ボートレース事業局 支部長：ボートレース事業局次長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	ボートレース 事業局次長兼 経営企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する こと。</li> </ul>
業 務 班	開催運営課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する こと。</li> </ul>
	施設警備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する こと。</li> <li>・来場者の対応に関すること。</li> <li>・救護用モーターボートの管理、出動に関すること。</li> </ul>

## (2) 市民病院

支部長：院長

班名	班長	所掌事務
災害診療班	副院長	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者の避難及び保護に関すること。</li> <li>被災者の診療に関すること。</li> <li>医療救護に関すること。</li> <li>感染症予防に関すること。</li> <li>救護班の編成及び出動に関すること。</li> <li>救護班に必要な診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。</li> <li>各班の応援に関すること。</li> <li>患者の避難及び保護に関すること。</li> <li>被災者の診療介助に関すること</li> <li>医療救護に関すること。</li> <li>救護班の編成及び出動に関すること。</li> <li>入院患者及び被災者の給食に関すること。</li> </ul>
災害事務班	管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部との連絡に関すること。</li> <li>診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。</li> <li>病院施設及び機械器具の被害調査及び災害復旧に関すること。</li> <li>各班の応援に関すること。</li> <li>医療救護に必要な書類等の調製に関すること。</li> <li>医療救護費用の算出及び請求に関すること。</li> <li>各班の応援に関すること。</li> </ul>

## (3) とこなめ陶の森

支部長：館長

班名	班長	所掌事務
管理班	館長	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> </ul>

## (4) 学校給食共同調理場

支部長：場長

班名	班長	所掌事務
北管理班	学校給食共同調理場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>炊き出しに関すること。</li> </ul>
南管理班		<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>炊き出しに関すること。</li> </ul>

## (5) 公民館

支部長：公民館長

班名	班長	所掌事務
管理班	公民館長	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>避難所運営に関すること（中央公民館を除く。）。</li> <li>避難誘導及び安全確保に関すること。</li> <li>遺体収容施設に関すること（南陵公民館）。</li> </ul>

## (6) 市民文化会館

支部長：生涯学習スポーツ課長

班名	班長	所掌事務
管理班	生涯学習スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>避難誘導及び安全確保に関すること。</li> </ul>



## (7) 生涯学習スポーツ班（体育館） 支部長：生涯学習スポーツ課長

班名	班長	所掌事務
生涯学習 スポーツ班	生涯学習スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめに関すること。</li> <li>・指定管理者との連絡調整に関すること。</li> <li>・体育施設に関すること。</li> <li>・文化財に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> </ul>
管理班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・避難誘導及び安全確保に関すること。</li> </ul>

※ 温水プール含む。

## (8) 子育て総合支援センター・保育園・児童館・幼稚園 支部長：指導主事

班名	班長	所掌事務
管理班	各園（館）長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・園児の安全確保に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> </ul>

※支部は、こども保育課および子育て支援課内に設置する。

## (9) 浄化センター 支部長：下水道課長

班名	班長	所掌事務
管理班	所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。</li> </ul>

注1 大曾公園管理事務所は、建設部に含む。

注2 各班長は、所掌事務、非常連絡等の具体的マニュアルを必ず作成し、いつでも活動が円滑に行えるようにしておくこと。

別表第3

## 災害対策本部非常配備基準（風水害等）

	配備基準	配備内容／任務
第1非常配備 （災害警戒本部）	1 大雨、洪水、高潮及び暴風の各警報の1以上が発表され、本市に災害の発生するおそれがあるとき。	【本庁】 防災危機管理課長、防災危機管理課職員、必要に応じて市長が指名する職員
	2 その他必要により市長が指令したとき。	【消防本部及び出張所】 消防署当直者
第2非常配備 （災害対策本部）	1 市に大雨、洪水、高潮及び暴風の各警報の1以上が発表され、本市に相当規模の災害が発生するおそれのあるとき、又は発生したとき。	1 気象情報及び災害情報の収集
	2 市に気象等に関する特別警報が発表されたとき。	2 異常気象時における各部長（本部員）への連絡
	3 航空機災害が発生し、中部国際空港緊急計画が適用されたとき。	3 第2非常配備職員への招集及び連絡
4 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	4 その他防災危機管理監の指示する事項	
第3非常配備 （災害対策本部）	1 市に大雨、洪水、高潮及び暴風の各警報の1以上が発表され、本市に相当規模の災害が発生するおそれのあるとき、又は発生したとき。	【本庁】 本部員、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員（情報班、避難所管理班、現場対応班）、その他各所属長の指名する職員 なお、防災危機管理監、建設部長、消防長は、災害対策本部内に災害対策調整者を置くことができる。
	2 市に気象等に関する特別警報が発表されたとき。	【消防本部及び出張所】 勤務者及び消防長の指名する職員
	3 航空機災害が発生し、中部国際空港緊急計画が適用されたとき。	【ボートレース事業局】 ボートレース事業局次長の指名する職員
4 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	【市民病院】 勤務者、当直者及び病院事業管理者の指名する職員 【その他の施設】 所管部長の指名する職員	
第3非常配備 （災害対策本部）	1 市内の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるとき。	1 気象情報及び災害情報の収集
	2 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	2 異常気象時における関係機関等への連絡
第3非常配備 （災害対策本部）	1 市内の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるとき。	3 第3非常配備職員への招集及び連絡
	2 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	4 その他各部長の指示する事項
第3非常配備 （災害対策本部）	1 市内の全域にわたって風水害が発生し、被害が特に甚大と予想されるとき。	【全庁・全施設】 所要人員全員
	2 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	1 地域防災計画で定める各部、支部及び各班の所掌事務 2 その他本部長（市長）の指示する事項

## 災害対策本部非常配備基準（地震災害）

	配備基準	配備内容／任務
第1非常配備 （災害警戒本部）	1 市域に震度4を観測した地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4 その他必要により市長が指令したとき。	【本庁】 防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び必要に応じて市長が指名する職員 【消防本部及び出張所】 消防署当直者
		1 地震情報及び被害情報の収集 2 各部長（本部員）への連絡 3 第2非常配備職員への招集及び連絡 4 その他防災危機管理監の指示する事項
第2非常配備 （災害対策本部）	1 市域に震度5弱若しくは5強を観測した地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	【本庁】 本部員、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員（情報班、避難所管理班、現場対応班）、その他各所属長の指名する職員 なお、防災危機管理監、建設部長、消防長は、災害対策本部内に災害対策調整者を置くことができる。 【消防本部及び出張所】 勤務者及び消防長の指名する職員 【各班長】 各班長（所属長）及び各班長の指名する者
		1 地震情報及び被害情報の収集 2 関係機関等への連絡 3 第3非常配備職員への招集及び連絡 4 その他各部長の指示する事項
第3非常配備 （災害対策本部）	1 市域に震度6弱以上の地震を観測した発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 3 市内に重大な災害が発生したとき。	【全庁・全施設】 所要人員全員
		1 地域防災計画で定める各部、支部及び各班の所掌事務 2 その他本部長（市長）の指示する事項

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

## 別表第4

## 災害対策本部非常配備職員配置基準

## 1 第1非常配備（災害警戒本部）

毎回招集	防災危機管理課長、防災危機管理課職員、消防署当直者及び必要に応じて市長が指名する職員
------	--

## 2 第2非常配備（災害対策本部）

## (1) 本 庁

毎回招集	本部員、防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員		
	第1班	第2班	第3班
	情報班・避難所管理班・現場対応班配備職員	同左	同左

※各所属長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

## (2) 警備消防部

## 消防部

毎回招集	消防次長・署長・課長・主幹		
	第1班	第2班	第3班
	勤務者及び消防長の指名する職員	同左	同左

## (3) 支 部

## ア ボートレース事業局

レース開催状況等に応じて事業局次長が指名する者

## イ 病院部

	第1班	第2班
	勤務者、当直者及び病院事業管理者の指名する職員	同左

## ウ その他の支部

	第1班	第2班
	所管部長又は各所属長の指名する職員	同左

## 3 第3非常配備（災害対策本部）

災害対策本部組織図で定める所要人員全員

班編成は第2非常配備と同様とする。

### 第3 常滑市地震災害警戒本部

#### 1 設置及び廃止

東海地震警戒宣言が発令された場合には、常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」）を設置し、情報収集・伝達・避難の指示等、「地震防災強化計画」(第7編 地震防災強化計画)に基づく必要な措置を行う。

東海地震が発災した場合には、警戒本部を廃止し災害対策本部を設置する。

〔資料編〕 関係条例、協定書等 6 常滑市地震災害警戒本部条例

#### 2 組織及び所掌事務

常滑市地震災害警戒本部は市長を本部長とし、その他組織・所掌事務等は常滑市地震災害警戒本部要綱で定める。

〔資料編〕 関係条例、協定書等 7 常滑市地震災害警戒本部要綱

(地震災害警戒本部組織図……………地震災害警戒本部要綱 別表第1～3)

(地震災害警戒本部業務分担表……………地震災害警戒本部要綱 別表第4)

(地震災害警戒本部非常配備基準……………地震災害警戒本部要綱 別表第5)

(地震災害警戒本部非常配備職員配置基準……………地震災害警戒本部要綱 別表第6)

別表第1～3

# 地震災害警戒本部組織図

(東海地震警戒宣言発令時の組織図)

本部室		(本 庁)				
本部室	本部員会議	部 名	部 長 等	班 名	班 長	班 員
本部室	本部員会議	総務部	総務部長	本部班	防災危機管理課長	防災危機管理課員
本部員	本部員			総務班	総務課長	総務課員
				財政班	財政課長	財政課員
				調査班	税務課長	税務課員
				施設班	施設マネジメント課長	施設マネジメント課員
				秘書班	秘書広報課長	秘書広報課員
				広報班	秘書広報課長	秘書広報課員
				職員班	職員課長	職員課員
				情報政策班	情報政策課長	情報政策課員
				第1協力班	企画課長	企画課員
		企画部	企画部長 議事事務局長	第2協力班	議事課長	議事課員
				監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局員
		市民生活部	市民生活部長	出納班	会計課長	会計課員
				市民窓口班	市民窓口課長	市民窓口課員
				市民協働班	市民協働課長	市民協働課員
		福祉部	福祉部長	衛生班	生活環境課長	生活環境課員
				健康推進班	健康推進課長	健康推進課員
				福祉班	福祉課長	福祉課員
				高齢介護班	高齢介護課長	高齢介護課員
				子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課員
		経済部	経済部長	子ども保育班	子ども保育課長	子ども保育課員
				保険年金班	保険年金課長	保険年金課員
				経済振興班	経済振興課長	経済振興課員
		建設部	建設部長	観光戦略班	観光戦略課長	観光戦略課員
				都市計画班	都市計画課長	都市計画課員
				土木班	土木課長	土木課員
		教育部	教育部長	下水道班	下水道課長	下水道課員
				水道班	水道課長	水道課員
				管理班	学校教育課長	学校教育課員
				学校	学校教育課付課長	教 職 員
		(警備消防部)				
		消防部	消防部長	庶務班	庶務課長	庶務課員
				協力班	予防課長	予防課員
				警防班	消防署長	消防署員
		消防団	団 長	警備班	副 団 長	団 員
		(支 部)				
		支 部 名	支 部 長	班 名	班 長	班 員
		ボートレース事業局	ボートレース事業局長 兼 経営企画課長	管理班	経営企画課長	経営企画課員
				業務班	開催運営課長	開催運営課員
					施設警備課長	施設警備課員
		市民病院	院 長	災害診療班	副 院 長	医療職員等
		とこなめ陶の森	館 長	災害事務班	管 理 課 長	事 務 職 員 等
		学校給食共同調理場	場 長	管理班	館 長	とこなめ陶の森職員
		公民館	公民館長	北給食班	学校給食共同調理場長	北学校給食共同調理場職員
		市民文化会館	生涯学習スポーツ課長	南給食班	公民館長	南学校給食共同調理場職員
		体育館	生涯学習スポーツ課長	管理班	生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ課員
				生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ課員
		子育てセンター	指導主事	管理班	各園(館)長	各園(館)職員
		保育園・児童館・幼稚園				
		浄化センター	下水道課長	管理班	下水道課長	浄化センター職員

※情報連絡室は、上記構成の中から防災危機管理監が指名して必要に応じて設置する

別表第4

## 地震災害警戒本部業務分担表

(東海地震警戒宣言発令時の業務分担表)

## 1 本 庁

○部長及び班長は、不在時等に備え、事前に代理者を指定しておくこと。

○各班は、下記所掌事務の他、必要に応じて班・部を問わず応援に努めること。

部 名	部長等	班 名	班 長	所 掌 事 務	
総務部	防災危機管理監	本部班	防災危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震災害警戒本部に関すること。</li> <li>東海地震に関する情報、地震防災応急対策等に関すること。</li> <li>他機関との連携に関すること。</li> <li>公共交通機関、ライフライン等との連絡調整に関すること。</li> <li>各部及び支部との連絡調整、対応状況の取りまとめに関すること。</li> </ul>	
		総務部長	総務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者の安全確保に関すること。</li> <li>文書の授受及び整理に関すること。</li> <li>生活必需品の供給に関すること。</li> <li>庁舎内等被害状況の収集に関すること。</li> </ul>
			財政班	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急対策に必要な経費の確保に関すること。</li> <li>応急復旧及び災害復旧の契約に関すること。</li> </ul>
			調査班	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応状況の収集に関すること。</li> <li>情報資産に関すること。</li> </ul>
			施設班	施設マネジメント課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園、学校等の公共施設の応急復旧に関すること。</li> <li>被害を受けた公共施設の修繕計画に関すること。</li> </ul>
企画部	企画部長 議事事務局長	秘書班	秘書広報課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書に関すること。</li> </ul>	
		広報班		<ul style="list-style-type: none"> <li>広報に関すること。</li> </ul>	
		職員班	職員課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員・配備に関すること。</li> </ul>	
		情報政策班	情報政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報資産に関すること。</li> </ul>	
		第1協力班	企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県等との連携に関すること。</li> </ul>	
		第2協力班	議事課長 監査委員事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整、取りまとめに関すること。</li> <li>議会との調整に関すること。</li> </ul>	
		出納班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急対策に係る支払いに関すること。</li> </ul>	
市民生活部	市民生活部長	市民窓口班	市民窓口課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者の避難誘導に関すること。</li> <li>情報資産に関すること。</li> </ul>	
		市民協働班	市民協働課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両等の管理に関すること。</li> <li>地区等との連絡に関すること。</li> <li>防犯・交通安全に関すること。</li> <li>男女共同参画に関すること。</li> </ul>	
		衛生班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>廃棄物処理の計画に関すること。</li> <li>環境汚染防止に関すること。</li> </ul>	

部名	部長等	班名	班長	所掌事務
福祉部	福祉部長	健康推進班	健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護対策本部の設置及び医療救護の準備に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達、対応状況に関すること。</li> <li>・避難誘導に関すること。</li> <li>・被災者の健康管理対策に関すること。</li> <li>・感染症予防に関すること。</li> <li>・医療及び保健衛生関係機関との連携に関すること。</li> </ul>
		福祉班	福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・民生委員との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害ボランティアセンターの運営に係る社会福祉協議会との協力に関すること。</li> <li>・遺体及び埋火葬に関すること。</li> <li>・炊き出し及び生活必需品の供給に関すること。</li> <li>・災害見舞金及び義援金等に関すること。</li> <li>・被災者生活再建支援法に関すること。</li> <li>・災害復旧事業に関すること。</li> <li>・障がい福祉サービスの減免に関すること。</li> <li>・避難行動要支援者支援に関すること。</li> </ul>
		高齢介護班	高齢介護課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の安否確認に関すること。</li> </ul>
		子育て支援班	子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> </ul>
		こども保育班	こども保育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達に関すること。</li> <li>・園児の避難誘導に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・保育再開に関すること。</li> </ul>
		保険年金班	保険年金課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資に関すること。</li> <li>・各部の応援に関すること。</li> </ul>
		経済部	経済部長	経済振興班
		観光戦略班	観光戦略課長 兼魅力創造室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に関すること。</li> <li>・他機関等との連携に関すること。</li> </ul>
建設部	建設部長	都市計画班	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・指定管理者との連絡調整に関すること。</li> <li>・避難所等の応急危険度判定の準備に関すること。</li> <li>・市営住宅の対応状況の取りまとめ、応急修理に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅等の準備に関すること。</li> </ul>
		土木班	土木課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応状況の収集、報告に関すること。</li> <li>・道路等の機能確保に関すること。</li> <li>・河川等の機能維持に関すること。</li> <li>・他機関との連携に関すること。</li> </ul>



部 名	部長等	班 名	班 長	所 掌 事 務
		水道班	水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・応急給水・応急復旧資機材の確保に関すること。</li> <li>・受援に関すること。</li> <li>・給水に関すること</li> </ul>
		下水道班	下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・応急・緊急資材の確保に関すること。</li> <li>・受援に関すること。</li> </ul>
教 育 部	教育部長	管 理 班 学 校 班	学校教育課長 学校教育課付課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関する こと。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・教育に関すること。</li> <li>・児童生徒の避難誘導に関すること。</li> </ul>

## 2 警備消防部

部 名	部長等	班 名	班 長	所 掌 事 務
消 防 部	消防長	庶 務 班	庶 務 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、災害状況、対応状況の収集、復 旧に関すること。</li> <li>・活動資機材の確保に関すること。</li> <li>・消防団等の連絡に関すること。</li> <li>・各班の応援に関すること。</li> </ul>
		協 力 班	予 防 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報、対応状況の調査・収集に関すること。</li> <li>・火災原因等の調査に関すること。</li> <li>・災害防止に関すること。</li> <li>・各班の応援に関すること。</li> </ul>
		警 防 班	消 防 署 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめに関すること。</li> <li>・拠点機能確保に関すること。</li> <li>・災害及び被害情報収集、記録に関すること。</li> <li>・知多広域消防指令センターとの調整、消防無線等通信の 運用及び確保に関すること。</li> <li>・災害防ぎよに関すること。</li> <li>・防災応急処置に関すること。</li> <li>・住民への避難誘導に関すること。</li> <li>・被災者の救護に関すること。</li> <li>・災害復旧に関すること。</li> </ul>
消 防 団	団 長	警 備 班	副 団 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の緊急出動に関すること。</li> <li>・防災応急措置に関すること。</li> <li>・避難支援に関すること。</li> <li>・樋門の開閉に関すること。</li> </ul>

## 3 支 部

## (1) ボートレース事業局

支部長：ボートレース事業局次長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	ボートレース 事業局次長兼 経営企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び従事員への対応に関すること。</li> </ul>
業 務 班	開催運営課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び来場者への対応に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> </ul>
	施設警備課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・来場者の対応に関すること。</li> </ul>

## (2) 市民病院

支部長：院長

班 名	班 長	所 掌 事 務
災害診療班	副 院 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の避難及び保護に関すること。</li> <li>・医療救護に関すること。</li> <li>・救護班の編成及び出動の準備に関すること。</li> <li>・救護班に必要な診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。</li> <li>・患者の避難及び保護に関すること。</li> <li>・医療救護に関すること。</li> <li>・救護班の編成及び出動の準備に関すること。</li> </ul>
災害事務班	管 理 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部との連絡に関すること。</li> <li>・診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。</li> <li>・病院施設及び機械器具の状況調査及び復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び来院者への対応に関すること。</li> </ul>

## (3) とこなめ陶の森

支部長：館 長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	館 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設利用者への対応に関すること。</li> </ul>

## (4) 学校給食共同調理場

支部長：場 長

班 名	班 長	所 掌 事 務
北 管 理 班	学校給食共同調理場長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設訪問者並びにパート調理員への対応に関すること。</li> <li>・炊き出しに関すること。</li> </ul>
南 管 理 班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設訪問者並びにパート調理員への対応に関すること。</li> <li>・炊き出しに関すること。</li> </ul>

## (5) 公民館 支部長：公民館長

班名	班長	所掌事務
管理班	公民館長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・地域警戒本部に関すること（中央公民館を除く。）。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設利用者への対応に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること（中央公民館を除く。）。</li> <li>・避難誘導に関すること。</li> </ul>

## (6) 市民文化会館 支部長：生涯学習スポーツ課長

班名	班長	所掌事務
管理班	生涯学習スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設利用者への対応に関すること。</li> <li>・避難誘導に関すること。</li> </ul>

## (7) 生涯学習スポーツ班（体育館） 支部長：生涯学習スポーツ課長

班名	班長	所掌事務
生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめに関すること。</li> <li>・指定管理者との連絡調整に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設利用者への対応に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・避難誘導に関すること。</li> </ul>
管理班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設利用者への対応に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> <li>・避難誘導に関すること。</li> </ul>

※ 温水プール含む。

## (8) 子育て総合支援センター・保育園・児童館・幼稚園 支部長：指導主事

班名	班長	所掌事務
管理班	各園（館）長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設来訪者への対応に関すること。</li> <li>・園児の避難誘導に関すること。</li> <li>・避難所運営に関すること。</li> </ul>

※支部は、こども保育課及び子育て支援課内に設置する。

## (9) 浄化センター 支部長：下水道課長

班名	班長	所掌事務
管理班	所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。</li> <li>・東海地震に関する情報の伝達及び施設来訪者への対応に関すること。</li> </ul>

注1 大曽公園管理事務所は、建設部に含む。

注2 各班長は、所掌事務、非常連絡等の具体的マニュアルを必ず作成し、いつでも活動が円滑に行えるようにしておくこと。

別表第5

## 地震災害警戒本部非常配備基準（東海地震が予知できた場合の配備基準）

	配備基準	配備内容／任務
第1非常配備 (災害警戒本部)	1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	<b>【本庁】</b> 1 防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び必要に応じて市長が指名する職員 <b>【消防本部及び出張所】</b> 1 消防署当直者
		1 地震情報及び地域情報の収集 2 地震情報等の各部長（本部員）への連絡 3 第2非常配備職員への招集及び連絡 4 その他防災危機管理監の指示する事項
第2非常配備 (災害対策本部)	1 東海地震注意情報が発表されたとき。	<b>【本庁】</b> 1 本部員、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員（情報班、避難所管理班、現場対応班）、その他各所属長の指名する職員 なお、防災危機管理監、建設部長、消防長は、災害対策本部内に災害対策調整者を置くことができる。 <b>【消防本部及び出張所】</b> 1 勤務者及び原則として消防長の指名する者20人以内とする。 <b>【各班長】</b> 1 各班長（所属長）及び各班長の指名する者
		1 地震情報及び地域情報の収集 2 地震情報等の各部長（本部員）への連絡 3 第3非常配備職員への招集及び連絡 4 その他各部長の指示する事項
第3非常配備 (地震災害警戒本部)	1 東海地震予知情報が発表されたとき（警戒宣言が発せられたとき）。	<b>【全庁・全施設】</b> 所要人員全員
		1 警戒宣言発令に伴う応急対策、地域情報の収集、伝達並びに広報等

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

## 別表第6

## 地震災害警戒本部非常配備職員配置基準

## 1 第1非常配備（災害警戒本部）

毎回招集	防災危機管理課長、防災危機管理課職員、消防署当直者及び必要に応じて市長が指名する職員
------	--

## 2 第2非常配備（災害対策本部）

## (1) 本 庁

毎回招集	本部員、防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員		
	第1班	第2班	第3班
	情報班・避難所管理班・現場対応班配備職員	同左	同左

※各所属長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

## (2) 警備消防部

## 消防部

毎回招集	消防次長・署長・課長・主幹		
	第1班	第2班	第3班
	勤務者及び消防長の指名する職員	同左	同左

## (3) 支 部

## ア ボートレース事業局

レース開催状況等に応じて事業局次長が指名する者

## イ 市民病院

	第1班	第2班
	勤務者、当直者及び病院事業管理者の指名する職員	同左

## ウ その他の支部

	第1班	第2班
	所管部長又は各所属長の指名する職員	同左

## 3 第3非常配備（地震災害警戒本部）

地震災害警戒本部組織図で定める所要人員全員

班編成は第2非常配備と同様とする。

## 第4 自主防災組織

第1編第4節の公共的団体等は、防災に関して関係組織の整備確立を図るとともに、災害発生に当たっては、災害対策本部と緊密な連携の下に有効的な災害応急活動を実施する。

## 第5 官公署、区長等連絡簿

## 1 官公署

(令和5年度)

名 称	電 話	担 当
常 滑 市 役 所	35-5111(代) ファクシミリ 35-4329	
常 滑 市 消 防 本 部	35-0119(代) ファクシミリ 34-8777 〔南出張所 34-6119 ファクシミリ 34-6154〕 〔空港出張所 38-0119 ファクシミリ 38-0119〕	
常 滑 警 察 署	35-0110	
県 知 多 建 設 事 務 所	21-3231	
県 知 多 県 民 事 務 所	21-8111	県民防災安全課
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 下 流 管 理 所	43-0401      ファクシミリ 43-0452	

## 2 区長(防災班長)

(令和5年)

区	氏 名	電 話	備 考
矢 田	村 上 若 敏	080-5155-7451	
久 米	都 築 照 和	080-5155-7452	
前 山	竹 内 洋 一	080-5155-7453	代表区長
石 瀬	都 築 英 昭	080-5155-7454	
宮 山	栞 山 幸 次	080-5155-7455	
小 倉	生 路 祐 成	080-5155-7456	
大 野 北	古 田 一 行	080-5155-7457	代表区長
大 野 南	寺 本 俊 明	080-5155-7458	
西 之 口	水 野 秀 治	080-5155-7459	
蒲 池	水 野 悦 弘	080-5155-7460	
榎 戸	伊 藤 憲 二	080-5155-7461	代表区長

区	氏名	電話	備考
多屋	中山和久	080-5155-7462	
北条	本多豊和	080-5155-7463	
瀬木	森下福司	080-5155-7464	
奥条	市田浩樹	080-5155-7465	
市場	牧野克則	080-5155-7466	
山方	久田健嗣	080-5155-7467	
保示	福田拓雄	080-5155-7468	代表区長
樽水	山田康成	080-5155-7469	代表区長
西阿野	谷川治	080-5155-7470	
熊野	谷川修治	080-5155-7471	
古場	山本啓一	080-5155-7472	
檜原	岩川力	080-5155-7473	
荻屋	岩田剛徳	080-5155-7474	
大谷	澤田勝則	080-5155-7475	
小鈴谷	山崎稔幸	080-5155-7476	
広目	皿井善晴	080-5155-7477	代表区長
坂井	竹本芳次	080-5155-7478	

氏名については、戸籍とは異なる常用漢字を使用させていただいている方もあります。

## 3 消防団幹部

(令和4年4月1日現在)

役 職 名		氏 名	備 考
団 長		伊 藤 正 光	—
副 団 長		岡 村 雅 由	—
副 団 長		村 田 直 哉	—
本 部 付 分 団 長		市 田 裕 亮	—
本 部 付 分 団 長		古 川 昌 幸	—
南 陵 分 団 長		平 野 輝	—
副分団長	1 班	三 浦 健 太 郎	坂井・広目・小鈴谷・大谷
	2 班	吉 川 恵 司	苅屋・桧原・古場・熊野
	3 班	稲 垣 徹	西阿野・樽水
常 滑 分 団 長		山 田 貴 也	—
副分団長	1 班	服 部 達 也	保示・市場・山方・奥条
	2 班	永 柳 友 也	瀬木・北条
鬼 崎 分 団 長		和 田 晃 範	—
副分団長	1 班	小 出 直 輝	多屋・榎戸
	2 班	飯 島 涼 介	蒲池・西之口
青 海 分 団 長		野 崎 晃 弘	—
副分団長	1 班	高 橋 勇 輝	大野・小倉・宮山・石瀬
	2 班	牧 卓 矢	前山・久米・矢田



## 4 防災会議構成団体

(令和4年度)

団 体 等	所 在 地	連 絡 先
常滑市	飛香台3-3-5	35-5111
常滑市議会	飛香台3-3-5	35-5111
陸上自衛隊 (第35普通科連隊)	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
国土交通省 大阪航空局中部空港事務所	セントレア1-1	38-2155
海上保安庁 第四管区海上保安本部 中部空港海上保安航空基地	セントレア1-2	38-8118
愛知県常滑警察署	新開町5-57	35-0110
愛知県中部空港警察署	セントレア3-8-3	38-0110
愛知県知多県民事務所	半田市出口町1-36	21-8111
愛知県知多建設事務所	半田市瑞穂町2-2-1	21-3231
愛知県衣浦港務所	半田市11号地1-1	21-2450
愛知県知多保健所	知多市八幡字荒子後88-2	0562-32-6211
常滑市医師団 (保健センター内)	飛香台3-3-3	34-7000
常滑市歯科医師会 (保健センター内)	飛香台3-3-3	34-7000
常滑市薬剤師会 (ドラッグスギヤマ奥条店内)	奥条4-98	35-5861
常滑商工会議所	新開町5-58	34-3200
あいち知多農業協同組合	多屋字茨廻間1-111	34-5555
常滑市水産振興会 (鬼崎漁業協同組合)	蒲池町3-97	42-0241
西日本電信電話株式会社 名古屋支店 (フィールドサービスセンター(名古屋))	名古屋市南区氷室町4-54 NTT道徳ビル1階 NTTフィールドテクノ	052-698-4266
知多半島ケーブルネットワーク株式会社	かじま台1-161	34-5556
中部電力パワーグリッド株式会社 常滑営業所	字古社24-8	35-7791
東邦ガス株式会社 広域導管部三河地域センター刈谷導管課	刈谷市幸町3-2-9	0566-25-8203
愛知県LPガス協会 (常滑ガス(株)内)	虹の丘7-147	35-3962

団 体 等	所 在 地	連 絡 先
愛知県石油業協同組合第1地区 常滑グループ(㈱稲葉エネクス内)	古場町6-29	35-4039
日本郵政株式会社 常滑郵便局	栄町1-83	35-2435
常滑市消防団 (事務局:常滑市消防本部庶務課内)	飛香台3-1-2	35-0119
常滑市赤十字奉仕団 (事務局:福祉課内)	飛香台3-3-5	35-5111
常滑市防火危険物安全協会 (事務局:常滑市消防本部予防課内)	飛香台3-1-2	35-0119
中部国際空港株式会社	セントレア1-1	38-1400
愛知県道路公社	半田市彦洲町3-100	26-5150
名古屋鉄道株式会社 (常滑駅) (中部国際空港駅)	鯉江本町5-141-2 セントレア1-1	35-3851 34-2482
常滑市社会福祉協議会	神明町3-35	43-0660
常滑安全防災協議会 (㈱水野組内)	金山字大屋敷15-2	43-0066
常滑市民生委員児童委員連絡協議会 (事務局:福祉課内)	飛香台3-3-5	35-5111
常滑市子どもを守る会連絡協議会 (事務局:市民協働課内)	飛香台3-3-5	35-5111
常滑市防災ボランティアリーダー会 (事務局:常滑市社会福祉協議会内)	神明町3-35	43-0660

---

## 第3編 災 害 予 防

---



## 第3編 災害予防

### 第1章 防災協働社会の形成推進

#### ■基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するために、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

#### 第1節 防災協働社会の形成推進

##### 1 県（防災安全局、各局）及び市における措置

###### 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市は「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

##### 2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

### 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び市域に事業所を有する事業者は、市域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、市域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び市域に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

### 1 県（防災安全局、関係局）及び市における措置

#### (1) 自主防災組織の推進

##### ア 自主防災組織の設置・育成

県及び市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

##### イ 自主防災組織等の環境整備

市は自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

#### (2) 防災ボランティア活動の支援

##### ア ボランティアコーディネーターの確保

県及び市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

##### イ 防災ボランティア活動の環境整備

県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

#### (3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

## 2 市における措置

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

## 3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

なお、自主防災班に対して宝くじ助成金を活用して、平成19年度に情報収集・伝達機器を、平成23年度には災害用救急セットを配布、平成27年度には西阿野区、坂井区に防災倉庫を配備した。

### (1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

### (2) 警戒宣言発令時の活動

- ア 市、消防機関等からの情報の伝達
- イ 市民のとるべき措置の呼びかけ
- ウ 高齢者や病人の安全確保
- エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保

### (3) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

## 4 防災リーダーとの連携

市は、自主防災組織の育成・住民への意識啓発等を推進するために、防災リーダーとの連携・協力を図り、また活用する中で市民の防災及びボランティアコーディネーター等に係る理解促進・意識高揚を図るための防災講座等の開催に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

## 5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

### (1) ボランティアの受入体制の整備

- ア 市は、あらかじめ平常時において、定期的に次の(ア)、(イ)等の災害発生時の対応や連絡体制に

ついて、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、災害時に災害ボランティアセンターを常滑市役所内又はとこなめ市民交流センター内に常滑市社会福祉協議会と連携して設置することとし、運営は社会福祉協議会が行うこととする。

この設置及び運営が円滑に行えるよう、両者は平常時より連携を密にする。

なお、市は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材及びボランティアの活動に必要なヘルメット、マスク等、一定の活動用資機材を確保する。

(イ) 市は、災害時にコーディネーターの派遣を要請するためNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）との連絡体制を整える。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーターの養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、防災ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

6 啓発育成事業

市は、平成20年度に自主防災組織の育成、市民の防災意識向上等を目的に、常滑市社会福祉協議会、常滑市防災ボランティアリーダー会と連携し、常滑市民防災講座を開催した。

その後、常滑市防災リーダー養成講座を毎年開催しており、今後も市民レベル、地域レベルでの防災力向上を目指した取組みとして事業を実施していく。

7 地区防災計画

自主防災組織における地区防災計画策定状況は以下のとおり。

番号	地区名	計画名	策定年度	備考
1	瀬木区	瀬木区防災計画	平成30年度	

〔資料編〕 付属資料 瀬木区防災計画



### 第3節 企業防災の促進

#### 1 企業における措置

##### (1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

##### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

##### (4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

##### (5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にしている意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

#### 2 県（経済産業局、防災安全局）、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

#### (1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

##### ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

##### イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

#### (2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第2章 水害予防対策

### ■基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業及び維持管理を実施する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施し、市土の保全を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市土の保全を図る。

### 第1節 河川防災・雨水出水対策

#### 1 市における措置

## (1) 河川維持修繕

平常時から、河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

## (2) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

## (3) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

## (4) 予想される水災の危険の周知等

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

## (5) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

## 2 現況

(1) 矢田川（流域面積16.2km<sup>2</sup>、流路延長6.2km）

本河川は、本市最大で2級河川に指定されている河川で、矢田橋から上流の改修工事は昭和42年度に完成した。矢田橋から下流約3,500m区間は、昭和50年度から緊急防災対策河川事業と中小河川改修事業により整備し完成した。浚渫工事は随時実施している。

なお、水門工事は、高潮対策事業にて昭和60年度に完成した。

(2) 前山川（流域面積4.9km<sup>2</sup>、流路延長3.7km）

本河川は、本市第2の河川で金山字乗田及び汐見坂の境まで2級河川に指定されている。前山橋から下流2,400mの改修工事は、昭和56年度に完成した。上流部は県営総バ事業により昭和59年度に完成した。

県営かんがい排水事業前山池は平成元年度に堤体工等が完成し、平成7年度に独立行政法人水資源機構に事業承継された。

(3) 後川（流域面積2.0km<sup>2</sup>、流路延長0.5km）

本河川は、矢田川左支川で久米字出口地内を水源とし、下流は矢田川に合流する河川である。矢田川改修計画と整合を図り、県営総バ事業により改修した。

(4) 久米川（流域面積1.8km<sup>2</sup>、流路延長2.8km）

本河川は、矢田川左支川で久米字東太郎地内を水源とし、下流は矢田川に合流する河川であり、矢田川改修と整合を図り、昭和57年度から県営総パ事業により改修し、平成元年度完成した。

(5) 鬼崎下水路（流域面積0.7km<sup>2</sup>、水路延長1.1km）

本下水路は蒲池地区を横断し、鬼崎漁港に流下する下水路である。昭和50年度から中流部でバイパス工事を施工し完成した。

(6) 井口川（流域面積1.7km<sup>2</sup>、流路延長3.3km）

本河川は、多屋地区郷名池を水源とし、多屋地区及び榎戸地区を流下する河川である。昭和55年度に改修工事に着手し、準用河川区間は平成6年度に完成した。上流の砂防河川区間については、県が改修工事を施工し、平成18年度に完成した。

(7) 浜田下水路（流域面積3.6km<sup>2</sup>、水路延長3.9km）

本下水路は、瀬木地区椎池を水源とし、北条地区及び多屋地区を流下する下水路である。昭和48年度から都市下水路事業に着手し、昭和59年度に完成した。河口部は空港対岸部の埋め立てにより新設され、上流部は区画整理事業（ニュータウン）で平成20年度に完成した。

(8) 大落川・大落下水路（流域面積3.0km<sup>2</sup>、流路延長2.8km）

本河川及び下水路は、奥条地区池田口池及び青池を水源とし、奥条、山方、市場及び瀬木の各地区を流下し常滑港に流出するもので、継続して改修工事を施工し平成13年度には市街化区域内は完成した。

(9) 樽水川（流域面積2.3km<sup>2</sup>、流路延長2.9km）

本河川は、樽水地区島池を水源とし、樽水地区を流下し河口は常滑港（樽水地区）に達する河川で、中流部から上流部は昭和62年度から2か年で県営総パ事業により改修が完成した。また、断面不足のため、国道247号から河口までの改修工事は、昭和54年度に着手し平成3年度に樽水橋を除いて全延長完成した。

(10) 唐崎川（流域面積2.6km<sup>2</sup>、流路延長2.0km）

本河川は、西阿野地区徳池を水源とし、西阿野地区を流下し海岸に達する河川で、浜砂のたい積が甚だしいため昭和53年度より緊急農地等防災事業により、国道247号から市道西阿野檜原線まで改修し、上流は県営総パ事業により昭和55年度から改修し昭和58年度に完成した。

(11) 境川（流域面積3.9km<sup>2</sup>、流路延長2.6km）

本河川は、檜原地区檜原大池を水源とし、檜原、古場及び苅屋の各地区を流下する河川であり、愛知用水放水路となっているが、昭和49年度から県営総パ事業により改修工事に着手し昭和53年度に完成した。

(12) 大谷川（流域面積1.6km<sup>2</sup>、流路延長1.2km）

本河川は、大谷地区猿喰池を水源とし、大谷地区を流下する河川で、堤防の荒廃が甚だしいため昭和41年度から一部改修工事を施工し、昭和51年度で完成した。その後、緊急農地等防災事業により下流部にバイパス水路を施工し、昭和62年度に完成した。

(13) 稲早川（流域面積3.1km<sup>2</sup>、流路延長2.7km）

本河川は、小鈴谷地区下細谷池を水源とし、小鈴谷、広目及び坂井の各地区を流下する河川で

ある。

広目橋から下流は昭和48年4月に2級河川に指定され、昭和59年度から県営総合農地開発事業及び国道247号改良事業と整合を図りながら整備した。また、坂井字角田から上流は砂防河川で、昭和63年度から県事業により整備し、平成14年度に完成した。

## 第2節 海岸防災対策

平成17年に空港島及び対岸部が竣工したことにより、本市の海岸線延長は空港島を含む全体で約33kmとなっている。既成市街地の海岸線延長は約21kmであり、空港対岸部を除くほとんどの海岸線は、伊勢湾台風により甚大な被害を受けた。現在、海岸線は海岸保全区域に指定されている。

### 1 市における措置

#### (1) 高潮、波浪対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。

#### (2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

### 2 建設海岸区域

#### (1) 現況

西之口海岸、多屋海岸を始め7.3kmが建設海岸であり、そのほとんどが高潮対策事業等により防潮堤護岸が完成している。苅屋漁港に隣接した大谷海岸に一部の天然海岸を有している。

なお、管理者は愛知県知事である。

#### (2) 計画

高潮から生命及び財産を保護するため、西之口海岸や坂井海岸等において、老朽化した施設前面で、緩傾斜護岸、突堤等の整備を進めている。

### 3 港湾区域

#### (1) 現況

常滑港を中心に空港島及び対岸部の一部を含んだ9.4kmの海岸が港湾区域である。前述のとおり伊勢湾台風で甚大な被害を受けたが、高潮対策事業により防潮堤、護岸及び防潮壁が完備した。その後、施設の老朽化や高潮及び波浪から生命財産を保全するため、消波ブロックが設置されている。

なお、管理者は愛知県知事である。

#### (2) 計画

空港島・前島以外の施設は、老朽化に対処するため、施設の保全を図っている。

### 4 漁港区域

#### (1) 現況

市長の管理である4つの漁港区域の海岸は、延長8.0kmである。その内訳は、大野漁港区域0.9km、鬼崎漁港区域3.0km、苅屋漁港区域2.3km、小鈴谷漁港区域1.8kmであり、高潮対策事業等によ

り防潮堤及び護岸が完成している。

(2) 計画

各区域で老朽化した護岸、突堤などを補修等で保全を図っている。

### 第3節 浸水想定区域における対策

#### 1 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市における措置）

(1) 区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

なお、市における排水施設等とは、市長が市で管理する公共下水道等の排水施設で雨水出水等により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した場合の排水施設等のことをいう。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときは、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

#### 2 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市町村等への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときは、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)
---------	----------------------------------

#### 3 市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避

## 難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(イ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設であって、国土交通省令で定める基準を斟酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもので、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

## (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## (3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

## (1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

## (2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

## (3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

〔資料編〕 付属資料 津波警戒区域内の要配慮者利用施設

## 第4節 農地防災対策

### 1 たん水防除

## (1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

## (2) 現況

二級河川矢田川と前山川に挟まれた地域は、低平な農地であり、度々たん水し、被害が発生していた。そこで昭和42年7月に小倉排水機場、昭和44年4月に小倉導水路が建設され、たん水被害は減少した。

しかしながら、その後の耐用年数経過による排水機能の低下及び地区開発による流水量の増加から旧排水施設では対応できなくなってきたので、県営たん水防除事業により新たに小倉排水機場が平成21年度に完成し、平成22年度より供用開始をして地区内のたん水被害の解消を図る。

(別表4 雨水ポンプ場)

### 2 貯水池及びため池

## (1) ため池整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行う。

## (2) 関連調整事項

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

老朽ため池の現状は、資料のとおりである。

〔資料編〕 付属資料 老朽ため池

## (3) 現況

従来農業用水を確保するため、ため池を築造して農業を営んできた。これらの農業用水を総合



的に確保するため愛知用水事業が実施されたが、なお100か所以上のため池が存在している。

ため池は年を経るに従って漏水を始めるものが多く、万一決壊した場合は下流に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、これを未然に防ぐため補強して災害を防止する必要がある。

また、県営総排事業等による畑地面積の増加、冬期かんがいの実施等による農業用水の不足を補うため新規水源施設として県営かんがい排水事業で前山池の堤体工等が平成元年度に完成し、平成7年度独立行政法人水資源機構に事業承継された。ため池の主なもの、資料のとおりである。

〔資料編〕 付属資料 農業用ため池

### 3 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

## 第3章 土砂災害等予防対策

### ■基本方針

- 県は、土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。
- 市は、集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

### 第1節 土砂災害の防止

#### 1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置

##### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

##### ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

平成18年度から、順次、地域指定が行われており、現在の市の指定区域及び付近の避難所等については付属資料の土砂災害警戒区域等のとおり。

なお、避難情報の基準及びその周知方法等は第4編災害応急対策第2章避難行動によるものとする。

〔資料編〕 付属資料 土砂災害警戒区域等

##### イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり

又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。(地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。)

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項  
（イ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ロ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ハ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(ニ) 救助に関する事項

(ホ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準につながる事項を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や

各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

## 第2節 砂防対策

### 1 県（建設局）における措置

#### (1) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

### 2 関連調整事項

がけ崩れ等の危険箇所の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。

### 3 現況

本市河川域の丘陵地の大半は砂防指定され、急傾斜地が多く、粘土等の採取、地域開発等に伴う人為による荒廃地も見受けられる。

なお、本市における砂防指定地面積は1,279.2haである。

## 第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

### 1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）及び市における措置

#### (1) 市土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の市土保全事業を積極的に推進する。

#### (2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、その旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

#### (3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

### 2 市における措置

#### (1) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

#### (2) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

### (3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

### (1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

### (2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

〔資料編〕 付属資料 土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設

## 第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

### 1 県（建設局）及び市における措置

#### (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者を対象に愛知県建築物地震対策推進協議会が開催する講習会に参加し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

#### (2) 相互支援体制の整備

県及び市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の1つとしてその体制整備を図る。

## 第4章 事故・火災等予防対策

### ■基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

### 第1節 海上災害対策

#### 1 市（消防機関）における措置

##### (1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

##### (2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

##### (3) 伊勢湾シーバース等

伊勢湾シーバース等の防災については、本市と出光興産株式会社愛知製油所、株式会社ジャパンエナジー知多製油所（旧日鉱共石株式会社知多製油所）及び伊勢湾シーバース株式会社と締結した協定書に基づき立入調査を実施し、資料報告を求める等防災に努めるものとする。

（〔資料編〕関係条例、協定書等 協定書（シーバース））

### 第2節 航空災害対策

#### 1 市における措置

「中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定」（〔資料編〕関係条例、協定書参照）に基づき、市は消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、中部国際空港株式会社と連携し、定期的に訓練を実施する。

#### 2 中部国際空港株式会社における措置

##### (1) 中部国際空港緊急計画連絡協議会構成機関との連携による総合訓練を実施

「中部国際空港緊急計画（消火救難・救急医療活動）」に基づき、中部国際空港緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。

##### (2) 消火薬剤等の整備及び常滑市との連携による消火救難訓練の実施

「中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、消火薬剤等の整備に努めるとともに、常滑市と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。

##### (3) 公益社団法人愛知県医師会との連携による消火救難訓練の実施

「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、公益社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

##### (4) 日本赤十字社愛知県支部との連携による消火救難訓練の実施

「中部国際空港及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。

(5) 一般社団法人愛知県歯科医師会との連携による消火救難訓練の実施

「中部国際空港医療救護に関する協定」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、一般社団法人愛知県歯科医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。

(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

(7) 救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備

救助・救急、消火活動に必要な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 県（都市・交通局、防災安全局）における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模航空災害時における防災行政無線の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模航空災害を想定し、大阪航空局中部空港事務所等の関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

4 県警察における措置

(1) 避難誘導、救出救助、交通規制等応急体制の整備

大規模航空災害時を想定し、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確にとることができるよう応急体制の整備に努める。

(2) 連絡体制の整備

大阪航空局中部空港事務所等関係機関と連携し、大規模航空災害発生時の連絡体制の整備を図る。

(3) 基礎資料の収集及び補正

大規模航空災害の発生に備え、基礎資料の収集及び補正に努める。

(4) 実践的な防災訓練の実施

大規模航空災害を想定し、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

5 市（消防機関）における措置

「中部国際空港及び空港周辺における消火救難に関する協定」に基づき、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、中部国際空港株式会社と連携し、定期的に訓練を実施する。

### 第3節 鉄道災害対策

- 1 県（防災安全局）、県警察及び市（消防機関）における措置
 

県、県警察及び市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- 2 中部運輸局、県（防災安全局）、県警察及び市（消防機関）における措置
  - (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理
 

中部運輸局、県、県警察及び市は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
  - (2) 防災体制の強化
 

中部運輸局、県、県警察及び市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

#### 第4節 道路災害対策

- 1 道路管理者（県（建設局）、市、県道路公社）における措置
  - (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
 

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
  - (2) 道路の防災対策
 

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。
- 2 道路管理者、県警察及び市（消防機関）における措置
  - (1) 実践的な訓練の実施
 

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
  - (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
 

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- 3 県（建設局、防災安全局）、県警察及び市における措置
  - (1) 救急救助用資機材の整備
 

県、県警察及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
  - (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
 

県、県警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

#### 第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

- 1 県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置
  - (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
 

県及び市は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとと



もに、屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

県及び市は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

2 市における措置

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

（〔資料編〕 付属資料 危険物施設状況表）

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

5 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

## 第6節 高圧ガス保安対策

1 中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市における措置

中部近畿産業保安監督部、県及び市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

ア 高圧ガス保安法の周知徹底

イ 各種講習会及び研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

## エ 保安活動促進週間の実施

## (2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所、消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各種事業所における実状把握及び各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

## (3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地域防災協議会の育成

## 2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

## 3 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

## 4 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

（〔資料編〕 付属資料 高圧ガス等主要事業所）

## 第7節 火薬類保安対策

## 1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

中部近畿産業保安監督部、県及び名古屋市は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。

## (1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の周知徹底
- イ 各種講習会及び研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱指導
- エ 安全管理運動の実施

## (2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所、消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各種事業所における実状把握及び各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

## (3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施

イ 防災訓練等の実施

ウ 定期自主検査の実施及び責任体制の確立

## 2 市における措置

市は、事業者との間で災害防災協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

火薬類等による災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護し快適かつ良好な生活環境を保全するため、日油株式会社愛知事業所は、本市と締結した協定書に基づき火薬類等の製造、貯蔵、運搬等の事故防止と施設の維持管理に努めるものとする。

〔資料編〕関係条例、協定書等 火薬類災害防止協定書

## 3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、製造施設及び火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておく。

## 4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

## 5 関連調査事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

## 第8節 林野火災対策

### 1 現況

毎年十数件の枯れ草等を焼くその他の火災が発生しており、発生場所により延焼拡大し、林野火災となるおそれがある。昭和47年3月には、14haを焼失する林野火災が発生している。

### 2 計画

#### (1) 啓もう宣伝

一般に林野・その他の火災の予防に対し関心が薄いので、発生が多い2月から4月までの時期を重点に啓もう宣伝に努める。

#### (2) 共同ボタ焼きの実施

林野・その他の火災多発期に入る前に、各地区で共同してボタ焼きを実施する。

#### (3) 住民の協力等

ア ボタ焼き等を行う関係者は、常滑市火災予防条例（昭和37年常滑市条例第3号）及び常滑市火入れに関する条例（昭和60年常滑市条例第2号）に基づき実施する。

イ 河川、ため池などの自然水利の活用による防火用水の確保に協力する。

ウ 家屋への延焼防止のため、住宅地付近の枯れ草を除去する（危険なものについては、消防本部から文書指示を行う。）。

## 第5章 建築物等の安全化

### ■基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

### 第1節 交通関係施設対策

#### 1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

#### 2 道路

県、市は、次の対策を実施又は推進する。

##### (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

なお、道路・橋梁の現況は、資料のとおりである。

〔資料編〕 付属資料 道路状況

〔資料編〕 付属資料 橋梁状況

##### (2) 道路整備

災害救助、復旧作業等で発生する多量の交通を可能とするため、現道路の改良及び舗装を行い、交通容量の増加を図るとともに道路被災の減少を図る。

##### (3) 重要道路の路線計画

災害時の復旧作業の主要幹線である重要道路は、交通途絶の状態に陥ることがあってはならない。

交通途絶が救助や復旧作業あるいは経済上著しく支障となることから、重要道路について、災害予防の見地から路線計画、構造等に十分な対策を講ずる。

##### (4) 橋梁対策

橋梁の被害は、災害救助及び復旧作業の障害となるので構造等に十分な対策を講ずる。特に災害予防の見地から重要橋梁については、落橋防止構造等の対策を講ずる。

##### (5) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、必要な対策を指導し転落防止の安全性の向上を図る。

#### 3 鉄道

鉄道は、長短両距離にわたる大量輸送に適し、交通に占める位置は大きい。市内を走る鉄道施設は、中部国際空港駅から大野町駅までの区間9.4kmで、名鉄常滑線（大野町～常滑）5.2km、空港線（常滑～中部国際空港）4.2kmからなっている。

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 空港

大阪航空局中部空港事務所及び中部国際空港株式会社は、航空機事故等による災害を防止するため、航空保安施設等の整備を推進する。

5 港湾・漁港

(1) 漁港改修

県及び市は、外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

(2) 現況

ア 常滑港

泊地の面積は230,000㎡で、水深-1.5m～-4.5mは137,300㎡である（防潮堤等は岸壁480m、物揚場1,830m）。保示地区の整備は昭和56年度に着手し、平成5年度に完成した。

空港地区は、平成15年から17年にかけて防波堤L=150m、浮棧橋1基、道路L=80m、岸壁L=100mを、りんくう地区は岸壁L=100mを整備した。

樽水地区は、-2.5m物揚場、-2.5m泊地11,000㎡である。

イ 大野漁港

昭和62年度に完成した泊地の面積は水深-1.5mで9,500㎡である。

ウ 鬼崎漁港

蒲池地区は、昭和58年度から整備に着手し、第7次整備計画、第9次整備計画及び漁港漁場整備長期計画として、-2.5m物揚場、-2.5m泊地、航路、防波堤、-1.0m物揚場及び船揚場の整備を実施し、泊地の面積は水深-1.0m～-2.5mで57,500㎡である。また、榎戸地区は、平成10年度までに物揚場、-2.5m泊地、-2.5m航路及び防波堤を整備し、泊地の面積は水深-1.0m～-2.5mで29,010㎡であり、利用調整施設は-2.5m物揚場、-2.5m泊地22,600㎡である。

エ 荻屋漁港

昭和48年度に完成した泊地の面積は水深-1.0m～-2.0mで23,520㎡である。

オ 小鈴谷漁港

小鈴谷地区の泊地は昭和56年度に完成し、泊地の面積は水深－1.0mで36,900㎡である。また、大谷地区の泊地は平成7年度に完成し、面積は水深－1.5mで17,775㎡である。

## 第2節 ライフライン関係施設対策

### 1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

#### (1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

#### (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

### 2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

#### (1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性、耐震性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

#### (2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

また、地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

#### (3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

#### (4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

#### (5) 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出勤及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は、関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とするとともに、水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置をとる。

主要施設の種別及び名称は付属資料のとおり。

（〔資料編〕 付属資料 上水道施設）

(2) 上水道施設の災害予防措置

ア 県営知多浄水場と常に緊密な連絡を取る。

イ 風水害の予想される台風、集中豪雨等に際しては、配水管路、加圧ポンプ施設等の巡視を行い、事前に必要な補強を行う。

ウ 商用電源の停電時に備え、自家発電設備等を点検する。



エ 制水弁の開閉度の運用状況を点検する。

(3) 上水道施設及び設備の整備並びに資器材の整備及び備蓄

ア 上水道施設及び設備の整備

- (ア) 上水道施設の整備は、計画的に耐震性の向上、災害に対する安全性の確保に努める。
- (イ) 大規模災害発生時に主要な避難所となる小中学校等の重要給水施設に対し、継続した給水を確保するため、耐震管路を整備する。
- (ウ) 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、各配水池に緊急遮断弁を設置している。
- (エ) 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

イ 資器材の整備及び備蓄

- (ア) 応急給水用資器材の備蓄を進める。
- (イ) 応急復旧用資器材の備蓄に努める。

5 下水道

下水道管理者（県及び市）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資器材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資器材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設

(1) 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

ア 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化を進める。

イ 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

ウ 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

## エ 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

## オ 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

## (2) 無線通信施設

## ア 対県防災行政無線

対県との防災に関する情報の収集、伝達等を図るため、対県防災行政無線通信施設の基地局を市役所防災危機管理課と消防本部に設置した。

## イ 市移動系防災行政無線

防災に関する情報の収集、伝達等を図るため、令和元年度に市移動系防災行政無線を更新整備した。

## ウ 同報系デジタル防災行政無線（同報無線）

災害時における市民等への情報伝達の迅速化、確実性の強化を図るため、平成29年度に着工し、平成30年度に整備完了した。

（送受信機器の内容）

- ・親局：常滑市役所
- ・副親局：常滑市消防本部
- ・子局：87局（平成29年度に沿岸部を中心に53局、平成30年度に残り34局を整備）
- ・戸別受信機：平成30年度に防災拠点施設へ100基設置、平成31年度から防災ラジオを希望者に有償配布
- ・その他：コミュニティ放送が可能なシステム構成

## エ 消防無線

消防無線通信施設は、平成27年4月1日にアナログ方式からデジタル方式に移行した。

## オ 災害用携帯電話

防災に関する情報の収集及び伝達の一層の充実を図るため、災害用携帯電話（災害時優先電話）を常備した。

## カ その他

競艇事業用無線も利用することができる。

### 第3節 文化財保護対策

#### 1 県（県民文化局）及び市における措置

## (1) 防災思想の普及

文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

## (2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

## (3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

## (4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

## (5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

## (6) 文化財及び周辺的环境整備

文化財並びに周辺的环境整備を常に実施する。

## 第4節 防災建造物整備対策

### 1 県（建設局）及び市における措置

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

### 2 県（教育委員会）、市及び各学校等管理者における措置

#### (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

（〔資料編〕 付属資料 文教施設）

#### (2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

#### (3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

## 第6章 都市の防災性の向上

### ■基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要

な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

## 第1節 都市計画のマスタープランの策定

### 1 県（都市・交通局、建築局）及び市における措置

都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

なお、本市は防災建築街区の指定を受けていないが、将来に備え、十分な検討を要する。

## 第2節 防災上重要な都市施設の整備

### 1 県（都市・交通局、建築局）及び市における措置

#### (1) 都市における道路の整備

道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

#### (2) 都市における公園等の整備

大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地を積極的に保全していく。

## 第3節 建築物の不燃化の促進

### 1 県（都市・交通局、建築局）及び市における措置

#### (1) 防火・準防火地域及び法第22条の区域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

ア 既に密集市街地化としている地域はもちろん将来密集市街地化の予測される地域については、防火地域又は準防火地域の拡大を検討する。

イ 法第22条の区域は、防火地域及び準防火地域以外の市全域とする。

なお、本市における防火地域は66ha、準防火地域は332haである。

## (2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。また、県及び市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

## 第4節 市街地の面的な整備・改善

### 1 県（都市・交通局、建築局）、市における措置

#### (1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

#### (2) 災害対策等に関する土地利用規制

##### ア 災害危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域は、これを更に検討のうえ指定する。

## 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画（BCP）や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■市の措置

区 分	主 な 措 置
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	1 防災施設等の整備 2 防災用拠点施設の整備促進 3 防災中枢機能の充実 4 浸水対策用資機材の整備強化 5 地震計等観測機器の維持管理 6 緊急地震速報の伝達体制整備 7 防災用拠点施設の屋上番号表示

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

県、市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、県は、市の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、平成29年3月に「常滑市業務継続計画（BCP）【南海トラフ地震想定】」を策定し、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、次の事項について定めた。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

県、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 県及び市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 県、市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資器材の整備強化

県及び市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

県及び市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(13) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

2 市における措置

(1) 市は、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。



(2) 市は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

### 3 情報の収集・連絡体制の整備等

#### (1) 情報の収集・連絡体制

県及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### (2) 通信手段の確保

##### ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

##### イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害においては浸水する危険性が低い場所、風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

##### ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

##### エ 防災カメラの整備

市民の自主的な避難行動に活用するとともに、防災関係者が遠隔地から災害状況を確認して迅速な対応を実施するため、防災カメラを整備する。

##### オ その他

災害時の情報の収集・伝達のため、通信施設・設備等の整備に努めることとし、愛知県高度情報ネットワークについては、愛知県無線運営協議会に参画し、関係者との連携した運用を図る。

その他、緊急地震速報等の災害時情報を市民へ伝達する手段として、同報系情報伝達機器の整備を進める。

#### (3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

### 4 救助・救急等に係る施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

#### 5 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛を導入する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

#### 6 非常用水源の確保

災害時における応急給水用の水源について、あらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

##### (1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水本管からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	配水本管からの仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

##### (2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

##### ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

大規模地震等の発生時に県営水道から直接水道水を供給するため、市内10箇所に「応急給水支援設備」を設置している。

(応急給水支援設備設置場所)

三和児童館付近、青海中学校付近、常滑市体育館付近、こども園あるこ付近、常滑東小学校付近、西浦北小学校付近、南陵公民館付近、檜原公会堂付近、小鈴谷児童館付近、小脇公園付近

##### イ 水道用配水施設の利用

受水不能に備え制水弁操作を行い、最大限貯水した配水池を利用して応急給水する。

##### (3) 飲料水以外の生活用水としての水源

常滑市温水プールに設置された緊急用浄水装置を利用し、浄化した水を生活用水として利用する。

## 7 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

## 8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

## 9 災害廃棄物処理に係る事前対策

### (1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

### (2) 県災害廃棄物処理計画の策定

県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災

害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

### (3) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

さらに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

## 10 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

## 第8章 避難行動の促進対策

### ■基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

## ■本市の避難場所、避難所と指定緊急避難場所及び指定避難所との関係

災害対策基本法上の名称	名称(市)	概要
指定緊急避難場所(災害対策基本法49条の4)	一時避難場所	地震等が発災した場合に、避難者が一時に集合する場所、又は一時的に待避して身の安全を確保する場所としての施設・場所
	広域避難場所	大規模地震や大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所としての施設・場所
指定避難所(災害対策基本法49条の7)	避難所 福祉避難所	災害などにより被災した市民等が、屋内の施設で身体や生命を守る場所

### 第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 1 県(防災安全局)における措置

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線(高度情報通信ネットワーク)等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム(Lアラート)を活用するための体制を整備する。

#### 2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民や要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(〔資料編〕 附属資料 Jアラートの自動放送の基準一覧)

#### 3 県(防災安全局)、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 第2節 避難場所の指定等

#### 市における措置

##### 1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を

行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

#### (1) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

#### (2) 一時避難場所の確保

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

### 第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

#### 1 市における措置

##### (1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。

イ 津波災害事象の特性に留意すること。

ウ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

- (イ) 気象予警報及び気象情報
- (ウ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- (エ) 海岸の水位情報
- (オ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、土砂災害危険度情報

エ「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。

オ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

- (ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
- (イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
- (ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）
- (エ) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
- (オ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域

カ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

キ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ク 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

- (ア) 避難情報を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が

発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

- (ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

- (エ) 津波に係る避難情報については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。
- (オ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。

## (2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

## (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り



込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

## 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

### 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

#### (1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

#### (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

## 2 土砂災害警戒区域のある市における措置

土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定める内容については、第3章第1節に定めるところによる。

## 3 避難行動要支援者の避難対策

第9章 第2節 要配慮者支援対策 4 避難行動要支援者対策参照

## 第5節 避難に関する意識啓発

### 1 市、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市、県及び名古屋地方気象台は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施するものとする。

#### (1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行ったときは、市は、次の事項につき地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と避難所の役割が違うこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

#### (2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- (ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- (イ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。)
- (ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
- (エ) 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。
- (オ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 市は、避難所及び避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時におけ

る市民の生活環境の確保に努めるものとする。

- 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、「常滑市災害時要支援者支援マニュアル」に基づいて実施する。

- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。

また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

## 第1節 避難所の指定・整備等

### 1 市における措置

#### (1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、更に市町村相互の応援協力体制のバックアップの下に避難所等の整備を図る。

指定避難所となる公共施設においては、特定天井の改修や非常用発電装置の整備など、避難所として機能を果たすことができるよう必要な改修を実施するものとする。

なお、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。

また、避難所開設時において、生活物資等を運搬する車両や自衛隊の車両など、様々な用途の車両による敷地内への乗り入れが想定されることから、市は、防災倉庫を持つ主要避難所及び広域避難場所において、大型車両が進入できるよう進入路等の改良を検討し、計画的に整備を行う。

#### (2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等

を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一 家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の確保：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー

機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光機、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 常滑市避難行動要支援者支援制度

市では、ひとり暮らし高齢者、障がい者などの要配慮者に登録を呼びかけて名簿を作成し、その情報を平常時から区長及び民生委員等の地域の支援者に提供することによって、必要な支援を円滑に受けられることができるよう支援制度を運用している。

今後は、災害発生時に安否確認や避難誘導などの支援が円滑に行われ、人的被害の軽減が図られるよう、地域の実情に応じた支援に関する仕組みづくりが進むよう、関係者と連携して取り組んでいく。

### 2 社会福祉施設等における対策

#### (1) 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防及び災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ

め自主防災組織等を整備し、動員計画、非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに近隣施設、地域住民、ボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備及び災害情報の提供

市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るとともに、市はケーブルテレビ、Webサイト等を活用し、土砂災害警戒情報等の災害情報の提供に努める。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育及び防災訓練の充実強化を図る。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧及び生活必需品の備蓄を図るよう努める。

※なお、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第3編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」参照のこと。

(5) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育及び防災訓練の充実強化を図るものとする。

4 避難行動要支援者対策

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

## (2) 避難行動要支援者名簿の整備等

### ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

(ア) 要介護認定を受けている者（要介護3以上）

(イ) 身体障害者手帳1～3級の身体障がい者、1級若しくは2級の視覚障がい者、2級程の聴覚障がい者

(ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

(オ) 高齢者（70歳以上）のみの世帯の者

(カ) 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

### ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

### エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておくものとする。

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への情報提供にあたっては、避難行動要支援者名簿に登載された本人から同意を得たうえで行うものとし、避難支援等関係者は消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他市長が認めた団体等とする。併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に



支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、常滑市避難行動要支援者支援制度実施要綱の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

### (3) 個別避難計画の作成等

#### ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

#### イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

#### ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

### (4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

#### ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

#### イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用

する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

#### ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

##### (ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

##### (イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

##### (ウ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

##### (エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

##### (オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 5 外国人等に対する防災対策

県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど

簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育及び防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

### 第3節 帰宅困難者対策

#### 1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

##### (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

##### (2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

##### (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

#### 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第10章 広域応援・受援体制の整備

### ■基本方針

- 防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるも

のとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

## 第1節 広域応援・受援体制の整備

### 1 県（防災安全局、各局）及び市における措置

#### (1) 応援要請手続の整備

県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

#### (2) 応援協定の締結等

##### ア 相互応援協定の締結

県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

(ア) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）

(イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

##### イ 技術職員の確保

県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

##### ウ 民間団体等との協定の締結等

県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等との応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

#### (3) 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入

れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

#### (4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

#### (5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

### 2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

### 3 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

県（防災安全局、各部局）及び市における措置

#### ア 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

#### イ 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

### 4 防災活動拠点の確保等

県（防災安全局、各部局）及び市における措置

県及び市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け

入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

## 第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

### 1 県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置

#### (1) 緊急消防援助隊

県及び市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

#### (2) 広域航空消防応援

県及び市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

#### (4) 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体

制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPA T）等の整備に努めるものとする。

(5) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

## 第11章 必需物資の確保対策

### ■基本方針

- 災害により飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄、分散備蓄により、必要な生活物資の確保に努める。

### 第1節 実施内容

#### 1 飲料水の確保体制の整備

県及び市は、相互に協力して、発災後3日間は1人当たり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、飲料水の確保体制の整備に努める。

- (1) 給水車の整備
- (2) 給水用資機材の整備
- (3) 相互応援体制の整備

#### 2 食品及び生活必需品の確保

県、市及び関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備に努める。

##### (1) 主食及び副食の確保

県及び市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を自ら確保又は関係機関から調達する。また、県は必要に応じ関係機関を斡旋する。

##### (2) 生活必需品の確保

市は、災害時に必要な生活必需品を備蓄し、量の確保が困難なときは、「災害時における物資調達に関する協定書」の協定先から購入し、又は県へ援助の要請をする。

（主な生活必需品）

毛布、被服、日用品、炊事道具・食器類、光熱用品、医療品等、衛生用品、仮設トイレ、携帯トイレなど。

〔資料編〕 関係条例、協定書等 災害時における物資調達に関する協定書参照

### 3 備蓄目標

#### (1) 食糧及び生活必需品

市は「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年5月）／愛知県防災会議地震部会」により示された南海トラフ地震の想定避難者数11,000人に対応できる食糧及び生活必需品の備蓄を当面の目標として進めることとし、本目標数を常時備蓄できる体制が整った時点で、あらためて備蓄目標等を見直すこととする。

なお、引き続き市民に対しては可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧等の備蓄を呼びかけることとする。

##### (主要備蓄品目標数)

品目	備蓄目標数	備考
食糧	33,000食	避難者数約11,000人×3食以上
飲料水	500ml	避難者数約11,000人×3本
	2l	2l 3,000本
毛布	22,000枚	避難者数約11,000人×2枚
携帯トイレ	55,000枚	避難者数約11,000人×5枚

#### (2) その他資機材等

市は、上記食糧等のほか、避難所運営、被災生活に必要な資機材についてもあわせて備蓄を進める。

##### (主要資機材目標数)

品目	備蓄目標数	備考
仮設トイレ	46基	防災拠点施設及び主要避難所に各2基 (1,000人以上避難できる施設4基)

### 4 備蓄倉庫の整備計画

市は、食糧及び生活必需品を備蓄するために必要な防災倉庫を防災上の拠点となる公共施設及び主要な避難所となる公共施設に整備する。

整備にあたっては、原則、施設敷地内の屋外に耐水・耐震性を有する倉庫を設置することとし、屋外への設置が困難な場合、また施設管理者の合意がある場合等には施設内の空室等を倉庫として利用することとする。

#### (1) 防災拠点施設防災倉庫（7箇所）

大規模災害発生時に拠点となる公共施設に「防災拠点施設防災倉庫」を整備し、災害時に必要な施設へ食糧・物資等を配送するための備蓄を進める。各倉庫への備蓄目標は以下のとおりとする。

##### (整備計画)



防災拠点施設名		備蓄目標数					備考
		食糧	飲料水	毛布	携帯トイレ	仮設トイレ	
1	市役所	各1,300	各450	各300	各300	各2	H20設置
2	青海公民館						H23設置
3	とこなめ市民交流センター						H25設置
4	南陵公民館						H23設置
5	市体育館（常滑公園）	2,600	900	3,000(※)	600	4	H18設置
6	消防本部	1,300	450	300	300	2	消防本部内 倉庫代用
7	ボートレースとこなめ	2,600	900	600(※)	600	4	施設内倉庫 代用
計		11,700	4,050	5,100	2,700	18	

(※) 常滑市体育館は、施設内に備蓄毛布約3000枚を既に備蓄している。

(※) 常滑市体育館、ボートレースとこなめは避難可能人数が1,000人を超えるため他施設の倍の備蓄数を目標とする。

## (2) 主要避難所防災倉庫（13箇所）

大規模災害発生時に主要な避難所となる小中学校に「避難所防災倉庫」を整備する。

整備にあたっては、各施設敷地内（屋外）への防災倉庫設置を計画的に行うこととし、倉庫内には、特に初動時における避難者への備蓄物配布等が可能な体制を整えるため、各100人の避難者を受入れ可能な備蓄を当面の目標とする。

設置以前については、既存施設で利用可能なスペースがある場合は暫定的な防災倉庫として有効利用することとし、平成21年度から全13小中学校内に非常食120食及び毛布50枚を備蓄、平成26年度から非常食のほか、毛布を100枚に、生活物資を追加するなど備蓄を拡大した。

避難所名		備蓄目標数					備考
		食糧	飲料水	毛布	携帯トイレ	仮設トイレ	
1	三和小学校	各500	各100	各200	各500	各2	H23設置
2	大野小学校						施設代用
3	鬼崎北小学校						H27設置
4	鬼崎南小学校						H22設置
5	常滑西小学校						施設代用
6	常滑東小学校						H25設置
7	西浦北小学校						H24設置
8	西浦南小学校						H27設置
9	小鈴谷小学校						H23設置
10	青海中学校						H25設置
11	鬼崎中学校						施設代用
12	常滑中学校	1,000	200	400	1,000	4	H23設置
13	南陵中学校	500	100	200	500	2	H26設置
計		7,000	1,400	2,800	7,000	28	

※備蓄量については、倉庫整備とあわせての当面の目標とし、一定の倉庫整備ができた段階においてあらためて目標を定める。

※常滑中学校は避難可能人数が1,000人を超えるため他施設の倍の備蓄数を目標とする。

## (3) その他施設

上記の他、避難所として指定するその他施設の屋内スペースにも非常食等を備蓄する。

(付属資料Ⅳ－9－(1) 備蓄非常食等 P540)

## 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

### ■基本方針

- 国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

### 第1節 防災訓練の実施

#### 第1 基本訓練

##### 1 通信連絡訓練

気象予警報、対策通報、被害情報等を各機関相互に迅速かつ的確に通報するための訓練で、各事態を想定し、公共的団体、各区長等を通じ、住民も含めた立体的訓練を実施する。

##### 2 非常招集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡及び非常招集を1の通信連絡訓練に含めて実施する。

##### 3 水防工法訓練

雨期及び台風期前に、河川、ため池、海岸堤防等の決壊を未然に防止するための水防工法を修得させる訓練で、具体的な計画は、別に水防計画に定める。

##### 4 重要施設防護訓練

雨期及び台風期前に水門、樋門等重要な施設の防護の方法を修得させる訓練で、具体的な計画は、別に水防計画に定める。

##### 5 避難訓練

住民を安全な場所へ避難させるための勧告、指示等による誘導等を行う訓練で、1の通信連絡訓練に併せて行う。

なお、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）につ

いても実施に努めるものとする。

区 分	時 期	方 法
台風及び風水害に関するもの	6月・8月	市広報、ケーブルテレビ放送等
火災に関するもの 春の火災予防週間（山火事・車両） 秋の火災予防週間	3／1～3／7 11／9～11／15	市広報、チラシ各戸配布、ケーブルテレビ放送等 " " "
地震に関するもの 防災訓練	年間を通じて 11月上旬	市広報、チラシ各戸配布、ケーブルテレビ放送等
その他防災に関するもの	適宜（通年）	市広報、Webサイト

## 6 救難・救護訓練

孤立者、負傷者、でき者等の救助、救出、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、1の通信連絡訓練に併せて行う。

## 7 幹部訓練（図上訓練）

各種災害による被害を想定し、災害対策本部を開設し、その対策を協議する等幹部を対象とした図上訓練で、1の通信連絡訓練に併せて行う。

### 第2 総合訓練

#### 1 水防訓練

有機的な連携的動作の向上を図るため、各種の訓練を組み合わせる訓練で、具体的な計画は、別に水防計画に定める。

#### 2 地震火災訓練

大地震とそれに伴う火災に対処するための訓練で、地域住民、関係団体等の協力の下に、消火、避難、救難、救護、災害警備等に重点をおいて実施する。

#### 第3 広域応援訓練

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

#### 第4 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

#### 第5 県（教育委員会）、市及び学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

## (1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配備状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

## (2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

## (3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正及び整備を図る。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

### 1 県（防災安全局、関係局）、市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

## (1) 防災意識の啓発

県及び市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県は、地震体験車を市・消防本部等に貸し出すとともに、災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～トについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決

め等) について、あらかじめ決めておくこと)

シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 東海地震の予知に関する知識

タ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

チ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

ツ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

テ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ト 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## (2) 防災に関する知識の普及

県及び市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・地震・津波被害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、県及び市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市民に対しては、時期に応じた市広報、回覧等による防災知識の普及を図るとともに、地震・津波・浸水等に関する防災マップ、広報紙等を配布またはWebサイトに掲載する等によって住民の避難に必要となる各種災害情報を配布して防災思想の周知を図る。

なお、市広報等による周知時期は、おおむね次のとおりとする。

## (3) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

## (4) 家庭内備蓄等の推進

県及び市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他生活必需品について、可能な限り1週間程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推

進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

#### (5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

#### (6) 報道媒体の活用及び協力要請

県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

#### (7) 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第3節 防災のための教育

### 1 県（教育委員会）、市及び各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

#### (1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが

守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識・技術の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識・技術の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定等

(ア) 通学路については、警察署、知多建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係者と連携を図り、校区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検及び整備を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を熟知しておく。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

(1) 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等の連携を図るなど防災に関する専門的な知識や行動力を有する人材を

育成するための仕組みの構築に努める。

## (2) 地域住民に対する防災教育

防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。

## (3) 防災の日及び防災週間

昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深めるとともに、これらに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、毎年9月1日が「防災の日」、この日を含む1週間が「防災週間」と定められた。この目的に沿うため、この週間を中心に各区、企業、学校、幼保育園、各種団体等は、防災訓練、防災映画会等による防災教育を実施する。なお、第1節第2に定める総合訓練については、「世界津波の日」である毎年11月5日周辺に実施する。

## 第4節 消防計画

市域における消防責任を果たすため、消防施設等の整備、消防職員及び消防団員の教育訓練を実施するとともに、火災予防対策に努める。

### 1 消防の責任

市長は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定により、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

### 2 消防力の強化

#### (1) 消防組織

##### ア 常備消防

昭和40年に消防本部を設置し、逐次消防職員の増員と組織の整備を図り、昭和49年に北出張所、同50年には南出張所を設置した。

平成17年には、中部国際空港の開港に伴い、空港出張所を設置した。

平成24年4月に消防本部を飛香台に移設し、北出張所を統合した。

##### イ 非常備消防（消防団）

市制施行以来、分団等の統廃合を行い、現団員は4分団135人、装備も消防車、各種資機材を計画的に整備充実し、各種災害に対する即応態勢が確立されている。

##### ウ 消防災害支援隊

大規模災害発生時には、常備消防力及び非常備消防力の不足が予想されるため、地域住民による大規模災害発生時に限定して消防機関を支援する組織が整備されている。

##### エ 自衛消防力

会社、工場及び事業所の自衛消防の認識を深め、自ら被害の軽減を図るため、自衛消防体制の確立と施設の整備を図ることが重要であり、市は自衛消防力が更に強化されるよう指導する。

なお、市内自衛消防関係者で組織される常滑市防火危険物安全協会の育成に努め、自衛消防



力の強化について協力を要請する。

〔資料編〕 付属資料 自衛消防隊消防力

## (2) 消防施設等

大地震に備えた消防水利の整備、無線通信施設、団詰所等の整備に努め、10年以上経過する老朽の消防ポンプ、各種消防機器等を逐次更新し、新鋭化する。

また、ケーブルテレビデータ放送並びに同報系防災行政無線を活用し、各種の予警報及び災害の発生を迅速かつ確実に知らせる。

消防団員には、併せてメール配信システムが導入されており、全市的に初動体制の充実が図られている。

〔資料編〕 付属資料 消防本部保有消防力

〔資料編〕 付属資料 消防団保有消防力

## 3 消防職員及び団員の教育訓練

消防職員について、高度の知識及び技術の修得のため、順次県消防学校、消防大学校及び救急救命研修所へ入校させるとともに、平素の教育訓練を計画的に行うものとする。

消防団員については、定期訓練を始め、各種訓練、研修会等を計画的に行い、知識及び技術の習熟を図る。

## 4 応援協力関係

消防組織法第39条の規定により、知多地域及び愛知県内で相互応援に関して協定を締結するとともに、防災ヘリコプターによる消防支援活動については、愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定に基づき要請するが、河川、港内及び海上における船舶等の火災については、中部空港海上保安航空基地と業務協定を締結している。

〔資料編〕 関係条例、協定書等 自動車専用道路県道半田南知多公園線における消防相互応援協定

〔資料編〕 関係条例、協定書等 愛知県内広域消防相互応援協定

〔資料編〕 関係条例、協定書等 中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定

〔資料編〕 関係条例、協定書等 中部国際空港消防相互応援協定

〔資料編〕 関係条例、協定書等 自動車専用道路知多横断道路における消防応援協定書

〔資料編〕 関係条例、協定書等 知多地域消防相互応援協定書

〔資料編〕 関係条例、協定書等 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

〔資料編〕 関係条例、協定書等 中部空港海上保安航空基地と常滑市消防本部との業務協定

## 5 火災報告等

火災による災害が発生したときは、火災報告取扱要領に基づき報告する。

報告の系統 市長（消防本部） → 県知事（消防保安課） → 消防庁長官

# 第13章 防災に関する調査研究の推進

## ■基本方針

- 市は、国・県等関係者から提供される防災関係資料を活用して防災に関する調査研究を進め、その結果をもとに地域特性に応じた防災体制の確立を図る。

### 第1節 危険地域の把握及び被害の想定

過去の災害による被害状況について調査研究することにより、市内の危険箇所を把握し、また、関係機関から提供される資料を活用すること等により、被害想定を行う。

### 第2節 調査研究成果の活用

調査研究の成果については、市の広報誌・Webサイトへの掲載、防災マップの発行等により広く周知し、住民の防災意識向上を図る。

## 第14章 放射性物質及び原子力災害予防対策

## ■基本方針

- 市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 第1節 処理すべき事務

- (1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。
- (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。
- (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。
- (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。
- (6) 屋内退避、避難指示を行う。
- (7) 健康被害防止に係る整備を行う。
- (8) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。
- (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。
- (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。
- (11) 各種制限措置の解除を行う。
- (12) 心身の健康相談体制の整備を行う。

### 第2節 放射性物質・原子力災害予防対策

放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を

実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

また、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

#### 1 原子力防災に係る専門家との連携

県及び市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

#### 2 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

#### 3 環境放射線モニタリングの実施等

県及び市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱いに関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

#### 4 健康被害防止に係る整備

##### (1) 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

##### (2) 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

##### (3) 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

県及び市は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

##### (4) スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

県及び市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

#### 5 風評被害対策

(1) 県及び市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。

(2) 県及び市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日ごろから具体的かつわか

りやすく明確な説明に努める。

- (3) 県及び市は、住民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、6に定める知識の普及と啓発を行う。

#### 6 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び市は、住民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 県、市及び中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構が講じる対策の内容に関すること。
- (4) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること。

#### 7 原子力防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、県及び市は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

#### 8 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

県及び市は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構に協力を求める。

---

## 第 4 編 災害応急対策

---



## 第4編 災害応急対策

### 第1章 配備計画

#### ■基本方針

- 災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

#### ■市の主な活動（風水害想定）

発災	3日	1週間	復旧対応期
○災害対策本部の設置			
○災害対策要員の確保			
○国又は他市町村職員の派遣要請			

#### 第1節 配備及び活動

第2編第2により災害対策本部が設置されたときは、常滑市災害対策本部要綱に定める非常配備体制をとり、活動を実施する。

（〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市災害対策本部要綱）

#### 第2節 非常配備及び非常連絡

勤務時間外、休日等における職員の非常配備及び非常連絡は次のとおりである。

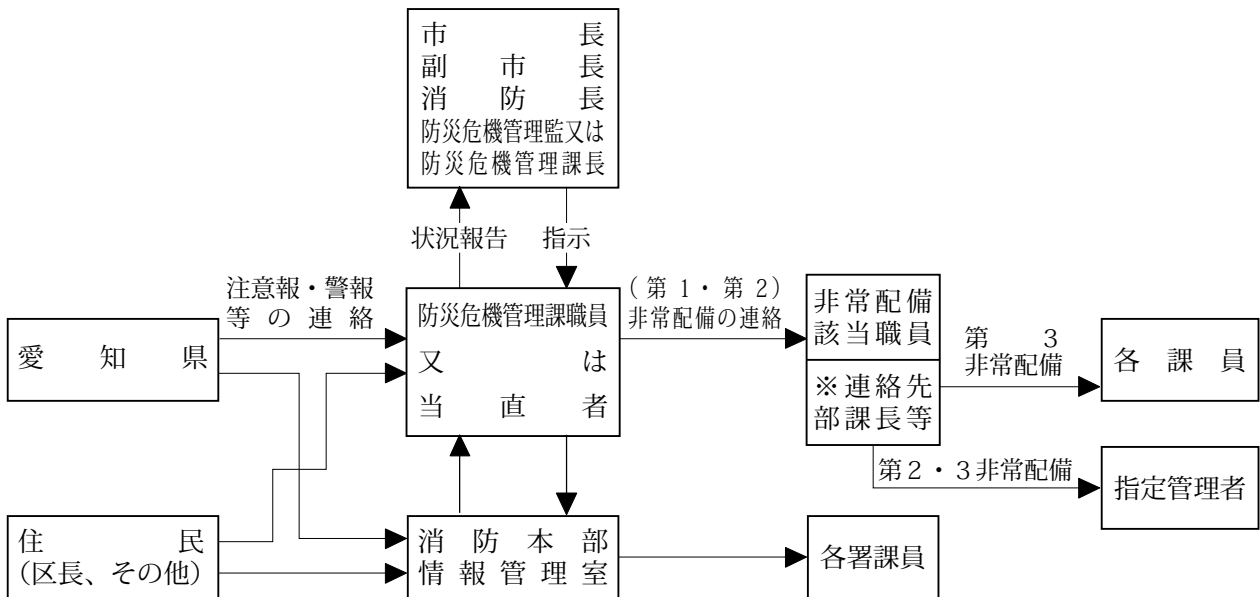
##### 1 非常配備

防災危機管理課又は当直者は、県及び消防本部等の関係機関から非常配備に該当する気象の注意報、警報等を受領したときは、直ちに防災危機管理監又は防災危機管理課長に報告して非常配備についての指示を仰ぐ。その結果、非常配備につくよう指示されたときは、職員参集メールや電話等で速やかに該当職員等へ伝達する。

##### 2 非常連絡

- (1) 市の無線通信を担当する職員（以下「通信担当職員」という。）は、勤務時間外、休日等において、非常配備に該当する注意報、警報等を受領及び区長その他から災害に関する緊急情報を受領したときは、直ちに防災危機管理課長その他必要と認める上司に報告する。
- (2) 通信担当職員は、前号の報告により上司から指示を受けたとき、及び当該指示を受ける以前であっても、状況により自らが必要と判断したときは、速やかに関係部署や関係機関に緊急連絡を行う。
- (3) 各課長等は、非常連絡を円滑に行うため、あらかじめ課員の非常連絡網を定め、防災危機管理課に届け出ておくものとする。また、所属の課員に連絡網を周知徹底しておかなければならない。
- (4) 課長等から連絡を受けた職員は、直ちに登庁し、所要の任務につく。

## 非常連絡系統図



※連絡先部長等……教育長、病院事業管理者、総務部長、企画部長、市民生活部長、福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、ポートルース事業局長、ポートルース事業局次長、病院事務局長、議会事務局長

### 3 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

### 4 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第3節 職員の派遣要請

### 1 市における措置

#### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### (3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣につい



て、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

#### (4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 第4節 災害救助法の適用

### 1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置

#### (1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

#### (2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実 施 者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

#### (3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の設置	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

#### (4) 救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

#### (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

#### (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

### 2 市における措置（災害救助法第13条）

#### (1) 救助の実施

市長は、市域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

#### (2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

### 3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、

次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

## 第2章 避難行動

### ■基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害に関する情報の伝達が迅速かつ正確になされるよう関係機関との連携のもとに体制を整備し、休日・夜間における体制にも留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○伝達された情報等の住民への周知徹底 <span style="float: right;">→</span>			
○津波の自衛措置 <span style="float: right;">→</span>			
○立退きの指示			
○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			

## 第1節 気象警報等の発表、伝達

### 1 水防警報中部地方整備局及び県（建設局）における措置

県は、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

### 2 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置）

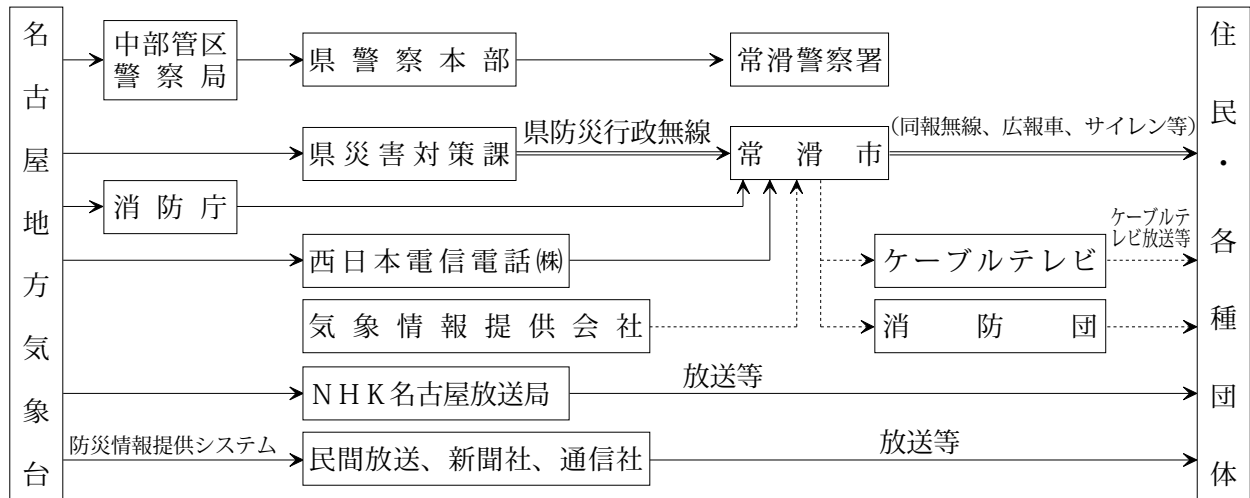
名古屋地方気象台及び県は、市町村ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。

### 3 気象警報等の伝達系統

気象予警報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえに欠くことができないもので、情報の迅速かつ的確な収集及び伝達の要領等について定める。気象警報等の伝達は、(1)～(9)のとおり行う。

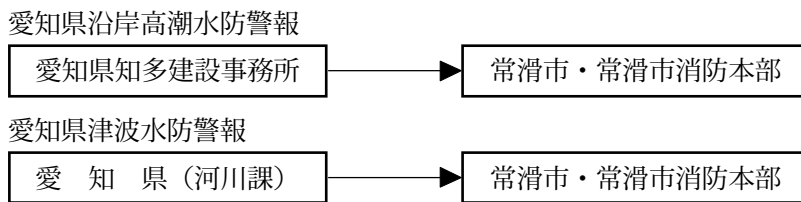
(1) 気象、水象に関する特別警報、警報等



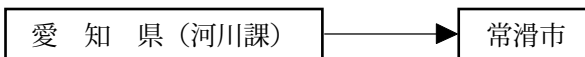
(注) 1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

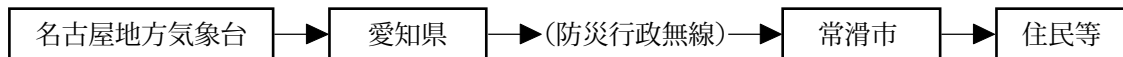
(2) 知事の発表する水防警報



(3) 高潮氾濫発生情報

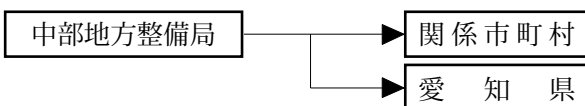


(4) 土砂災害警戒情報



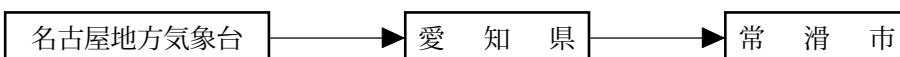
(5) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)

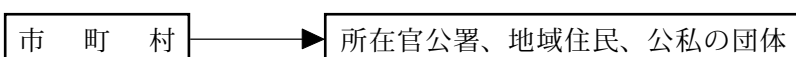


(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流・湛水など)が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

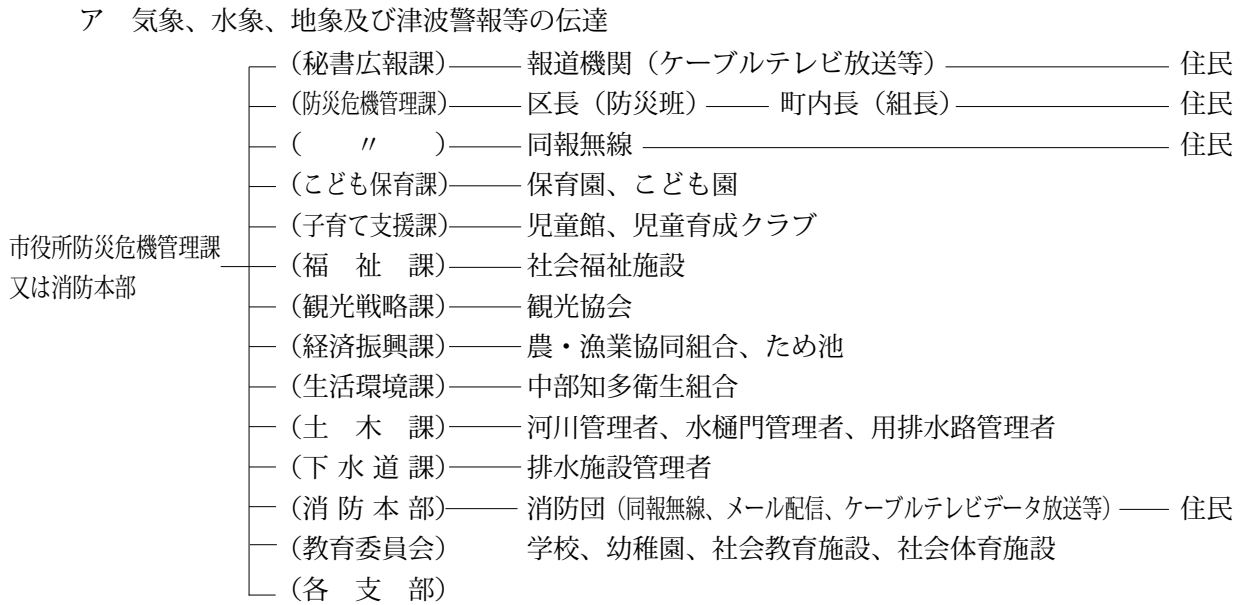
(6) 火災気象通報



(7) 火災警報



(8) 市が予警報を受けたときの住民その他関係機関への伝達経路



(9) 異常現象の通報災害の発生が予想される異常な現象 (以下「異常現象」という。) を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

4 注意報、警報、火災予防のための気象通報及び情報の伝達

(1) 県その他関係機関から通知される注意報、警報、火災予防のための気象通報及び情報を防災危機管理監又は消防長が受領したときは、前節の計画に従って当該予警報 (以下「予警報等」という。) を関係連絡先に伝達を行い、特に台風、大雨注意報、警報等の情報は、市長及び副市長に報告するとともに庁内関係部課長に対しても所要の伝達を行う。

伝達の確実を期するため、予警報等については、伝達された原文のとおり伝達する。

(2) 防災危機管理監又は消防長は、予警報等のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内に所要の連絡を行う。

(3) 各課長は、前号により通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

(4) 防災危機管理監又は消防長は、予警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにするため、書式No.1 伝達確認簿を作成し、保存する。

(〔資料編〕書式No.1 伝達確認簿 (様式2))

5 高潮に係る水位情報の周知 (県 (建設局) における措置)

県は、三河湾・伊勢湾沿岸 (田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで) について、水位が高潮特別警戒水位 (警戒レベル5相当情報[高潮]) に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

## 第2節 避難情報

### 1 市における措置

#### (1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

#### ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

#### イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

#### ウ 〔警戒レベル3〕高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令する。

#### エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

#### オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に

努めるものとする。

#### カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

#### (2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

#### (3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

#### (4) 水防管理者（市長）としての指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。(水防法第29条)

#### (5) 市長としての指示・勧告

災害が発生又は発生のおそれがあり、特にその必要があると認めるときは、立退きを指示又は勧告する。(災害対策基本法第60条)

### 2 避難情報の基準

避難情報は、次に挙げる災害の状況が認められるときを基準として、現場の状況を確認した上で実施する。

また、避難情報が発表されてから避難が完了するまでの避難時間は、避難所までの移動時間、避難情報を市民へ伝達する時間、市民が避難の準備をする時間を加えた1時間30分程度が考えられる。

#### (1) 洪水等

避難情報は、以下の基準を参考に発令する。判断基準に達しない場合についても気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

なお、内水氾濫による水害時の避難情報の発令については基準を設けず、降雨量や現地の状況、今後の気象予測等に基づき適宜判断する。

<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>次の1～3のいずれか1つに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水警報が発表され、かつ、気象台等の気象情報や雨量情報等による降雨見込と現地確認の結果、引き続き水位上昇の恐れがある場合</li> <li>2 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ol>
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>次の1～4のいずれか1つに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 矢田川の大野水位観測所の水位が、氾濫危険水位である1.90mに到達した場合（矢田川・前山川における避難指示発令対象地区が対象）</li> <li>2 矢田川・前山川・堀川・稲早川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）</li> <li>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 矢田川の大野水位観測所の水位が、堤防高（又は背後地盤高）である2.6mに到達した場合</li> <li>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> <li>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> </ol> <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）堤防の決壊や越水・溢水等の災害が発生したことが確認された場合</li> </ol> <p>※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば上記の1～5のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、上記のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p>



(2) 土砂災害

避難情報は、以下の基準を参考に発令する。判断基準に達しない場合についても気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

警戒レベル3 高齢者等避難	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>※ 大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む必要がある。</p> <p>2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合）（夕刻時点で発令）</p> <p>※ 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>次の1～5のいずれか1つに該当する場合</p> <p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>※ 土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む必要がある。</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>※ 大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>2 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※ 発令基準例1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はない。</p>

(3) 高潮災害

避難情報は、以下の基準を参考に発令する。判断基準に達しない場合についても、気象予測や巡視等の報告を含めて総合的に判断して発令する。

<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>次の1～4のいずれか1つに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨が言及された場合</li> <li>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</li> <li>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨が、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ol>
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>次の1～2のいずれか1つに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</li> <li>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）(夕刻時点で発令)</li> </ol> <p>※ りんくう町については、陸間を閉鎖すると内陸との行き来が困難になるため、上記の1～2に該当しない場合であっても、陸間を閉鎖する場合は警戒レベル4避難指示を発令して立退き避難を求める。</p> <p>※ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令することを考慮する。</p> <p>※ 高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。</p> <p>※ 高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>※ 潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である</p>

警戒レベル5 緊急安全確保	(災害が切迫)
	1 水門、陸閘等の異常が確認された場合
	2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合
	3 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
	※ 危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位
	(災害発生を確認)
4 海岸堤防等が倒壊した場合	
5 異常な越波・越流が発生した場合	
6 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合	

### 3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

#### (1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

#### (2) 津波、地すべりのための立退きの指示

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

#### (3) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

#### (4) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

### 4 警察官における措置

#### (1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

#### (2) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

### 5 海上保安官における措置

#### (1) 災害対策基本法第61条による指示

4(2)の警察官に準ずるものとする。

## 6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

## (1) 市長への助言

名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

## 7 自衛官における措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、4(1)警察官職務執行法第4条による措置による避難等の措置をとる。

## 8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

## (1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、同報無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 伝達手段は、同報無線、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、吹き流し、自主防災組織、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することによりテレビ・ラジオや携帯電話、Webサイト等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

## (2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

### 第3節 住民等の避難誘導等

## 1 住民等の避難誘導等

(1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。

(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

## 2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を待つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

## (2) 避難行動要支援者の避難支援

### ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

### イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

### ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

### エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

## 第4節 広域避難

### 1 広域避難に係る協議

#### (1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

#### (2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

## 2 居住者等の運送

### (1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 県及び市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。
- 県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○被害状況等の情報収集及び県への報告	→		
○即報基準に該当する災害の報告	→		
○住民への災害広報	→		
○相談窓口等の開設	→		

## 第1節 被害状況等の収集・伝達

### 1 市の措置

#### (1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に

応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市域（海上を含む。）内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災、災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

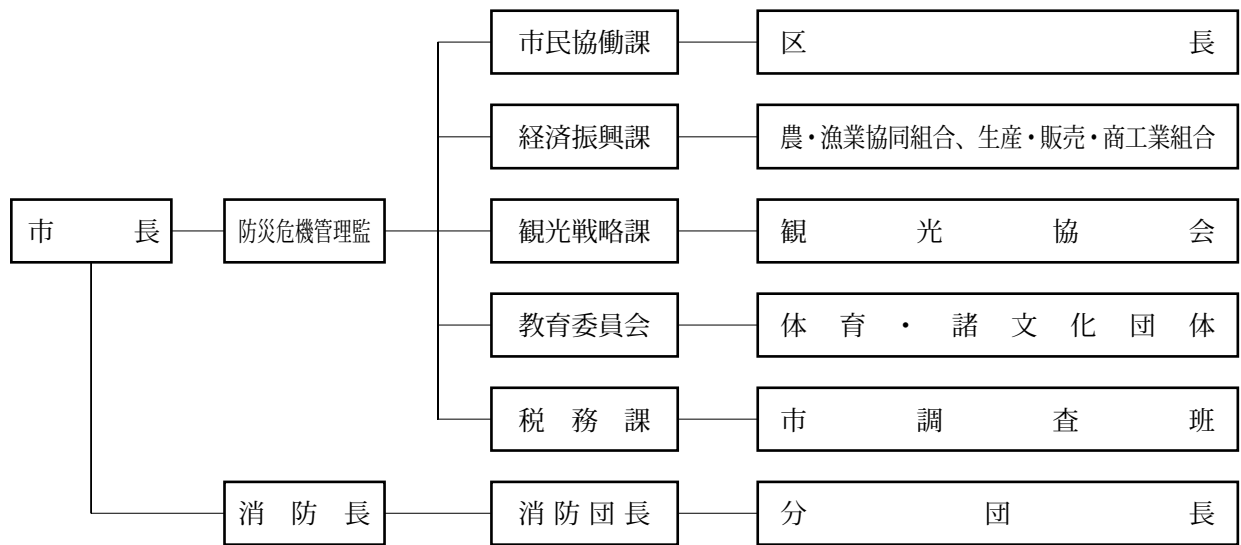
(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(6) 被害状況等の収集及び調査は、関係機関、第1編第4節第2に定める諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。

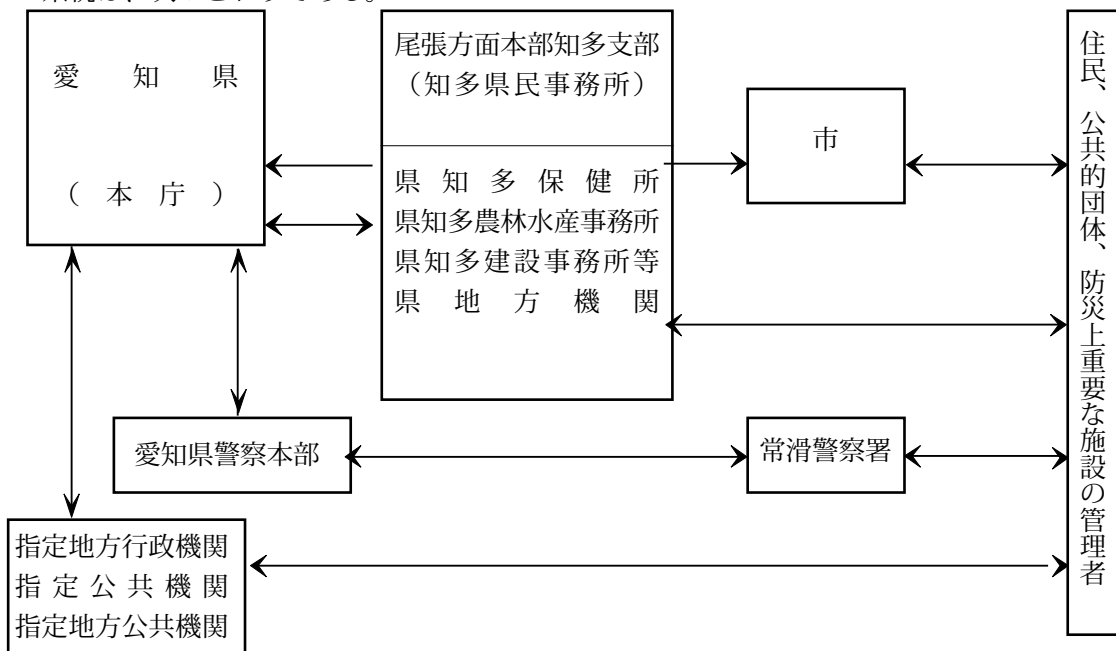
(7) 被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

- (8) 災害現地の実態を把握するため、総務部において調査班を編成して、被害状況等を調査する。
- (9) 災害情報及び被害状況の調査については、警察始め関係機関と十分な連絡を取る。
- (10) 各課長は、自ら被害状況を収集し、又は連絡を受けたものを防災危機管理監に報告する。
- (11) 防災危機管理監は、前各号までにより収集した状況及び情報を総括し、本部長に報告する。
- (12) 各課長は、災害が拡大し被害も大きくなり、国、県その他に対する要望書等を作成する必要があると予測される時は、所管事項に関して企画課長に通知する。
- (13) 企画課長は、前号により通知があったことについて、これを取りまとめ所要の手続を取る。
- (14) 情報の収集伝達系統は、おおむね次のとおりである。



2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 市長は、災害が発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに管内の被害状況、災害情報及び応急対策等の実施状況を県災害対策本部知多方面本部（知多県民事務所）、県知多保健所、県知多農林水産事務所、県知多建設事務所等に報告するものとし、被害状況等の一般的収集、伝達系統は、次のとおりである。





- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

### 3 重要な災害情報の収集伝達

#### (1) 国に対する逐次の情報伝達

市は、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

#### (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

#### (3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

### 4 その他の情報の収集伝達

市は、所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

#### (1) 災害情報

関係区長、消防団正副分団長等は、災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合、現地の状況を災害対策本部へ報告する。

（〔資料編〕書式(No.2)災害通報・処理票(第3号様式)）

#### (2) 被害発生状況報告

関係部課長は、次に掲げるところにより所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、災害対策本部へ報告し、同本部は無線等により速やかに県に報告する。

(3) 報告順位及び報告責任者

被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とし、報告の責任者は防災危機管理監又は消防長とし、市内の状況を取りまとめ、数字等の調整については十分注意する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況 応急対策状況（全般）	様式1・2によること。
人、住家被害等	人的被害	様式3によること。
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること。
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること。 （確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。）
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
水道施設被害		

〔資料編〕書式No.4 災害発生状況等（速報・確定報告）（様式2）

〔資料編〕書式No.5 被害認定基準

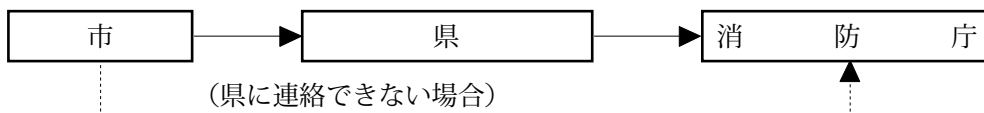
〔資料編〕書式No.6 人的被害（様式3）

〔資料編〕書式No.7 避難状況・救護所開設状況（様式4）

〔資料編〕書式No.8 公共施設被害（様式5）

(4) 県及び消防庁への連絡先

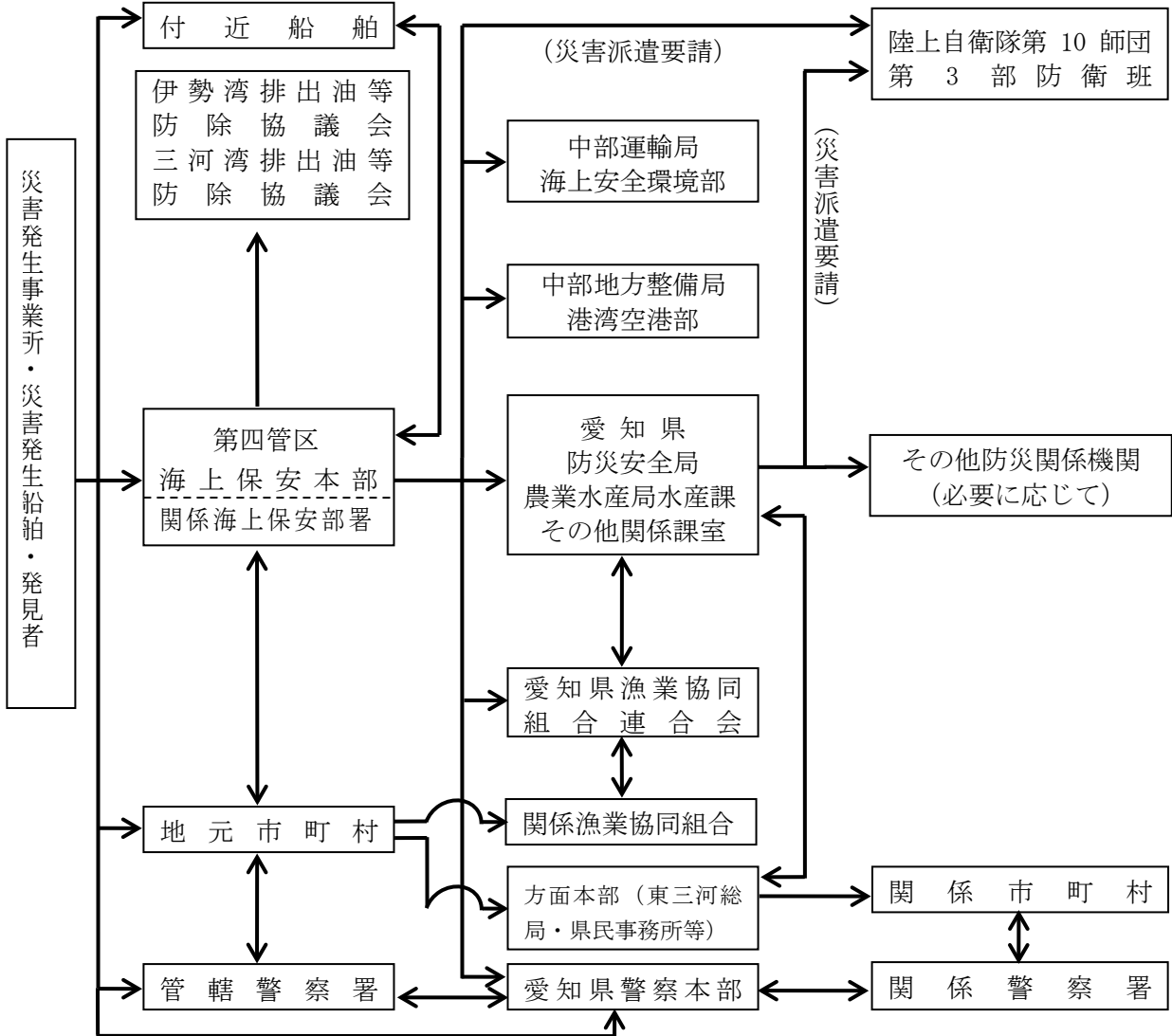
市は、関係機関又は県災害対策本部に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。



〔資料編〕付属資料 愛知県及び消防庁への連絡先

5 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。



6 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

7 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池・ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

（〔資料編〕書式No.3 災害概況即報（様式1））

## 第2節 通信手段の確保

### 1 通信連絡の方法

#### (1) 通信窓口

災害時における通信連絡は、電話、無線電話等のうち、最も迅速な方法で実施しなければならない。

この際、市は、災害時における通信等の錯そうを避けるため、災害用電話（電話の場合）を指定し、窓口の統一を図る。この場合、災害指定電話は災害対策本部が開設されたときは、災害専用とするものである。

ただし、災害の状況により、災害対策本部を消防本部に設置したときは〔 〕内による。

災害対策本部  (市役所)	電話	35-5111(代)		
	市役所	080-5155-7479		
	青海公民館	080-5155-7482		
	とこなめ市民交流センター	080-5155-7481		
	南陵公民館	080-5155-7483		
	ファクシミリ（秘書広報課内）	35-4329		
	県防災行政無線電話	防災危機管理課	無線発信番号	716-1400
	同	ファクシミリ	〃	716-1150
	消防本部	電話	35-0119(代)	}
	同	ファクシミリ	34-8777	
県防災行政無線電話	通信指令室	無線発信番号	8314-31	
同	ファクシミリ	〃	8314-11	

なお、県については、次のとおりである。

県防災安全局	県防災行政無線電話	600-1128
	無線ファクシミリ	600-1510（情報連絡班開設時のみ使用可能）
	電話	名古屋（052）961-2111 直通951-1382
	警察電話	2375
〔災害対策本部 情報連絡班が 開設されたとき〕	県防災行政無線電話	600-1360~2
	電話	名古屋（052）971-7104~5
	ファクシミリ	名古屋（052）971-7103 又は 971-7106

県知多県民事務所 県防災行政無線電話 無線発信番号 604-202~206  
 (夜間) 無線発信番号 604-298  
 同無線ファクシミリ 無線発信番号 604-1150  
 電話 21-8111 (夜間8116)

## (2) 県との通信連絡

災害時における県防災安全局と市の連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものであるが、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、一般加入電話及び警察電話を使用する。

## 2 県（防災安全局、関係局）、市及び防災関係機関における措置

### (1) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

#### ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
  - (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
  - (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
  - (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
  - (オ) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
  - (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
  - (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの
  - (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
  - (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの
  - (コ) 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

#### イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

#### ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

## (2) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

## ア 一般電話及び電報

## (ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

## (イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

## (ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

## (3) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

## (4) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

## 3 電話途絶時の連絡

電話等が途絶したときの通信連絡は、各種無線等の使用及び連絡員によるものとし、以下市を中心として県等の地域外の連絡及び市内各地域との連絡に区分し、次の計画による。

## (1) 県等への連絡

県との通信連絡は、県防災行政無線及び無線ファクシミリを使用するが、故障等のときには、常滑警察署の警察電話を使用して連絡を行い、これも途絶したときは、豊橋河川事務所安城出張所又は中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所に連絡をし、非常通信を依頼する。

## (2) 市内各区長との連絡

電話が途絶したときは、市役所等（青海・南陵公民館、とこなめ市民交流センター、市民病院）に 配備の防災行政無線の活用又は連絡員を派遣し、連絡を行う。

## (3) 市内各消防団との連絡

電話が途絶したときは、消防無線の活用又は連絡員を派遣し、連絡を行う。

### 第3節 広報

#### 1 市の措置

市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

- (1) Lアラート連携等による報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- (2) 防災行政無線の放送
- (3) ケーブルテレビの放送
- (4) Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (5) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- (6) 広報紙等の配布
- (7) 広報車の巡回
- (8) 掲示板への張紙
- (9) その他広報手段

#### 2 広報内容

- (1) 事前情報の広報
  - ア 気象に関する情報
  - イ 河川の水位の情報
  - ウ 津波に関する情報
  - エ 公共交通機関の情報
  - オ その他情報
- (2) 災害発生直後の広報
  - ア 災害の発生状況
  - イ 津波に関する状況
  - ウ 地域住民のとるべき措置
  - エ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
  - オ 医療・救護所の開設状況
  - カ 道路情報
  - キ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
  - ア 公共交通機関の状況
  - イ ライフライン施設の状況
  - ウ 食糧、水その他生活必需品等の供給状況
  - エ 公共土木施設等の状況
  - オ ボランティアに関する状況
  - カ 義援金及び救援物資の受入れに関する情報

キ 被災者相談窓口の開設状況

ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

市は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報伝達手段の活用

市は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li style="padding-left: 20px;">○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul>			



## 第1節 応援協力

### 1 県（防災安全局）における措置

#### (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の4）

知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又はその他の災害応急対策の実施等を要請する。

なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。

#### (2) 中部9県1市における応援要請

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。

#### (3) 全国都道府県における応援要請

県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

#### (4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第74条の3）

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

#### (5) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情

報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

2 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長はあらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

〔資料編〕関係条例、協定書等 大規模災害時の相互応援に関する協定

〔資料編〕関係条例、協定書等 災害時相互応援協定

〔資料編〕関係条例、協定書等 知多地域災害時相互応援協定書

〔資料編〕関係条例、協定書等 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

(3) 「被災市町村広域応援実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第2節 応援部隊等による広域応援等

1 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、

警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動に当たる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

## 2 県（防災安全局）における措置

### (1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、愛知県緊急消防援助隊受援計画による的確な受入体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受入体制の確立を図るものとする。

### (2) 海上保安庁への応援要請

ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行うものとする。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

- ①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ②巡視船を活用した医療活動場所の提供
- ③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ④その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援等

(オ) その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、第3節自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。

## 3 市の措置

### (1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

### (2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

#### 4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

### 第3節 自衛隊の災害派遣

#### 1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

## (4) 災害派遣の要請を受けられる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けられる者		担任地域	電話番号
陸上自衛隊 第10師団長	県内全域※	陸上自衛隊第10師団司令部 (加入電話) 052-791-2191 課業時間内:内線4235 (防衛班) 課業時間外:内線4301 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室)、 32 (当直)、33 (防衛班) (衛星電話) 9-023-230-31	
		陸上自衛隊第35普通科連隊 (加入電話) 052-791-2191 課業時間内:内線4831 (第3科) 課業時間外:内線4509 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-34 (衛星電話) 9-023-230-34	
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	県内全域	航空自衛隊第1輸送航空隊 (加入電話) 0568-76-2191 課業時間内:内線4032 (防衛部) 課業時間外:内線4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室)、 8-8250-32 (当直) (衛星電話) 9-023-250-31	
海上自衛隊横須賀地方総監	県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監部 (加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-723 (第3幕僚室)	

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

## (5) 災害派遣の活動範囲

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを利用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

## (6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

## 2 災害派遣要請者（県（防災安全局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、

事後速やかに文書を提出する。

- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

### 3 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。  
 この場合において、市長は、その旨及び当市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

### 4 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（知多県民事務所）へも連絡すること

### 5 災害派遣部隊の受入れ

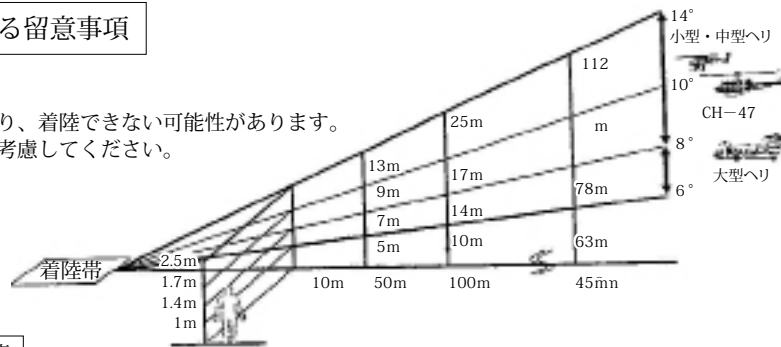
- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、受入体制を整備するとともに、災害派遣要請者及び関係機関相互の間の連絡をとる。
- (2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
  - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
  - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
  - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
  - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
  - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
    - (ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
  - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
  - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
  - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (イ) 受入時の準備
- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
  - b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
  - c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
  - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
  - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
  - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

着陸帯設定時における留意事項

●ヘリの進入角の目安

※進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。特に、送電線等の有無も考慮してください。



●ダウンウォッシュの考慮

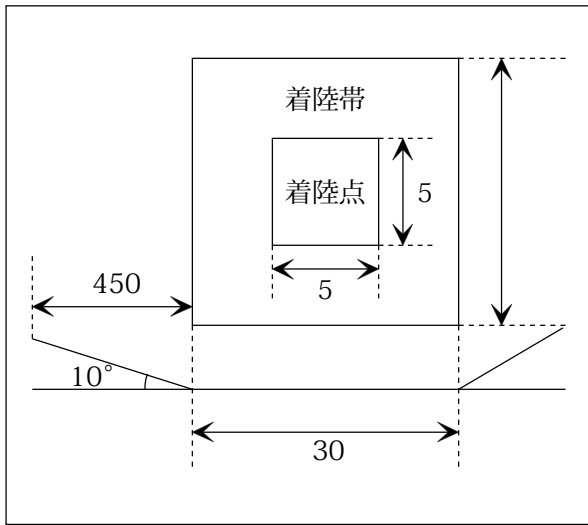
※着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、その他、ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ（吹き下ろし流）に注意する必要があります。

- ① 着陸帯の状況：砂塵・小石の巻き上げ
- ② 着陸帯の周辺の状況（離発着経路を含む。）：風により飛散・破壊する物の有無



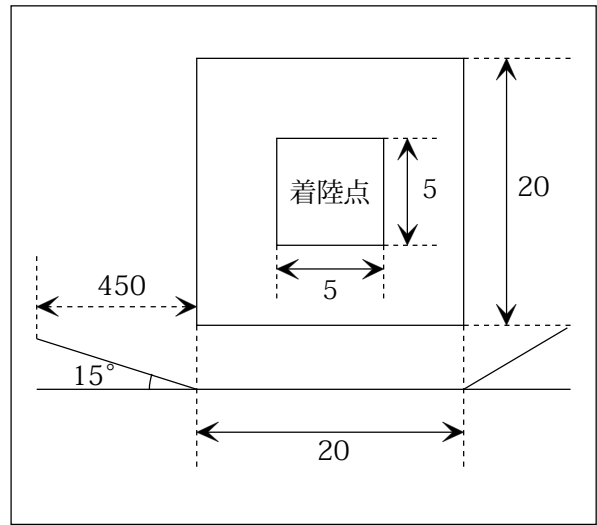
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合 《標準》

(単位: m)



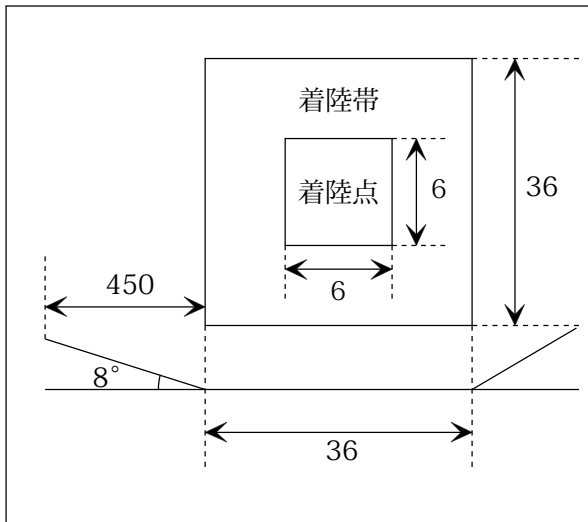
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合 《応急》

(単位: m)



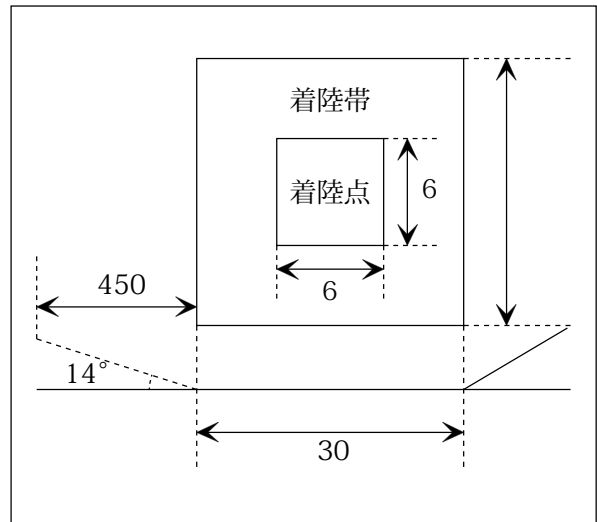
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合 《標準》

(単位: m)



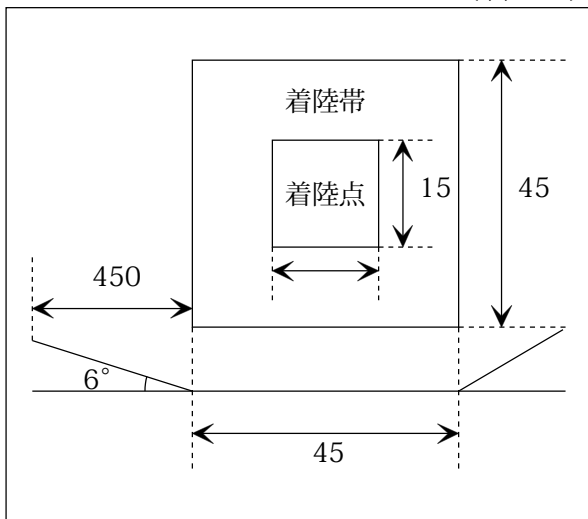
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合 《応急》

(単位: m)



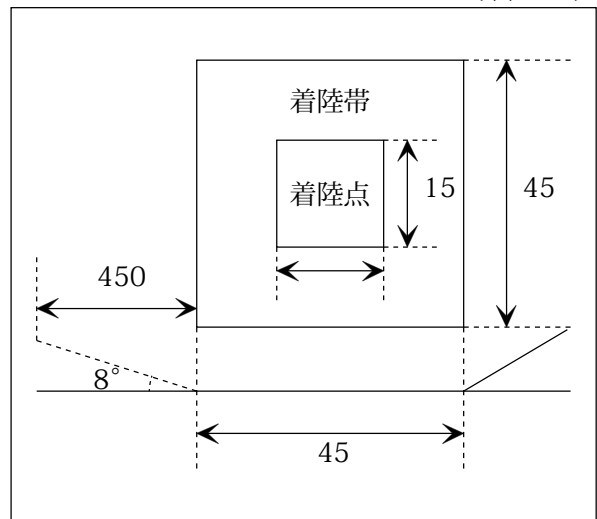
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合 《標準》

(単位: m)

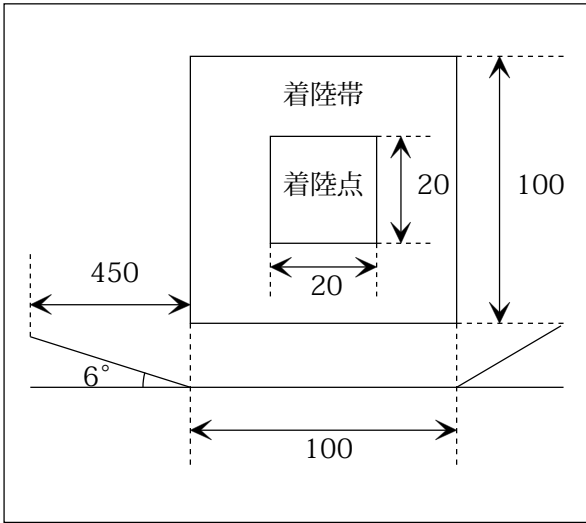


(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合 《応急》

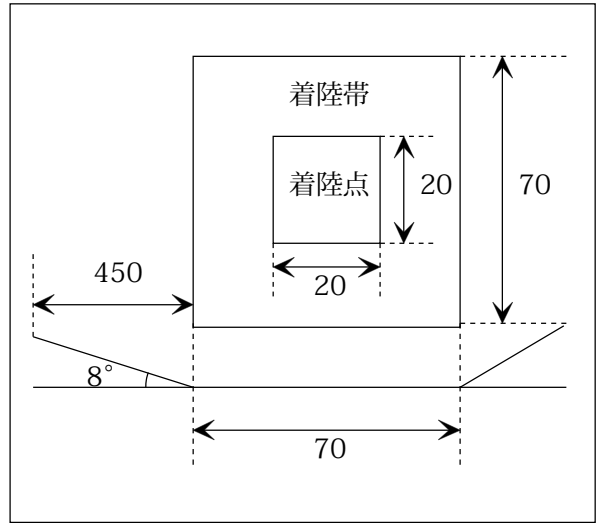
(単位: m)



(d-1) 大型機 (CH-47及びV-107) の場合《標準》  
(単位: m)



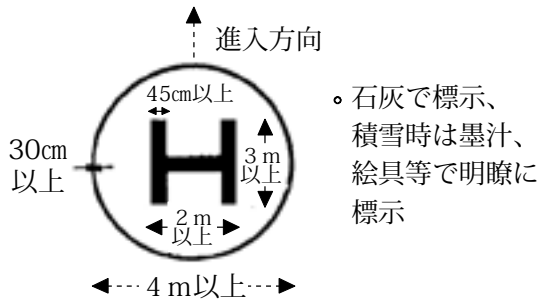
(d-2) 大型機 (CH-47及びV-107) の場合《応急》  
(単位: m)



H記号及び吹き流しの基準

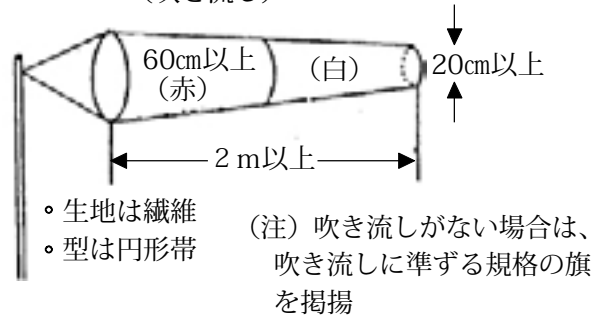
(a) ㊦記号の基準

(ヘリポート表記基準)



(b) 吹き流しの㊦記号の基準

(吹き流し)



(〔資料編〕 付属資料 ヘリコプター場外発着場)

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費 (自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費 (電話設備費を含む。) 及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

## 第4節 ボランティアの受入れ

市の地域に大きな災害が発生した場合、平常よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予測される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応を取ることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

また、市、自主防災組織等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進する

ものとする。

### 1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターの機能が必要となった場合、常滑市社会福祉協議会と連携して常滑市役所内またはとこなめ市民交流センター内に開設する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、市が必要な資機材を整備した上で、常滑市社会福祉協議会が中心となって運営を行う。
- (3) 常滑市社会福祉協議会は、市内のボランティアコーディネーターの協力を得て、災害ボランティアセンターを運営する。
- (4) 市災害対策本部と災害ボランティアセンターは、適宜情報交換し、被災地及び被災者の状況等について互いに情報の共有に努めることとする。

### 2 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターを運営する常滑市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの協力を得て、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握を行う。
- (2) 災害ボランティアセンターを運営する常滑市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
  - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・斡旋などの情報を提供する。
  - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
  - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要

員の確保・斡旋を行う。

エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。

オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。

(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

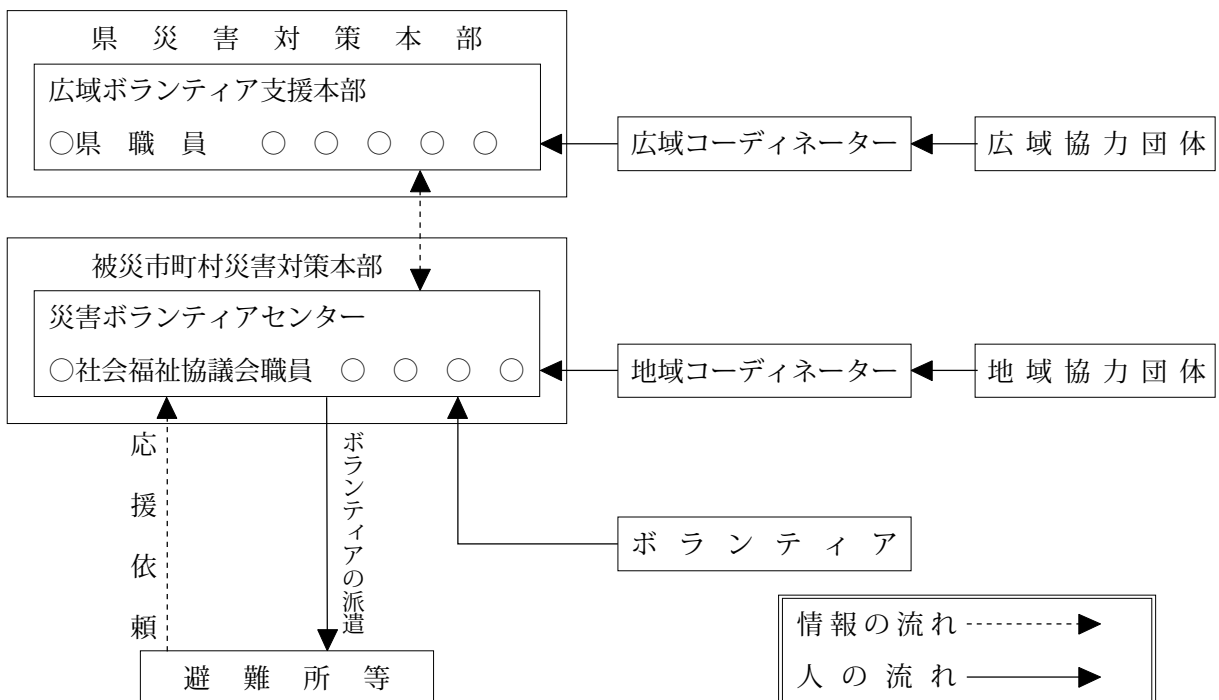
### 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

### 4 協力が予想されるNPO・ボランティア団体等

日本赤十字社（常滑市赤十字奉仕団、特別奉仕団）、愛知県防災ボランティアグループ、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、市外からのボランティア

ボランティアの受入れの流れ



## 第5節 防災活動拠点の確保

### 1 県（防災安全局）及び市における措置

(1) 県、市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠

点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

- (2) 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

## 2 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

施設名	面積	付帯施設	電話番号	備考
常滑公園	3.5ha	体育館	0569-43-5111	駐車場172台

## 第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

### 1 県（防災安全局、保健医療局、建設局、都市・交通局）、市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

#### (1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

#### (2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

#### (3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

#### (4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

#### (5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

## 第5章 救出・救助対策

### ■基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 県は、発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○救出活動			
○他市町村又は県への応援要求			
○広域的な消防隊の応援要請			
○防災ヘリコプターの応援要請			

## 第1節 救出・救助活動

### 1 市における措置

- (1) 市は、消防本部、消防団（水防団）等を主体とした救出班を編成し、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 市は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援要請を行う。

### 2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

#### (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。

#### (2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

### 3 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じ

た部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

#### 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 航空機の活用

### 1 航空機の運用調整

#### (1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

#### (2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

#### (3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。

また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

### 2 愛知県防災ヘリコプターの活用

#### (1) 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

#### ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

(ア) 被害状況調査等の情報収集活動

(イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

(ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

- (エ) 火災防ぎょ活動
- (オ) 救急救助活動
- (カ) 臓器等搬送活動
- (キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

#### イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

#### ウ 市町村等の要請による出動

市町村長等から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

- (ア) 災害が隣接する市町村に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- (イ) 要請のあった市町村等の消防力によって、防ぎょが著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

#### エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14(事務の委託)により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

#### オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

#### (2) 市における措置

市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

(〔資料編〕 附属資料 ヘリコプター場外発着場)



## 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### ■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、公立病院、市等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保			
○保健医療調整会議への参画			
○D P A Tの派遣要請			
○保健活動及び心のケア			
○防疫組織の編成			
○防疫活動			

## 第1節 医療救護

### 1 県（保健医療局）における措置

#### (1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

#### (2) D M A Tの派遣要請

県は、県内のD M A T指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請する。

#### (3) 医療救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

#### (4) 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健

医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

(5) 市町村、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

(6) 他市町村への応援指示

県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(7) 広域医療搬送実施のためのS C Uの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地では対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）を設置する。

(8) 地域医療搬送実施のためのS C Uの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、S C Uを設置する。

(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(10) 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（D M A T）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（D M A T）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(11) 愛知D P A Tの派遣

ア 県は、必要があると認めるときは、D P A T（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

イ 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A Tの編成・派遣等を依頼する。

(12) D P A Tの派遣要請

ア 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

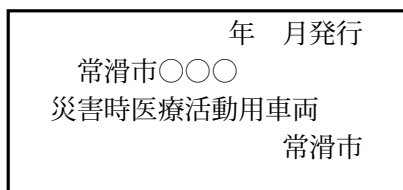
イ 県は、D P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

2 市における措置

(1) 市は、市民病院において医療活動を行うほか、保健センターに救護対策本部を設置し、市医師

団、市歯科医師会、市薬剤師会等に対して協力を求め、医療救護所を設置し地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医療品供給等の支援を要請する。
- (3) 市は、地域医療搬送の実施のため必要と認めるときは、S C Uの設置に協力する。
- (4) 市は、医療活動に携わる市医師団等に対して、市内での医療活動を円滑に行えるように、必要に応じて「災害時医療活動用車両証票」を事前に発行する。



### 3 地元医師団、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師団、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師団及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師団の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

### 4 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。
- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

### 5 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

### 6 医療救護班及びD P A Tの編成・派遣等

#### (1) 医療救護班

ア 郡医師会・市医師団は、市の要請に基づき、医療救護班を編成する。

イ 医療救護班は、おおむね医師1～3人、看護師2～3人、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2人とする。

ウ 市医師団、県病院協会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

エ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報

に基づき最適な医療機関へ搬送する。

オ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。

カ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

キ 市で十分な医療救護活動ができない場合は、県、隣接市等へ医療救護班の派遣及び被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

## (2) D P A T（災害派遣精神医療チーム）

ア D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5人による編成とする。

イ D P A Tは、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

## 7 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

(2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

(3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C Uへ搬送する場合については、県に対し、県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部、中部空港海上保安航空基地等のヘリコプター等の空輸を要請する。

(4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

(5) 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

## 8 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの病院、医薬品等販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

(2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

(3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

(4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

(5) 市は、市内において医薬品等を調達できない場合は、隣接市及び県の協力を得て、調達する。

- (6) 市は、陸上の交通手段が確保できない場合は、県に対し、県、県警察、自衛隊等のヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。
- (7) 県は災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

## 9 血液製剤の確保

- (1) 市は、災害発生後、速やかに必要とされる血液製剤の量を把握し、不足が生じる場合は、県に要請し調達する。
- (2) 血液製剤の市内確保が困難な場合は、県に確保を要請する。
- (3) 市は、通常の輸送体制が取れない場合は、県に対し、県、県警察、自衛隊等のヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

## 10 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市町村、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

〔資料編〕関係条例、協定書等 災害時の医療救護活動に関する協定書)

## 11 医療及び助産の方法

### (1) 医療の方法

#### ア 医療救護班等による医療

- (ア) 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行う。
- (イ) 災害の状況に応じて必要な医療救護班を現地に派遣する。
- (ウ) 医療救護班により医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、地元医師団及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に当たる。
- (エ) 医療救護班は、被災者の避難所その他適当な場所に医療救護所を設置する。
- (オ) 重症患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。

〔資料編〕付属資料 医療救護所)

### (2) 助産の方法

#### ア 医療に準ずる。

イ 災害救助法による救護は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たる。

ただし、緊急を要するときは、助産師が行うものとして差し支えない。

ウ 医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者は、国立及び公立の病院、診療所、助産所に移送して救護を行う。

## 12 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市で行う。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想されるので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する。

### 1 県（保健医療局・感染症対策局）における措置

#### (1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び2項に基づく健康診断を順次実施する。

#### (2) 防疫措置

##### ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市町村に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

##### イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

#### (3) 器具器材の整備

ア 県及び市町村の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市町村からの借上要請に対応する。

イ 市町村からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非り災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

#### (4) 予防教育及び広報活動

県は、市町村、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

#### (5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

## (6) 応援体制

ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認められた場合は、保健医療調整本部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

## (7) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## 2 市における措置

## (1) 防疫組織

市は、県に準じて、災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

## (2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

## (3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

## 3 食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について指導する。

## 4 栄養指導等

(1) 県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

## 5 健康管理

(1) 県及び市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や

口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

## 6 健康支援と心のケア

### (1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市町村に情報提供と支援を行う。

### (2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

### (3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

### (4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

## 7 避難所の生活衛生管理

県及び市は、避難所の生活環境を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

## 8 動物の保護

- (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

- (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

## 9 災害時健康危機管理の全体調整

- (1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

- (2) 県は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

## 10 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又は



これに要する要員及び資機材について応援を要求する。

- (3) 県は、市町村の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。
- (7) 県は、市町村からの求めに応じ、又は、必要と認める場合は、D P A Tを派遣する。
- (8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとする。  
また、県は、D H E A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第7章 交通の確保・緊急輸送対策

### ■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確認する。
- 市は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、公用車両を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→		
○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	→		
○情報の提供	→		
○応援要求			
○人員・物資等の輸送手段確保			
○他市町村・県への調達斡旋要請			

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態 様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車</li> <li>・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul>

(3) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

#### (4) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

（〔資料編〕書式No.12 緊急通行車両等届出書(別記様式1)）

（〔資料編〕書式No.13 緊急通行車両確認証明書(別記様式2)）

（〔資料編〕書式No.14 標章(別記様式4)）

## 2 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

## 3 自動車運転手の措置

(1) 車両を運転中に大震災が発生したときは、一般車両の運転手は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聴き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付

けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
  - ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
  - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置を取らなければならない。
  - ア 速やかに車を次の場所に移動させること。
    - (ア) 緊急交通路に指定された当該道路の区間以外の場所
    - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
  - イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車を移動等すること。

#### 4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

## 第2節 道路施設対策

### 1 中部地方整備局における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
  - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
  - イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
  - ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。
  - エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保
  - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
  - イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するため

に被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

### (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

### (4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

### (5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

## 2 県（建設局）における措置

### (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

## (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。
- エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。
- ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

## (3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

## (4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

## 3 市における措置

## (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

## (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を策定して緊急復旧に努める。
- イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。  
 なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート of 道路啓開を他の道路に優先する。  
 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」

に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

### (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

（別添資料4 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図）

## 第3節 空港施設対策

### 1 中部国際空港株式会社における措置

中部国際空港株式会社は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに応急工事を実施する。

### 2 大阪航空局中部空港事務所における措置

大阪航空局中部空港事務所は、中部国際空港株式会社が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

## 第4節 港湾・漁港施設対策

### 1 港湾・漁港管理者（県、市）における措置

#### (1) 応急工事の実施

港湾・漁港管理者（県、市）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

#### (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### (3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

市は、漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

#### (4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

#### (5) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

## 第5節 鉄道施設対策

### 1 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社）における措置

#### (1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。

#### (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置を取る。

#### (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の仮設等の応急工事により、取りあえず交通を確保する。

### 2 大規模地震等が発生した場合の措置

鉄道施設の防災対策については名古屋鉄道株式会社において行われる。

#### (1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

#### (2) 緊急対応措置の実施

##### ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異状を感知したときは、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内する。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

##### イ 駅関係

(ア) 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。



- (エ) 旅客等に対して、駅員の指示・誘導に従うよう案内する。
  - (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護・誘導を行って混乱の防止に努める。
- (3) 応急復旧活動の実施
- ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
  - イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

## 第6節 緊急輸送手段の確保

### 1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

### 2 市における措置

- (1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。
  - ア 輸送区間及び借上げ期間
  - イ 輸送人員又は輸送量
  - ウ 車両等の種類及び台数
  - エ 集結場所及び日時
  - オ その他必要事項

### 3 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(4)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

（〔資料編〕書式No.15 緊急輸送車両確認証明書(別記様式3)）

（〔資料編〕書式No.16 緊急通行車両等事前届出書(別記様式1)）

## 第8章 水害防除対策

### ■基本方針

- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

### ■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
○施設の点検、維持、措置等各種対応	○農地等のポンプ排水	○農作物等の応急措置

### 第1節 水防

(水防活動)

- 1 水防管理者、ため池・水門・閘門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置

#### (1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

#### (2) 水防活動

##### ア 水防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予測される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

##### イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事）、海岸管理者（知事、港湾管理者）及びため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

##### ウ ダム、ため池、水門、閘門等の操作

ダム、ため池、水門、閘門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

## エ 水防作業

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造、使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

## オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるに当たって重要となるのが河川・海岸の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期する。

## カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

## キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

## ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは取用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における取用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

（たん水排除）

## 2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川及び海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊したときは、直ちにこれに応急措置を施す。

## 3 応援協力関係

## (1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者若しくは市町村へ水防作業の実施のための要員及び資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が愛知県内広域消防相互応援協定に該当する市町村長であるときは、同協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請する。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合その他必要があると認めた場合は、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のために必要があると認めたときは、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 4 道路及び橋梁

(1) 道路及び橋梁の応急措置は、その被害の状況に応じて排土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の仮工事により交通の確保を図る。

なお、これらの応急措置ができないときは、交通規制等の措置を取るものとする。

(2) 応急措置は、救助活動及び応急活動に必要な道路及び橋梁から優先的に施行する。

(3) 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が発生したときは、施設及び道路の管理者に通報する。

なお、緊急のときは、直ちに応急措置を取り、事後連絡をする。

#### 5 砂防施設

護岸又は堤防が決壊し、仮工事を行うときは、土俵、石俵、板さく等により通常の出水に耐える程度とし、高さは中水位程度とする。また、仮工事では著しい手戻り工事又は効果がないと思われるときは、応急本工事として被害水位高までの護岸又は堤防工事を行う。

#### 6 港湾及び漁港

(1) 背後地に対する防護

高潮、波浪等により防潮堤等の破堤又は決壊のおそれがあるときは、速やかに補強工事を行い、万一破堤又は決壊したときは、潮止め工事及び拡大防止応急工事を行う。

(2) 航路及び泊地の防護

河口からの土砂流入、波浪等による漂砂により、航路及び泊地が埋まり、使用不能となったときは、応急対策としてしゅんせつを行う。

(3) 係留施設

岸壁、荷揚場等の破壊に対する応急対策は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

#### 7 要員の確保

市内の土木建設業従事者は約800人であり、従事者の地区別雇用人員表を作成し、技術、知識及び経験の程度を把握し、直ちに動員し得るよう適切な措置を講ずる。

#### 8 建設資機材等の調達

応急復旧資材は、常に取扱業者名簿等により地区別の在庫量等を把握し、緊急時の復旧資材の調

達に万全の態勢をとる。また、建設機械については、市内事業所が保有するブルドーザーのほか主要建設機械の能力、数量、所有者、所在等を明示した台帳を作成し、緊急に調達する。

## 第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

### 1 県（農林基盤局）、市及び独立行政法人水資源機構中部支社における措置

#### (1) 排水機

たん水による被害の発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに既設排水機を稼働し、排水に努める。

また、既設排水機で不足するときは、可搬式排水ポンプにて被害防止に努める。

なお、たん水排除にあたり、必要に応じて県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、単独で排水作業を行うことが困難な場合は県へ応援を要求する。

#### (2) ため池

取水樋管開放により水位の低下に努め、漏水といった水を防止し、堤防等の決壊防止に努める。

被災したときは、状況により応急工事を行い、貯水に支障のないよう努める。

#### (3) 前山池

堤体が完成し、農業用水として取水している。大雨のときは流出する水量を調節する機能を有する。

#### (4) 用排水路

取水樋門、立切等の操作による断水及び通水に支障のないよう水路の決壊防止に努める。

#### (5) 農業集落家庭排水処理施設

農業集落家庭排水処理施設に被害の発生のおそれがあるときは、状況により応急工事を行い、汚水の流出防止に努める。

(農作物に対する応急措置)

### 2 県（農業水産局）、市及び農業協同組合における措置

#### (1) 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、県（知多農林水産事務所）、あいち知多農業協同組合等と一体となって技術指導を行う。

#### (2) 種子粃の確保

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へ斡旋するよう依頼し、種子粃を確保する。

#### (3) 病害虫の防除

##### ア 防除指導等

県は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を

指示指導する。

#### イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

#### ウ 防除器具の確保

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国の防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

（〔資料編〕付属資料 防疫用資器材）

#### (4) 凍霜害対策

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村へ伝達する。

市及び農業協同組合は、ケーブルテレビ等を活用して農家の注意を喚起し、事前の対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として、毎年3月10日から5月31日までとする。県関係各課、試験研究機関、農業改良普及員等の指導の下に、農業協同組合を通じ、凍霜害の事前及び事後の技術指導を行う。

（家畜に対する応急措置）

### 3 県（農業水産局）、市及び畜産関係団体における措置

#### (1) 実施組織

災害の発生と同時に県（西部家畜保健衛生所）と緊密な連携を保ち、防疫班編成等防疫体制を整備する。

#### (2) 家畜の管理指導

市は、県（西部家畜保健衛生所）及び家畜関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

#### (3) 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病のおそれがあるときは、県（西部家畜保健衛生所）及び家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を取る。

#### (4) 飼料の確保

市は、農業協同組合等において飼料の供給が困難であるときは、県を通じ愛知県飼料工業会等に対して飼料を売却するよう依頼し、飼料の確保を図る。

（林産物に対する応急措置）

### 4 県（農林基盤局）、市における措置

#### (1) 造林地の管理

被災造林地においては、幼齢林の倒木起こし作業、施肥等により早期復旧を図るとともに、枯損等による所要苗木数を把握し、その供給確保を図る。

## (2) 病害虫の防除

被災木は、病害虫のえさ木となりやすく、枯損木、倒木、折れ損木等は、林外への搬出、はく皮又は薬剤処理による防除に努める。

**第3節 流木の防止**

(流木に対する措置)

## 1 貯木木材所有者・占有者における措置

木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

## 2 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木については、第四管区海上保安本部、中部空港海上保安航空 基地、港湾管理者及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（地域航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を構ずる。

## 3 漁港管理者及び市における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

## 4 河川管理者及び市における措置

河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

## 5 県警察及び市における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市は3に準じた措置をとる。

**第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策****■基本方針**

- 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

発災	3日	1週間	復旧対応期
○避難所の開設・運営			
○他市町村・県への応援要求			
○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保			→
○福祉避難所の設置			
○外国人への情報提供			→
○帰宅困難者に対する情報提供		→	
○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施			
○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ			

## 第1節 避難所の開設・運営

### 1 市における措置

#### (1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

#### (2) 避難所の段階的な開設

市は、気象状況や避難状況を考慮し、以下の表のとおり段階的に避難所を開設する。

レベル	開設基準(目安)	開設施設
1	・風水害の発生が予想され、自主的な避難者が見込まれるとき	青海公民館
		市体育館
		とこなめ市民交流センター
		常滑東小学校(体育館)
		南陵公民館
2	・風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難情報を発令したとき ・市域で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ・伊勢・三河湾に津波警報・大津波警報が発表されたとき	三和小学校(体育館)
		青海中学校(体育館)
		鬼崎南小学校(体育館)
		丸山保育園
		西浦北小学校(体育館)
小鈴谷小学校(体育館)		
補完	—	その他公共施設、民間の施設(※)

(※) 公会堂等については、各区の判断によりレベル1～2でも開設される場合があり、また、被害状況により市から個別の区に避難所開設を要請する場合がある。

#### (3) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借



り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(5) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

#### ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

#### ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

#### コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

#### サ ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

#### シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

#### ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### 2 広域一時滞在に係る協議等

#### (1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災住民が市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる

当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 市における措置

#### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

#### (3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

#### (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

#### (5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### (6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

#### (7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

#### (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会の各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

### 2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置

## (1) 情報収集・支援体制の整備

市町村、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

## (2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。

また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（D C A T）を編成し、派遣する。

## (3) 多言語による情報発信

県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。

## (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障がい者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障がい者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

## 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（D C A T）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第3節 帰宅困難者対策

## 1 県(防災安全局)及び市における措置

## (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

## (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

## (3) その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰

宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

## 第10章 水・食品・生活必需品等の供給

### ■基本方針

- 被災市民に対し、最低限必要な飲料水、食糧、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○水・食料・生活必需品等の供給 			
○他市町村・県への応援要求			

### 第1節 給水

災害時における応急給水に当たっての基本は、まず「非常用水源の確保」と「非常時の応急給水体制の確保」に尽きると言える。

市は、県水等に対して可能な限り所要の応急給水量を確保できるよう要請するとともに、災害初期に必要な飲料水を備蓄する等、非常用飲料水の確保に努めるものとする。

また、大規模地震の発生時には、県により整備された市内10箇所の「応急給水支援設備」を活用し、県と連携して避難所への給水を実施する。

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。

- (2) 市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量（ℓ/人・日）	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km以内	タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m以内	配水本管からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m以内	配水支管からの仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね 10m以内	仮配管からの各給水共用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源あるいは給水車等による「拠点給水」を原則とし、その選択は災害の程度、内容等により臨機に対応する。
- (6) 給水車、給水タンク、ポリ容器、非常用給水袋、バケツ等の資器材を平素から整備しておかなくてはならない。

（〔資料編〕 付属資料 応急給水用資器材）

### 3 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- 特に隣接市町からの応援は、初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実行性を確保する。
- (2) 市は、応急給水の支援が円滑に行えるように、市内をブロック分けした給水体制の整備に努める。
- (3) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (4) 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、愛知県水道震災広域応援実施要綱によるものとする。

### 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 食品の供給

### 1 市における措置

#### (1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

#### (2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### (3) 炊き出しの実施

炊き出しは、日本赤十字社奉仕団等の協力により既存の給食施設等を利用して行う。

ただし、既存の施設が利用困難な場合は、米飯提供業者等に炊き出しの基準を明示し購入する。

なお、炊き出しを避難所において行うときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

#### (4) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、他市施設の活用を申し入れる。

### 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 第3節 生活必需品の供給

#### 1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 2 県(防災安全局、農業水産局、経済産業局)における措置

##### (1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

##### (2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

##### (3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

#### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。



## 第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■基本方針

- 市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市町村等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

### 第1節 環境汚染防止対策

#### 県（環境局）における措置

##### (1) 環境汚染事故の把握

災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

##### (3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

##### (4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

### 第2節 地域安全対策

#### 1 県警察における措置

##### (1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

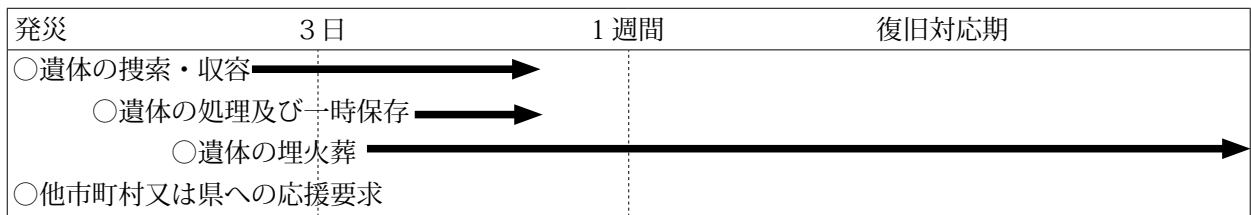
市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第12章 遺体の取扱い

### ■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

## ■市の主な活動



### 第1節 遺体の捜索

#### 1 市における措置

##### (1) 遺体の捜索

県警察又は中部空港海上保安航空基地と緊密な連絡を取りながら遺体の捜索を実施する。

##### (2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

##### (3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

#### 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 第2節 遺体の安置所

大規模地震災害や航空機災害発生時には、数十～数百名単位での負傷者・死者が想定され、この場合、市内外の多くの遺体を一時的に安置する安置所の設置が必要となる場合がある。

大規模災害等により遺体安置所の設置が必要となった場合、または設置の要請があった場合には、候補として考えられる施設の被害状況、利用状況、避難状況等を速やかに調査し、施設管理者等関係者との調整の上、設置する。

なお、航空機災害発生時の対応としては、発生場所からの距離、遺族等来訪者の交通手段等にも配慮する必要がある。

（主な想定施設）

- ・サザンアリーナ
- ・その他施設

### 第3節 遺体の処理

#### 1 市における措置

##### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

##### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡したものを除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

##### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

##### (4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

##### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

#### 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

#### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第4節 遺体の埋火葬

### 1 市における措置

#### (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

#### (2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

#### (3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

#### (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

#### (5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

#### (6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。又は、必要に応じて県へ応援を要求する。

### 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第13章 ライフライン施設等の応急対策

### ■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○応急復旧活動の実施 ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立	(上・下水道)		

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震等災害が発生した場合は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高压系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震等災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握

を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

## 第2節 ガス施設対策

### 1 東邦瓦斯株式会社における措置

#### (1) 災害対策本部の設置

地震等災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

#### (2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模及び被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

#### (3) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

#### (4) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合



(5) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(6) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(7) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合や災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震や災害の規模及び被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

#### (6) 広報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

### 第3節 上水道施設対策

#### 1 県（保健医療局）、水道事業者（企業庁及び市）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

##### (1) 応急復旧活動の実施

###### ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、本市への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

###### イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

##### (2) 応援の要請

- ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。
- イ 県は、被害状況により必要があると認めるときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。
- エ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。

##### (3) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

#### 2 市における措置

##### (1) 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成

計画を作成し、動員体制について確立しておく。

災害が発生した場合、速やかに職員の非常出動、連絡体制の確保、災害対策本部設置等必要な体制を取る。

なお、必要と認められるときは、指定給水装置工事事業者等からの応援を受ける。

(2) 応急対策用器材の確保

応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置業者」という。）から調達する。

(3) 応急措置

被害施設を短期間に復旧するため配水本管を最優先として、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

ア 施設が破壊されたときは、破壊箇所から有毒物が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがあるときは、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

イ 災害の発生に際しては、配水施設の防護に全力を挙げ、給水不能の範囲をできるだけ少なくし、給水不能となった区域に対しては、全能力を挙げて施設の速やかな復旧を図り、応急復旧の状況や見通しを適切に広報し住民へ周知する。

ウ 県営上水道の取水、導水及び浄水施設が破壊され使用不能となったときは、給水車の派遣を要請し、他都市から給水を受け、飲料水の最低量確保に努める。

(4) 水道災害相互応援に関する覚書

災害その他非常の場合において、日本水道協会の正会員で、その愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道業者及び三河山間部水道整備促進連盟に所属する会員が災害を受け独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧資器材の供出及び工事業者の斡旋について応援を求め、応援を求められた会員は速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

〔資料編〕 関係条例、協定書等 水道災害相互応援に関する覚書

## 第4節 下水道施設対策

### 1 下水道管理者（県（建設局）及び市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断

水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

## (2) 応援の要請

ア 下水道事業者は、施設の調査・復旧（設計を含む。）が困難な場合は、被害状況に応じて、県及び地方共同法人日本下水道事業団へ支援を要請する。

イ 県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

## 2 市における措置

### (1) 要員及び資器材の確保

災害応急対策に必要な要員及び資器材について、市において確保が困難な場合は、市内建設業者等に要請して直ちに対策を講ずる。

### (2) 応急措置

豪雨、管渠の機能阻害等により河川への導水及び放流が困難となり、それによって生ずる浸水に対しては、あらかじめポンプによる河川への排水措置を考慮しておき、市内建設業者等からの機械等の応援を受けて対処する。

## 第5節 通信施設の応急措置

### 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

#### (1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

#### (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

## 2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

## 3 県（防災安全局、総務局）、市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

## 4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

## 第6節 郵便業務の応急措置

### 1 日本郵便株式会社の措置

#### (1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の

運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

### 第7節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第14章 海上災害対策

### ■基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合、排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

### ■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沿岸住民への周知及び警戒区域の設定</li> <li>○沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○事故施設への指導</li> <li>○他市町村・県への応援要請</li> </ul> </li> </ul>	

## 第1節 海上災害対策

### 1 市における措置

#### (1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### (2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。

#### (3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

#### (4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア)ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ)河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア)及び(イ)以外の船舶の消火活動は主として海上保安機関が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

#### (5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

### 2 県警察における措置

#### (1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

#### (2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

#### (3) 避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。

#### (4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

## 第2節 海難救助

常滑港における海難救助は中部空港海上保安航空基地長が当たるものであるが、市としては警察署、各漁業協同組合、市が所有するモーターボート等で、これに協力する。

# 第15章 航空災害対策

### ■基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。

### ■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空機事故発生 of 通報</li> <li>○警戒区域の設定 </li> <li>○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令</li> <li>○救助及び消防活動 </li> <li>○医療班の派遣及び医療機関への搬送等</li> <li>○応援要請</li> </ul>	

## 第1節 中部国際空港

### 1 市における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

空港及び空港周辺において航空機事故が発生し、中部国際空港緊急計画が適用された場合には、市災害対策本部を設置し、情報収集に努めるとともに、関係機関と連携し消防・救急・救護活動等を実施する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。



また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

2 中部国際空港株式会社における措置

(1) 航空機事故発生の通報及び消火救難、救急医療活動等

航空機事故発生の通報を受けたときは、7の情報伝達系統図により関係防災機関に通報するとともに、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施する。

(2) 空港利用者の避難誘導

空港内において航空機事故が発生した場合は、事故の状況に応じて空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

(3) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請

空港及び空港周辺において、航空機事故等により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(4) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請

空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港

及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。

(5) 愛知県歯科医師会に対する医療救護班の派遣要請

空港及び空港周辺において、航空機事故等により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(6) 救護所の設置及び負傷者搬送地区の設定

空港内において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、事故現場付近の適切な場所に重症者救護所、中等症者救護所及び軽症者救護所を設置するとともに、円滑な搬送活動を実施するための負傷者搬送地区を設定する。

(7) 遺体仮安置所の設置

空港内において、航空機事故により死者が発生した場合は、遺体仮安置所を設置する。

(8) 滑走路等の使用の一時停止措置

滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、早期復旧を図る。

3 大阪航空局中部空港事務所における措置

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

空港長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 他空港との連携

空港長は、空港内で災害が発生した場合、災害の状況に応じて必要と認めるときは、他空港との連携を図るなど、必要な措置を講ずる。

4 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、7の情報伝達系統図により関係機関に通報する。

(2) 市町村に対する消防・救急活動の指示等

地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

(5) 指定地方行政機関の職員の派遣に係る斡旋等

地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(6) 関係機関の行う応急対策活動の調整

必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

(7) D M A T ・医療救護班の派遣

大規模な航空機事故において、多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合は、D M A T ・医療救護班を現地に派遣する。

5 県警察における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、7の情報伝達系統図により関係機関に通知する。

また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(5) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

6 第四管区海上保安本部（中部空港海上保安航空基地）における措置

(1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、7の情報伝達系統図により関係機関に通報する。

(2) 海上における捜索及び救助・救急活動

大阪航空局中部空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。

(3) 遺体の捜索活動等

死者が発生した場合の遺体の捜索活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(4) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

7 情報の伝達系統

空港内及び空港周辺で航空機事故が発生した場合



8 応援協力関係


その他防災関係機関は、地元市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

## 第16章 道路・鉄道災害対策

### ■基本方針

- 橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

### ■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県、国土交通省等関係機関への連絡</li> <li>○警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令</li> <li>○救助・救急活動及び消防活動 </li> <li>○医療班の派遣及び医療機関への搬送等</li> <li>○応援要請</li> </ul>	

### 第1節 道路災害対策

#### 1 市における措置

##### (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

##### (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

##### (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

##### (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

##### (6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「知多地域消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

## 第2節 鉄道災害対策

### 1 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「知多地域消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

## 第17章 危険物及び毒劇物等化学薬品類災害対策

### ■基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。
- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生したときは、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的な保安措置を実施する。
- 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

### ■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県への通報</li> <li>○危険物所有者等への危害防止措置の指示</li> <li>○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令</li> <li>○消防隊の出動による救助及び消火活動</li> <li>○応援要請</li> </ul>	

### 第1節 危険物等施設

#### 1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

##### (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

##### (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

##### (4) 消防機関の受入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

## 2 県警察における措置

### (1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

### (2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

### (6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

### (7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

### (8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

## 3 県（防災安全局、保健医療局）における措置

### (1) 市町村の実施する消火活動等の指示

地元市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

### (2) 自衛隊の災害派遣要請

地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

### (3) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

### (4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係る斡旋等

地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を



求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

#### 4 市における措置

##### (1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (4) 消防隊の出動による消防活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て消防活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

##### (5) 他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「知多地域消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

##### (6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

#### 5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県警察、県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置

危険物等輸送機関、県警察、県及び市は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

## 第3節 危険物等積載船舶

## 1 危険物等輸送機関における措置

第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

## 2 第四管区海上保安本部における措置

### (1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

### (2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

## 3 県警察、県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置

必要に応じ、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

## 第4節 高圧ガス施設

### 1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

#### (1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

#### (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

消防署、市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

### 2 県警察における措置

第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

### 3 県（防災安全局）における措置

#### (1) 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令

製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

#### (2) 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令

高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

#### (3) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係る斡旋等

第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

#### (4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

#### 4 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

#### 5 市における措置

第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

#### 6 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

### 第5節 高压ガス積載車両

#### 1 高压ガス輸送業者、県警察、県（防災安全局）及び市における措置

高压ガス輸送業者、県警察、県及び市は、それぞれ第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

#### 2 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

### 第6節 高压ガス積載船舶

#### 1 高压ガス輸送業者の措置

第1節「危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

#### 2 第四管区海上保安本部の措置

第3節「危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。

### 第7節 河川及び海上排出油の防除

#### 1 応急措置

##### (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者における措置

排出油事故の直接関係者は、事故発生と同時に消防本部へ連絡するとともに、速やかに排出油の回収又は油処理剤等による処理を行い、二次災害防止に全力を挙げなければならない。

##### (2) 市等における措置

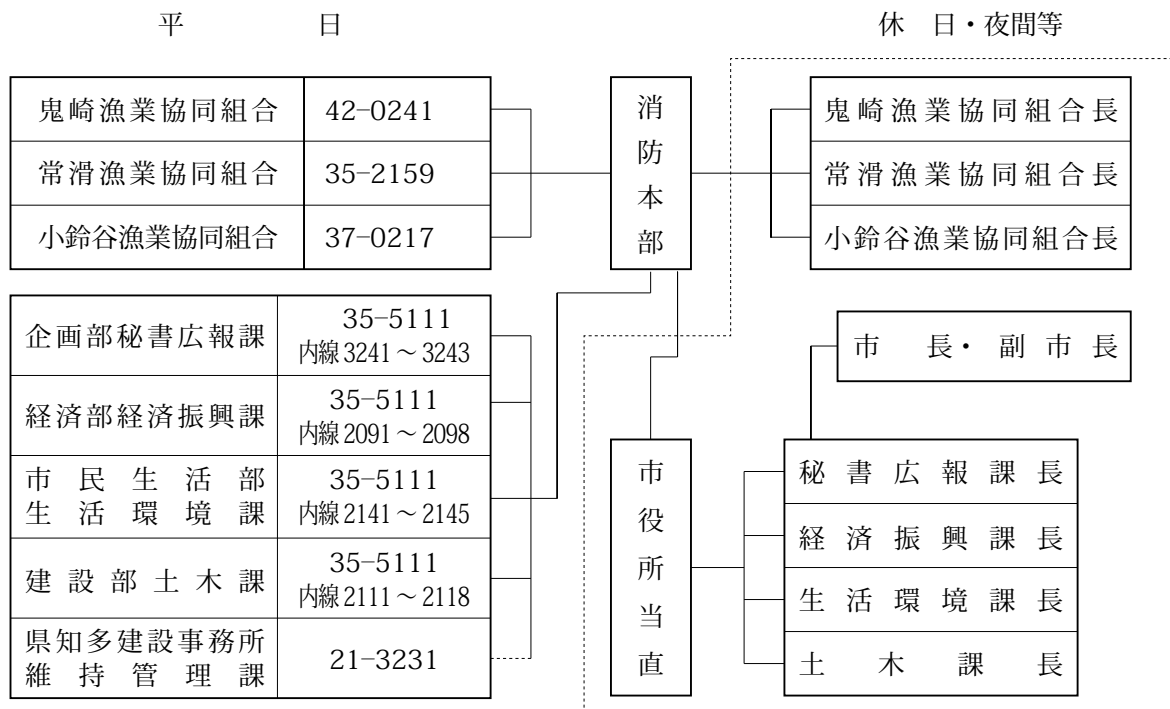
ア 排出油事故に際して、消防本部は被害の及ぶおそれがある付近住民に対し災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

イ 消防本部又は建設部の職員は、事故発生を覚知したときは、海上への流出を防ぐため各河川にある樋門を閉鎖する。

ウ 海上においてタンカー等から排出油があったとき、又は河川から海上へ排出したときは、市は、直ちに漁業協同組合に連絡するとともに中部空港海上保安航空基地及び県等の関係機関に

- 連絡し、適当な指示を仰ぎ、沿岸漂着油の防除措置を講じ、地先海面を巡視及び警戒する。
- エ 事故貯油施設の所有者等に対し、河川及び海上への石油等排出防止措置について指導する。
- オ 県及び県警本部は、必要に応じ、アに準じた措置を講ずる。
- カ 港湾及び漁港管理者は、港湾及び漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。
- キ 他市町から応援要請を受けたときは、積極的に協力する。
- ク 市の組織のみでは、排出油防除活動等の実施が困難な場合は、中部空港海上保安航空基地等に助言を求めるとともに、自衛隊、県及び他の市町へ要員及び資機材の確保につき応援を要請する。

海上河川等排出油事故発生時の連絡体制図



## 第8節 火薬類関係施設

### 1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

#### (1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

#### (2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

### 2 県警察における措置

- (1) 県及び名古屋市への通報  
県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。
  - (2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等  
火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。
  - (3) 警察用航空機等による情報収集  
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
  - (4) 救出救助活動  
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
  - (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導  
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
  - (6) 遺体の収容、搜索、検視等  
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
  - (7) 交通規制  
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
  - (8) 関係機関への支援活動  
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。
- 3 県（防災安全局）及び名古屋市における措置
- (1) 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令  
製造業者（知事権限にかかるもの。）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
  - (2) 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令  
火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
  - (3) 県警察への通報  
(1)、(2)の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察（公安委員会）へ通報する。
  - (4) 災害対策本部の設置  
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。
- 4 中部近畿産業保安監督部における措置
- 製造業者（大臣権限にかかるもの。）に対して、経済産業大臣が、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置を講ずる。
- 5 市における措置
- (1) 災害発生に係る県への通報  
県へ災害発生について、直ちに通報する。
  - (2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

### (3) 消防隊の出動による消防活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て消防活動を実施する。

### (4) 他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「知多地域消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

### (5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

## 6 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第9節 火薬類積載車両

### 1 火薬類輸送機関の措置

第8節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

### 2 県警察における措置

第8節「火薬類関係施設」2に準じた措置を講ずるほか、自動車について災害が発生した場合は、

3 (1)、(2) に準じた措置を講ずる。

### 3 中部運輸局における措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が第8節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。

### 4 市における措置

第8節「火薬類関係施設」5に準じた措置を講ずる。

## 第10節 火薬類積載船舶

### 1 火薬類輸送機関の措置

第8節「火薬類関係施設」1に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部及び中部運輸局へ災害発生について直ちに通報する。

### 2 第四管区海上保安本部における措置

#### (1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

#### (2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

### 3 中部運輸局における措置

国土交通大臣が、第1節「火薬類関係施設」3に準じた措置を講ずる。

### 4 県警察、県（防災安全局）及び市における措置

必要に応じ、それぞれ第8節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

## 第18章 大規模な火事災害・林野火災対策

### ■基本方針

- 大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の被害拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の被害拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。

### ■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県への連絡</li> <li>○避難の指示等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令</li> <li>○消防ポンプ自動車等による消防活動</li> <li>○防火水槽、自然水利等による消防活動</li> </ul> </li> <li>○応援要請</li> <li>○救助・救急活動 </li> <li>○医療班の派遣及び医療機関への搬送等</li> <li>○県への防災ヘリコプター出動要請</li> </ul>	

## 第1節 大規模な火事災害対策

### 1 市における措置

#### (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。

## (2) 避難情報

地域住民への避難の指示等については、第2章「避難行動」の定めにより実施する。

## (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

## (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

## (5) 県及び他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「知多地域消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「愛知県緊急消防援助隊受援計画」に定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

## (6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

## (7) 地元医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

## (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

## (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

## 第2節 大規模な林野火災対策

### 1 市における措置

## (1) 大規模な林野火災に係る県への連絡

発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

## (2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第2章「避難行動」の定めにより実施する。

## (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。



また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他の市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「知多地域消防相互応援協定」、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療救護班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索及び処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）。

## 第19章 住宅対策

### ■基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用する。

### ■市の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
《応急危険度判定の実施》			
○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置			
○判定活動の実施			
《被災宅地等の調査》			
○被災住宅等の調査	→		
《公共賃貸住宅等への一時入居》			
○提供する住宅の選定・確保			
○応援協力の要請			
《応急仮設住宅の設置》			
○設置の要請			
《住宅の応急修理》			
《障害物の除去》			
	○相談窓口の開設		
		○一時入居の開始	
		○建設用地の確保	
		○入居者の選定・運営管理	
		○応急修理の実施の補助	
	○傷害物の除去		

## 第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

### 1 市における措置

#### (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

#### (2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査

の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

### 2 県（建築局）における措置

#### (1) 支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市町村の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、1(1)の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

#### (2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

## 第2節 被災住宅等の調査

### 1 市における措置

市は地震等災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる調査を実施する。

#### (1) 住家の被害状況

#### (2) 被災地における住民の動向

#### (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

#### (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

### 1 県（建築局）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公

共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

## 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

### 1 県（建築局）及び市における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に十分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

## ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

## イ 建設の時期

地震等災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

## ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

## (4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

## (5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

## ア 入居対象者

地震等災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

## イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

## ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないように適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

## エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

## 2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法  
施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第5節 住宅の応急修理

## 1 県（建築局）における措置

## (1) 応急修理の実施

県は、災害救助法に基づき、被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

## ア 応急修理を受ける者の範囲

- (ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

## イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

## ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

## エ 修理の期間

地震災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

## オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

## (2) 応援協力の要請

県は被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

## 〈協定締結団体〉

一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、一般社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会、愛知県管工事業協同組合連合会

## 2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

## 3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急修理は、市が行う。

## 第6節 障害物の除去

### 1 市における措置

被災住宅の障害物の撤去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

#### (1) 障害物の除去の実施

##### ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

##### イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

##### ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

##### エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

##### オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。

##### カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

## 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市で実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第20章 学校における対策

### ■基本方針

- 災害が発生するおそれのあるときは、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の収集に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会及び市教育委員会が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

### ■市及び市教育委員会の主な活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○気象警報等の把握・伝達 ○避難の実施	○臨時休校等の措置	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書の給与（市立学校） ○応援の要求	

### 第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

#### 1 市における措置

##### (1) 気象警報等の把握・伝達

市内の小中学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に対して特定の対策等を伝達する必要があるときは、災害等に関する情報は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、学校等に対して伝達する。

なお、学校等は、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

##### (2) 臨時休校（園）等の措置

授業を継続実施することにより、児童、生徒等の安全の確保が困難であると思われるときは、次により臨時休校（園）等の措置を取る。

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

##### (3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがあるときには、事態に即応して第3編第12章



に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所の開設の要請を受け、又は避難者があった学校等にあつては、市と緊密な連絡を取るとともに、これに積極的に協力する。

## 第2節 教育施設及び教職員の確保

### 1 県（教育委員会）、市における措置

#### (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

##### ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急処理を行い、授業等を実施する。

##### イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

##### ウ 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

##### エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

##### オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎は、イからエの場合に準ずるものとする。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

#### (2) 教職員の確保

教育委員会は、校舎等が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させたときは、原則として当該校の教職員がそれに付き添うものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、これに必要な教職員を臨時に採用する等必要教職員の確保の万全を図る。

### 2 市における措置

教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

## 第3節 応急な教育活動についての広報

### 1 市における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

## 第4節 教科書・学用品等の給与

## 1 市における措置

### (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

### (2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

## 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第5節 学校給食の応急実施

### 1 給食施設及び設備の整理

学校給食施設は、災害時の非常炊き出しを考慮し、被災施設及び設備は可及的速やかに修理復旧する。炊き出しは、非被災学校給食共同調理場を使用して行う。

### 2 給食用物資の確保

被災した児童・生徒等の応急給食は、非被災指定工場に対し、緊急指令により必要量の生産及び供給をさせる。

## 第21章 放射性物質及び原子力災害応急対策

### ■基本方針

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 知事及び市長は、災害対策基本法第23条及び同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに

設置し、その活動態勢を確立する。

- 各防災関係機関は、災害の発生を防ぎよし、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画並びに風水害等災害対策計画又は市地域防災計画も踏まえて対処するものとする。

■市の主な活動

事前	被害発生中	事後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市災害対策本部の設置・運営</li> <li>○情報の収集・連絡、緊急連絡体制等</li> <li>○住民等に対する屋内退避、避難指示</li> <li>○警戒区域の設定及び住民等の立入制限、避難誘導等の措置</li> <li>○消防活動</li> <li>○国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</li> <li>○飲料水・食品等の摂取制限等</li> </ul>	

第1節 放射性物質及び原子力災害時における活動態勢と応急対策

第1 市災害対策本部の設置・運営

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

1 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

2 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

3 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

## 第2 原子力防災業務関係者の安全確保

県、市及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

また、県は、必要に応じ、市町村やその他防災関係機関に対して、防護対策に必要な情報を提供するものとする。

## 第3 職員の派遣要請

### 1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

### 2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条） 災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、市長は、知事に対して斡旋を求めることができる。

また、地方自治法第252条の147の規定による職員の派遣について、市長は知事に対し、斡旋を求めることができる。

## 第4 情報の収集・連絡、緊急連絡体制等

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報するとともに、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

## 第5 警戒区域の設定及び住民等の立入制限、避難誘導等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

## 第6 広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

## 第7 専門的知識を有する職員の派遣要請

県及び市は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

## 第8 原子力災害合同対策協議会への出席

県及び市は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

## 第9 住民等に対する屋内退避、避難指示

市長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

#### 第10 住民等への的確な情報伝達

##### 1 住民等への情報伝達活動

県、市及び県警察は、連携して住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

##### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

#### 第11 医療関係活動

1 県及び市は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

2 県及び市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

#### 第12 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

## 第2節 県外の原子力発電所等における異常時対策

中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構との各合意内容に該当する異常が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

また、地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画並びに風水害等災害対策計画又は市地域防災計画も踏まえて対処するものとする。

##### 第1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制等

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、

国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。

## 第2 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

- 1 県は、OIL※の基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県Webサイト等で公表する。
- 2 市及び水道事業者等は、OIL※の基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

※OIL…主に放射性物質後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル

## 第3 住民等への的確な情報伝達

### 1 住民等への情報伝達活動

県及び市は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

## 第4 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 県及び市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動
- ウ 消防本部の広報車等による広報活動
- エ 市の広報車等による広報活動
- オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- カ Webサイトの活用による情報提供

- (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

- (3) 県警察は、市が上記の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

## 2 広域避難活動

(1) 県は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議を行う。

(2) 国等からの指示に基づき、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート of 調整を行う。

(3) 要避難市町村は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。

(4) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(5) 東海旅客鉄道株式会社等の各鉄道事業者は、県及び市と連携し、避難者の輸送を行う。

(6) 自衛隊は、状況により県及び市と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

(7) 県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。

## 3 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置

県は、市長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

## 第5 医療関係活動

1 県及び市は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

2 県及び市は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第6 消防庁からの要請に基づく消防活動

1 県は、被災地の消防の応援等を行うため、消防組織法第44条に基づき消防庁から緊急消防援助

隊（特殊災害部隊等）の出動要請があった場合には、特殊災害部隊（N災害）登録消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

- 2 特殊災害部隊（N災害）登録消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

#### 第7 放射性物質による汚染の除去

県及び市その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

#### 第8 飲料水・食品等の摂取制限等

- 1 県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示又は要請する。
- 2 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

#### 第9 風評被害等の影響の軽減

- 1 県及び市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、市、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- 2 県及び市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

#### 第10 県外からの避難者の受入れ

##### 1 避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

##### (1) 緊急的な一時受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(イ) 市に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

##### (2) 短期的な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、市と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。



イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。

(イ) 災害救助法に基づく要請を受け、民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

(ウ) 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 県及び市は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。

(3) 県及び市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。



---

## 第5編 災害復旧・復興

---



## 第5編 災害復旧・復興

### 第1章 復興体制

#### ■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び市は、災害復旧・復興対策推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

#### 第1節 復興計画等の策定

##### 1 市における措置

###### (1) 市復興計画の策定

ア 特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 市復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

(ア) 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

(イ) 復興計画の目標

(ウ) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(エ) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(オ) 復興計画の期間

(カ) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

#### 第2節 職員の派遣要請

##### 1 市における措置

###### (1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

###### (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

## 第2章 公共施設等災害復旧対策

### ■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

### 第1節 公共施設災害復旧事業

#### 1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

#### 2 災害復旧事業の種類

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業

## サ 公園災害復旧事業

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業(3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

## 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他市長の提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

## (1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

## (2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

## 4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

## 第2節 激甚災害の指定

### 1 県（防災安全局、関係局）における措置

#### (1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

#### (2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

#### (3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金等を受けるための手続その他を実施するものとする。

### 2 市における措置

#### (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### (2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

### 3 激甚災害に係る財政援助措置

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

シ 感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内)  
(公共的施設区域外)

セ 湛水排除事業



## (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

## (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## (4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

**第3節 暴力団等への対策**

## 1 県及び市における措置

## (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

## (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

## 第3章 災害廃棄物処理対策

### ■基本方針

○市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

### 第1節 災害廃棄物処理対策

#### 1 市における措置

##### (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

##### (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

##### (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

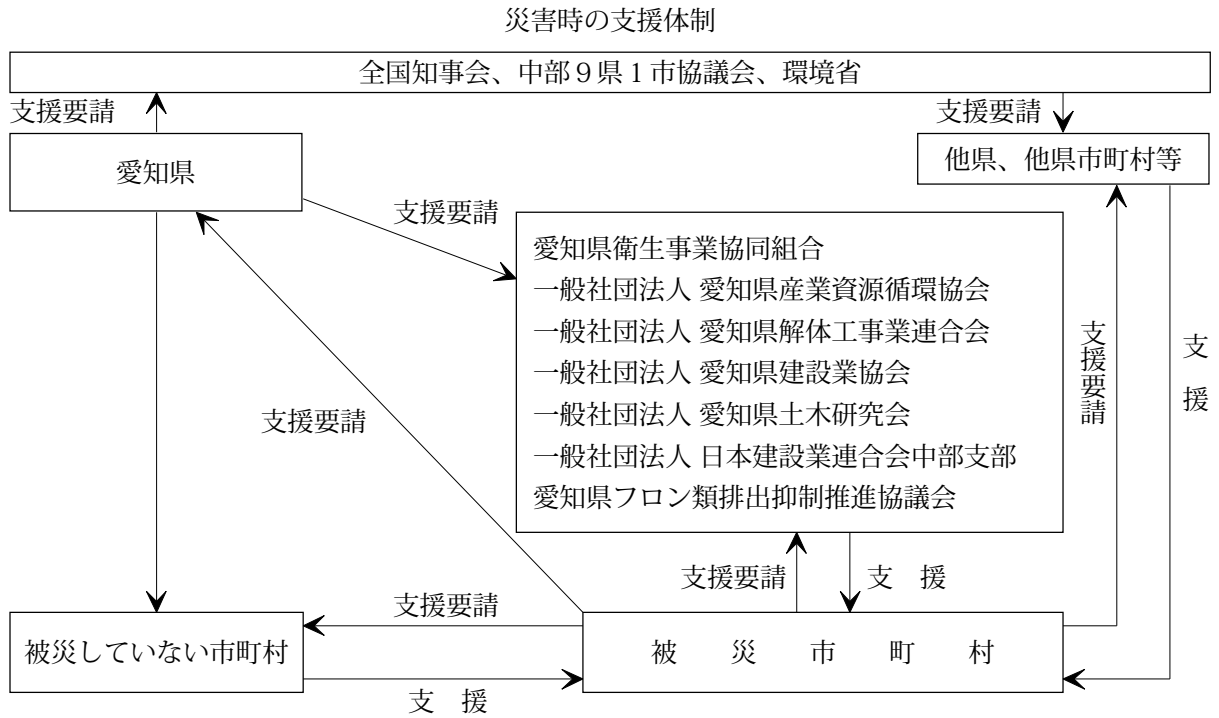
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。

なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

##### (4) 周辺市町村及び県への応援要請

県及び市町村等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。



## 第4章 震災復興都市計画の決定手続

### ■基本方針

- 県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める（手続の詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）。

### 第1節 第一次建築制限

#### 1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。

県以外の特定行政庁は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を図った上で、区域の指定を行う。（特定行政庁：名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市）

- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

#### 2 指定基準

以下に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期限を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は

禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

## 第2節 第二次建築制限

### 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

### 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の目まで）、建築行為等の制限が行われる。

## 第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

### 1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は、都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本計画、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

### 2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

## 第5章 被災者等の生活再建等の支援

### ■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

### 第1節 罹災証明書の交付等

#### 1 県（防災安全局）における措置

##### (1) 市町村の支援等

ア 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

##### イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

##### (2) 市町村への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

#### 2 市における措置

##### (1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

## (2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

## 第2節 被災者への経済的支援等

### 1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置

#### (1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

#### (2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

#### (3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

#### (4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

#### (5) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

## 2 市における措置

### (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

### (2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

#### ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4)

#### イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国2 / 4、県1 / 4、市町村1 / 4)

#### ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国2 / 3、県1 / 3)

### (3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

### (4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

## 3 県社会福祉協議会における措置

生活福祉資金貸付制度要綱により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

## 4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）における措置

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が

都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

### 第3節 金融対策

#### 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

##### (1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

##### (2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

##### ア 預金取扱金融機関への措置

###### (ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置

###### (イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の適宜の措置

###### (ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置

###### (エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

##### イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

###### (ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。



(イ) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(イ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換え

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県（経済産業局、農業水産局）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

## 第4節 住宅等対策

### 1 市における措置

#### (1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

#### (2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

### 2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

#### (1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

#### (2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

#### (3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

## 第6章 商工業・農林水産業の再建支援

### ■基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

## 第1節 商工業の再建支援

### 1 市における措置

#### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

## 第2節 農林水産業の再建支援

### 1 市における措置

#### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

## (2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく利子補給等を実施する。

## (3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

# 第7章 放射性物質及び原子力災害の復旧

## ■基本方針

- 原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第1 放射性物質による汚染の除去への協力

県、市及びその他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

### 第2 心身の健康相談の実施

県及び市は、健康相談窓口において住民に対する心身の健康に関する相談に応じる。

なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

### 第3 風評被害等の影響の軽減

- 1 県及び市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- 2 県及び市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- 3 県及び市は、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し、適切な情報提供を行

い、冷静な対応を要請するものとする。

#### 第4 災害地域に係る記録等の作成

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、市が行う災害地住民に係る記録に協力する。

---

## 第6編 地震災害対策

---

注：本編は、地震災害に特化した内容を記述しており、  
その他の災害と共通する予防・応急・復旧・復興の各  
対策については、第3編～第5編を参照のこと。



## 第6編 地震災害対策

### 第1章 災害予防対策

#### ■基本方針

- 地震災害による被害の軽減を図るため、公共施設の耐震化、各種資機材の整備等を進めるとともに、自主防災活動の推進、防災訓練の実施等により、住民レベルでの防災力向上を図る。

#### 第1節 建築物等の安全化

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日ごろから講じておくことが重要かつ有効である。

##### 第1 建築物の耐震推進

#### 1 県（建築局、関係局）及び市における措置

##### (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務づけることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

##### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。

#### 2 公共建築物の耐震性の確保・向上

##### (1) 市町村及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多

数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、市町村その他の民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる市町村の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

### 3 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

市は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）の民間住宅を対象に、耐震診断・耐震改修の積極的な普及及び啓発に努め、耐震診断・耐震改修実施について支援し、国、県等との連携のもとに、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

#### (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

##### ア 無料耐震診断の実施

市は、旧基準住宅を対象に耐震診断費補助事業を実施するものとする。

##### イ 耐震改修費補助事業の実施

市は、耐震改修費補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。

#### (2) 民間住宅の減災化施策の促進

市は、旧基準住宅を対象に減災化促進に関する補助事業を実施することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

### 4 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

#### (1) 応急危険度判定士の養成

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会が開催する判定士養成講習会に建築士等の参加を得て、判定士の養成に努めるものとする。

## 第2 交通関係施設等の整備

### 1 道路施設

#### (1) 道路・橋梁等の整備

##### ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保に努める。

##### イ 橋梁等の耐震性の向上

###### (ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

###### (イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。



## (2) 道路

地震によって想定される被害は、道路主体の欠損（道路陥没、隆起、亀裂、崩壊等）と客観的条件（がけ崩れによる土砂のたい積、地下埋設物の破損、建築物の倒壊によるもの等）により交通不能となる場合とが考えられ、次の事項を考慮して施行することが必要である。

## ア 道路主体の欠損によるもの

## (ア) 河川護岸沿い道路

河川護岸の地盤不等沈下、傾斜等の変位は当然考えられ、道路の亀裂、沈下等の被害が想定される。

## (イ) 沖積層地帯道路

特に地震の影響が大きいと考えられる沖積層地帯においては、地質の主成分がシルトであり、この層が地震によって流動現象を起こすことは特殊な場合と思われるので、一般的には道路全体の沈下、陥没、隆起等の被害は比較的少ないとみられる。しかし、亀裂等は当然考えられるが、大きいものは少なく、通行に特に支障となるような箇所は比較的少ないと思われる。

## (ウ) 埋立地内道路

埋立地内の地質は、種々雑多で被害想定は困難であるが、砂によって構成されている層の比較的厚い地域は道路の沈下、隆起、亀裂等の被害が予想される。概して埋立後の年月が短く、陸地よりも被害は大きいと考えられる。

## (エ) 盛土高さの大きい道路

盛土高さの大きい道路は、地震によって崩壊が十分考えられる。

## イ 客観的条件により交通不能となる道路

## (ア) がけ崩れによって通行が不能となる道路

がけ下の道路の被害予想は困難であるが、かなりの交通支障が考えられる。特に、最近造成された宅地付近道路は、相当数の被害が予想される。

## (イ) 地下埋設物の破損によるもの

地下埋設物の破損による道路の損壊は、さして大きな被害はないものと考えられる。

ただ、水道管の破損による土砂の流出、がけ崩れ等が考えられるが、管径、水圧、土質等に左右されるので、被害程度の予測は困難である。

## (ウ) 建築物等の倒壊によるもの

大地震時には、市内各所で建築物等の倒壊による交通不能が予想される。

## (3) 橋梁

沖積層軟弱地盤上に架けられており、かつ取付道路の盛土高さが特に大きいものについては、一部陥没及び橋台の変位、あるいは橋梁の不等沈下等により通行不能が予想される。また、下部構造の水平抵抗力不足により地震の方向いかんによっては、落橋の可能性がある。

## (4) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道

路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(5) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

(6) 応急復旧作業のための事前措置

## 2 鉄道

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

## 3 空港

中部国際空港について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化等を推進する。

## 4 河川施設

(1) 堤防

亀裂、沈下、漏水等の被害が予想される。

これらの被害は、特に旧河川敷土、河川締切の堤防、高い地盤と弱く低い沖積地盤との接際部において甚だしい。

(2) 護岸及び特殊堤

沈下、傾斜、亀裂、倒壊、のり面不陸等の被害が予想される。

(3) 水門、樋管等

水門の扉の操作不能、樋管の折損、基礎土砂の噴出等の被害で、排水不能のものが生じることが予想される。

5 港湾海岸施設

(1) 漁港

陸揚岸壁等水産物の流通・生産の中核となる施設の耐震化を推進する。また、老朽化した施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。

(2) 港湾海岸施設は、一般に軟弱な地盤上に建設されることが多く、埋立地や防波堤の沈下、岸壁の滑り出し、沈下及び倒壊、護岸物揚場の決壊などの被害が予想される。特に埋立地は造成後の年月の短い間は沈下を続けるが、地震時には埋立地自体及び基礎地盤の沈下により著しい沈下や亀裂を生じ、大被害を受けることが多い。

第3 ライフライン関係施設対策

1 電力施設

常滑市地域防災計画第3編第5章第2節2に記載済

2 ガス施設

県内ガス事業者は、実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値、加速度値等を収集できるよう整備する。

#### オ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

#### (4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

### 3 上水道

#### (1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置している。

#### (2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ポリ容器、非常用給水袋、バケツ、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

#### (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤等応急給水用資機材の整備増強を図っていくものとする。

#### (4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、市町村の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めたときは、他 市町村に応援するように指示する。

#### (5) 水道施設

##### ア 水源

被害は比較的少ないと史料される。

##### イ 導水路

地盤ぜい弱な低地及び埋立地の管路は、無数の折損、破裂及び継ぎ手の離脱が生じているので、将来の地震に対しても軟弱地盤においては継ぎ手の離脱及び折損が相当発生するものと考えられる。

##### ウ 浄水場

耐震構造理論の進歩と鉄筋コンクリートの採用によって、現在の構造物は十分な耐震性を持ち、新潟地震の例をみても構造物本体の破壊は少なく、軟弱地盤又は基礎工の不十分により構造物の沈下転倒等の被害を受けたもので、浄水場施設等の構造物はほとんど被害を受けていない。

##### エ 配水池、配水管、給水装置

配水池は機能に支障を与えるほどの被害はないものと思われるが、配水管は全域にわたって管の折損及び継ぎ手の離脱が相当数発生し、特に、軟弱地盤の埋立地は被害甚大となり給水不能に陥ることが予想される。

給水装置は、火災等の併発も含め家屋の被害状態と関係があり、配水管から取り出しの分水栓等の漏水が続出し、使用不能になることが予想される。

#### 4 下水道

下水道管理者（市長）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

下水道は、汚水、雨水をポンプ場、処理場又は関係水系に速やかに放流するため、排水対象区域に網の目のように配管されており、地震に対しては、その区域の地盤や地形に大きく影響を受ける。

市内の一部地域においては、自然排水が困難で、ポンプ排水に依存している低地帯があり、震災を受けるとポンプ機能の停止による冠水が予想される。

##### (1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

##### (2) ポンプ場、処理場施設の対策

下水道管理者は、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係行政機関等の相互の連絡を確実にを行うため、連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、市職員、関係業者等だけでは対応が不十分となることが予想されるため、中部10県4市の相互支援等の体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、県に応援を要請する。

(6) 民間団体の協力

下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(7) 下水道施設

ア 管渠

配管されている管渠の中には、軟弱な地盤に設置されているものもあり、震災時には、地盤沈下、亀裂等による寸断等が想定される。

イ ポンプ場及び処理場

ポンプ場及び処理場は、その機能上、川や海に接して設置されている。その施設は設計基準により建設されているが、予想を超える震災の場合は、一部傾斜、不等沈下、ずれ等の被害が予想される。

市内の各ポンプ場については、建設後数十年経過しているため、施設の耐震化、ポンプ設備の更新を計画的に進める。

常滑北部雨水ポンプ場は平成23年度に、多屋南部雨水ポンプ場は、平成29年度に整備が完了した。また、榎戸雨水ポンプ場についても、令和5年度より更新を行う。

5 電気通信

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性をかんがみ、災害時においても通信の確保ができるよう設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(1) 設備の耐震対策

ア 建物、鉄塔の耐震対策

イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火・防水対策

ア 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備

- イ 防水扉・防潮板の設置
- ウ 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- エ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- (3) 通信網の整備
  - ア 伝送路の多ルート化
  - イ 大都市における洞道網の建設促進及び整備
- (4) 各種災害対策機器の整備
  - ア 孤立防止用衛星電話機の配備
  - イ 可搬型無線機の配備
  - ウ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
  - エ 舟艇の配備
  - オ 防災用資機材の配備
- (5) 防災に関する訓練
  - ア 災害予報及び警報伝達の訓練
  - イ 災害時における通信の疎通訓練
  - ウ 設備の災害応急復旧訓練
  - エ 社員の非常呼集の訓練
- (6) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
  - 蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

## 第2節 地震防災施設等の整備計画

### 1 地震対策緊急整備事業計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」は、平成26年度までの期限が平成31年度までに延長された。引き続き「地震対策緊急整備事業計画」を策定し事業を実施する。

### 2 その他の事業

各法に基づく計画以外の事業についても、防災対策上必要な事業は、引き続き市が主体となって事業を実施する。

事業名	事業量	事業費（千円）	実施（予定）年度	備考
消防自動車整備	3	61,000	平成27年度～令和元年度	
民間木造住宅無料耐震診断事業	—	—	平成14年度～	
民間木造住宅耐震改修費補助事業	—	—	平成15年度～	上限1,000千円／件
木造住宅耐震シェルター整備費補助事業	—	—	平成29年度～	上限300千円／件
ブロック塀等除去費補助事業	—	—	平成30年度～	上限150千円／件
雨水ポンプ場の更新化	3	3,388,000	平成17年度～令和6年度	

## 第3節 地質及び危険調査

### 第1 地質

#### 1 耐震的地盤調査

建物や土木工作物は、安定を得るため地盤の性状を綿密に調査し、その結果に基づき構築するのが一般的である。また、地盤の硬軟により建築物の被害が大きく左右されることは古くから知られているが、地盤調査は地震に対する防災性からも重要なことである。このため、昭和56年11月に常滑市の地質地盤と地震対策を作成し、全世帯に配布し建築物等の地震対策を呼び掛けたが、今後、各種の調査研究結果を公表し、防災対策の万全を図る。

〔資料編〕 附属資料 I 第1表 常滑市の地質（総括的な層序及び岩相特徴）

〔資料編〕 別添資料 1 常滑市地域地質図

〔資料編〕 別添資料 2 常滑市土地造成図

#### 2 激甚な大規模災害に備えた対策

##### 活断層調査

市内には、活断層があることが知られており、県が実施する活断層調査データにより、調査研究を行う。

#### 第2 建物倒壊と火災危険調査

大地震のとき、建築物の倒壊と火災の発生は予想されていたが、阪神・淡路大震災により現実を示された。これについては、次の対策を考え被害の軽減を図る。

##### 1 建築物の耐震性調査

地盤とともに建築物の耐震性の強弱は、家屋の倒壊に関係が深い。昭和25年の建築基準法施行以来、数度の改正により近年の建築物は耐震強度は増したものの、木造主体の家屋の耐震性はまだまだ弱い。建築物の耐震性は建築専門家に依頼して調査することになるが、全地域を調査することは困難であり、市の各施設については、重要度の高いものから逐次調査を進める。また、住宅等の耐震診断及び改修等について啓発に努める。

##### 2 倒壊破損予想

地震で、どの地域で何戸倒壊するかを予想することは、地震発生の際の応急対策のために重要なことである。この倒壊破損予想は、地盤の良否、家屋の耐震性及び過去の地震例を参考にして行う。

##### 3 家屋の焼失予想

地震における家屋の焼失予想は、消防装備の配置、消火活動の計画及び避難計画等の策定に必要であり、これは更に火災発生件数の予想と延焼予想に分けて考えなければならない。

###### (1) 火災発生件数の予想

家屋の倒壊に伴う火災の発生率は、倒壊率の関数として与えられる。

関東大震災の経験値は既に計算されているが、現在の社会現況の下では、火元の種類も多様化し、質的にも変化しているのでそのままでは使用できないが、一応の基準値として使用可能であり、これを参考に、発火性薬品類等の使用箇所、飲食店、遊興関係場所、石油類の使用家屋などの火元を加味、修正して予想する。



## (2) 火災の延焼予想

火災の火元を推定すれば、次は火災の延焼状況を予想しなければならない。延焼の拡大範囲は、風向、風速（火災の発生に伴う風速の増大を含む）、防火帯及び耐火家屋の分布状況を基本として、道路の麻ひ状態、水道施設などの水利の被害予測を加味し、これによって予想する。

## (3) 延焼動態図の作成

大震災時の延焼を予想することは、複雑な多くの条件下で行われるため、誠に困難な作業である。しかし、過去の大地震後に調査された延焼動態図を参考に検討するのも一つの方法であり、これを参考として、問題地域を中心とする延焼動態図を作成し、これを基に防火帯、防火貯水池、消防ポンプの常駐場所等の設置を計画する。

## (4) 水道施設の被害予想

浄水場、水道橋、導水路、地中配水管などの水道施設の被害予想は、消防活動のために必要である。特に、地中配水管のうち老朽配水管や石綿セメント管の使用箇所及び埋立地など軟弱地盤の箇所については十分検討し、被害予想を立てる。この場合、平常時における老朽配水管などの故障箇所は、地震の被害の大きい地域となるので、逐次調査する。

## (5) 道路の使用不能予測

道路の亀裂、周辺の家屋倒壊、橋梁破壊、火災延焼などによる道路使用不能状態の予想をし、緊急輸送道路を指定する。

(別添資料4 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図)

## 第4節 液状化対策の推進

### 1 液状化危険度の周知

県及び市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、住民等に周知を図るものとする。

なお、県は、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表している。

また、平成23から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。

市は、その結果を防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

### 2 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

## 第5節 防災訓練及び防災意識の向上

### ■基本方針

- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 地震災害を最小限に食い止めるには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人一人が日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、教育、広報、市民相談、防災訓練、地震展等を通じて防災意識の向上を図る。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組みを行う。
- 東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。
- 防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

## 第1 防災訓練の実施

### 1 市における措置

#### (1) 総合防災訓練

市は、毎年「世界津波の日」となる11月5日を中心に、防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とする。

イ 国県の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令等に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、南海トラフ巨大地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

また、市は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、樋門及び陸閘等の閉鎖及び迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、訓練では、津波警報等の情報伝達訓練、津波避難訓練、樋門及び陸閘等の操作訓練などの津波防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(ア) 津波警報等の情報伝達訓練

(イ) 津波避難訓練

(ウ) 水門、陸閘等の操作訓練

エ 災害応援に関する協定に基づき、他機関との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

## (2) 単位別防火防災訓練

区、町内（防災班）、市関係施設、企業その他の団体単位において、防火防災訓練の実施を図る。

## 第2 防災に関する知識の普及

### 1 防災に関する広報

市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、次の事項に留意し、事に臨んで市民の一人一人が正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、全戸配布、各種防災行事等を通じて配布する。

- (1) 平常時の心得に関する事項
- (2) 地震発生時の心得
- (3) 緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- (4) 平常時から備えておく防災グッズ

各家庭の状況に応じて、水、食品のほか、印鑑、現金、救急箱、貯金通帳、懐中電灯、ライター、缶切り、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳瓶、インスタントラーメン、ラジオ、電池などを平常時から備えておくことが大切である。

### 2 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーその他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。

### 3 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

### 4 報道媒体の活用及び協力要請

発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

### 5 学校教育及び幼児教育における地震防災教育

児童生徒及び幼児の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行う。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

## (1) 教育

- ア 地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。
- イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身につける。
- ウ 地震発生時に、児童生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合の対応を身につける。

## (2) 震災訓練

防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難・誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施する。

## (3) 課外活動における教育

防災関係機関、防災施設、地震展、地震講演会等防災関係の催し等について見学会を行う。

## 6 住民に対する地震教育

市は、市民の防災に対する意識の高揚を図るため、関係団体と協力して地震防災に関する広報及び教育を実施する。

地震展、映画会、起震車による体験会などを開催して、地震防災に関する正しい知識の普及と防火思想の高揚を図る。

## 7 職員に対する地震教育

防災関係機関は、災害対策関係職員のみならず一般職員に対して地震時における適正な判断力を養成し、また、職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して地震教育の徹底を図る。

教育方法は、次のとおりである。

## (1) 講習会

学識経験者、関係機関の専門職員等を講師として招き、地震の原因、対策等の科学的及び専門的知識の習得を図る。

## (2) 研修会

災害対策関係法令、事例等の説明及び研究を行い、土木、建築その他地震対策に必要な技術の修得を図る。

## (3) 検討会

震災訓練と併せて検討会を開催し、地震時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

## (4) 見学及び現地調査

防災関係施設及び防災関係研究機関の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

## 第6節 火災予防対策に関する指導

### 1 市における措置

#### (1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、婦人消防クラブ、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

#### (2) 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

#### (3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

#### (4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

### 2 県（防災安全局）における措置

#### (1) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

#### (2) 消防設備士教育の徹底

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、定期に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努めるものとする。

### 3 県（防災安全局）及び市における措置

#### (1) 危険物等保安確保の指導

県及び市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについ

ても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

## (2) 震災時の出火防止対策の推進

県及び市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

## 第7節 危険物施設防災対策

### ■基本方針

- 地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。
- 県及び市は、危険物施設における自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策及び防災教育の推進を図る。

### 1 県（防災安全局）及び市における措置

#### (1) 保安確保の指導

県及び市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### (2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

### 2 危険物施設の管理者における措置

#### (1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

#### (2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

#### (3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される危険物安全週間等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

## 第2章 津波等予防対策

### ■基本方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液化化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態も想定されるため、予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
  - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
  - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 第1節 津波対策に係る地域の指定等

#### 1 津波危険地域の指定

県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

次の地区は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定することとする。

〔海岸線を有する地区〕

青海地区：大野北、大野南

鬼崎地区：西之口、蒲池、榎戸、多屋

常滑地区：北条、瀬木、市場、保示

南陵地区：樽水、西阿野、熊野、古場、苧屋、大谷、小鈴谷、坂井

〔海岸線を有しないが浸水の可能性のある地区〕

青海地区：宮山、小倉

常滑地区：奥条、山方

#### 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。

（平成26年11月26日公表）また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津

波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。(令和元年7月30日指定)

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

## 第2節 津波防災体制の充実

### 1 県（防災安全局、関係局）及び市における措置

(1) 県及び市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。

また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。

(2) 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

### 2 市における措置

市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画や津波ハザードマップなどを具体的に定めておくものとする。

(1) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には以下の基準を参考に避難指示（緊急）のみを発令する。判断基準に達しない場合についても、気象予測や巡視等の報告を含めて総合的に判断して発令する。

#### ○避難指示の対象地域及び基準

避難指示	次の1～2のいずれか1つに該当する場合 1 伊勢・三河湾津波予報区において大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
------	--

(2) 避難誘導計画の策定に当たっては、避難対象地区を市地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等の設置について検討を進め、電柱等に標高を表示して、日ごろから周知する。場



合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。

- (3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。
- (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地区において津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

## 2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

商業施設、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混雑にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 3 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 津波災害警戒区域の指定があった市町村は次の事項を市町村地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
  - ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
  - イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- (2) 市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市町村長に報告する。
- (3) 市長は、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

### 第3節 津波防災知識の普及

#### 1 県（防災安全局、関係局）、市及び名古屋地方気象台における措置

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

##### (1) 一般向け

###### ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- (オ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (カ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (キ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、同報無線などを通じて入手すること。

###### イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること。

###### ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

##### (2) 船舶向け

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 2 市における措置

市は、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

## 第4節 津波防災事業の推進

### 1 市における措置

(1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

また、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、樋門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、樋門、陸閘等の自動化及び遠隔操作化等必要な施設整備の方針・計画

ウ 樋門及び陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

## 第3章 地震災害応急対策

### ■基本方針

○ 大規模な地震が発生した場合には、被害の拡大を防ぎよし、又は応急的救助等を行うため、市及び防災関係機関は、本計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策の万全を期すものとする。また、県内の各地域で直下型地震などが発生した場合に、迅速に配備体制を取るため、気象

官署と同様の震度が観測できる震度計を設置し、震度情報ネットワークシステムを整備した。

## 第1節 津波警報等の伝達

津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

### 1 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

### 2 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

#### (1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)

#### ア 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝え、地震の規模の精度がよく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

イ 津波情報

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 津波予報

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県（伊勢市以南を除く。）	（三重県の市町村は省略）

エ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区分に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

愛知県及び周辺の県が属する津波予報区



## (2) 地震に関する情報等

## ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

## イ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報（愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信）
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
計測震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の観測データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

## 3 県（防災安全局）における措置

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

## 4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁及び名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

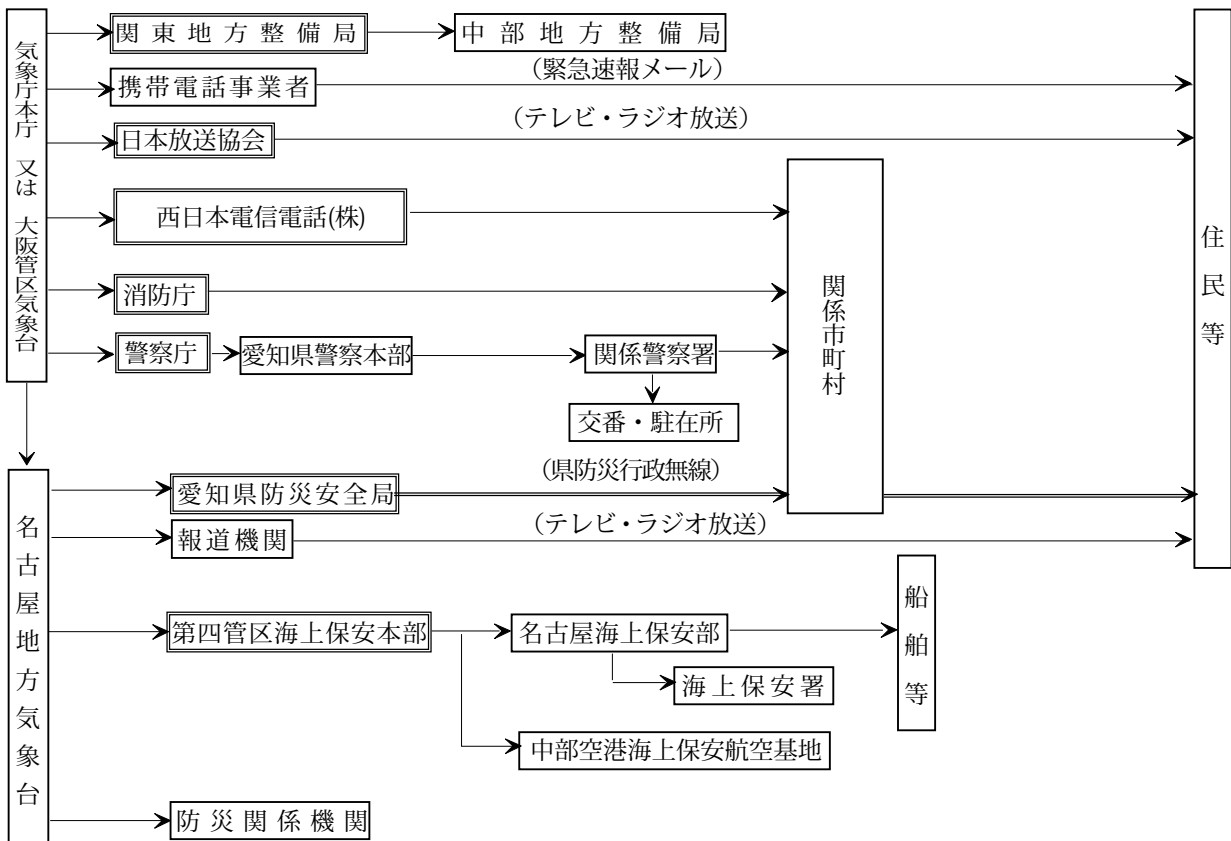
5 その他防災関係機関の措置

気象庁及び名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。

6 津波警報等情報の伝達

(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。

伝達系統図



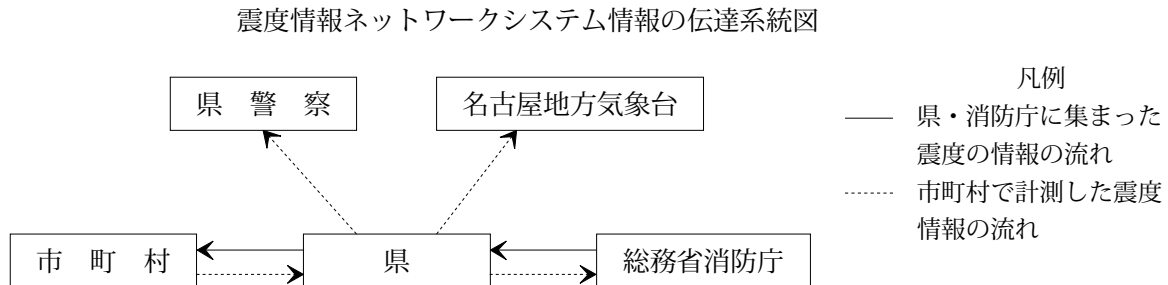
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二十枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。



- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。
- (3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



## 第2節 避難情報

### 1 市における措置

#### (1) 避難の指示等

##### ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

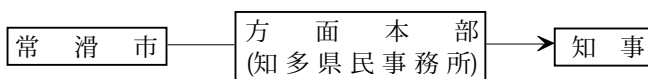
##### イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

#### (2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

#### (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



#### (4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

### 第3節 消防活動

#### ■基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命の危険が予想されるので、消防団員はもとより市民及び事業者挙げて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつその全機能を挙げて避難の安全確保を始め、重要な地域及び対象物の防ぎよ、救助及び救急、地震による火災の防ぎよ等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

#### 1 市の措置

市は、災害事象に対応した防ぎよ活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害発生時の被害を軽減するため、大地震火災防ぎよ計画を策定しておくものとする。

##### (1) 大地震火災防ぎよ計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小様々であるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防ぎよ対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防ぎよ計画とする。

ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても、避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

##### (2) 大地震火災防ぎよ計画の推進

大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、消防本部では、発災時において市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、消防団を含めてその全機能を挙げて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に、市民に与える影響の重要度合等を考慮し、災害事象に対応した防ぎよ活動を展開し、大震火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救出資機材等の整備を図る。

#### ア 防ぎよ方針

(ア) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防ぎよを行い一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよする。

- (ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々の防ぎよでは効果を取れ得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防ぎよに当たる。
- (エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防ぎよに当たる。
- (オ) 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- (カ) 高層建築物その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよに当たる。
- (キ) 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防ぎよし、前述の要領により防ぎよする。
- (ク) 火災、水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先とする。

#### イ 重要対象物の指定

消防長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関、報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

#### ウ 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防ぎよし、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(20m以上の道路)

#### エ 避難地・避難路

避難地は、市が指定した避難場所とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防ぎよの重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され混乱を生ずると思われる地点とする。

#### オ 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い作成する。

#### カ 部隊運用要領

##### (ア) 警備消防部の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測される場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部及び消防団で警備消防部を設置し、消防本部は消防隊を配分し防災活動に専念する。

消防団長は、警備消防部設置とともに消防団本部を招集し、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

##### (イ) 消防隊の部隊運用要領

- a 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
- b 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽

くして防ぎよに当たる部隊運用を図る。

#### キ 計画の検討・調整

集中防ぎよ地点、避難予定路等の決定に当たっては、市民の安全に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況、航空写真などにより検討し、調整を図る。

### 2 消防団における措置

消防団は、地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防ぎよに当たる。

#### (1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

#### (2) 消火活動

消防署出動不可能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のため消火活動を単独若しくは消防署と協力して行う。

#### (3) 消防署の応援

消防署の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

#### (4) 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

#### (5) 避難方向の指示

避難情報が発表された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

## 第4節 危険物施設対策計画

### 1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

#### (1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

#### (2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

#### (3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を

速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

## 2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 3 県（防災安全局）における措置

- (1) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

## 第5節 交通の確保・緊急輸送対策

### ■基本方針

- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

### 第1 空港施設対策

#### 1 中部国際空港株式会社における措置

中部国際空港株式会社は、東海・東南海地震などの大規模地震等が発生した場合、必要に応じて、次の措置を行うこととする。

##### (1) 危機管理本部の措置

震度5弱以上の地震が発生した場合、又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、危機管理本部を設置し、非常参集要員は勤務場所に参集する。

##### (2) 情報の収集・報告・提供

災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、関係行政機関等へ発災後の状況を報告する。

空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、航空機運航情報及び公共交通機関の運行状況等の情報提供をする。

##### (3) 緊急対応措置の実施

地震災害から人命及び施設の安全を図るため、消火救難、応急救護等について必要な措置を講ずる。

強い揺れ（震度5弱以上）の地震を感じた場合及び伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合は、空港利用者及び空港施設内の事業者に対して、迅速に建物内の安全な場所に避難することを周知し、避難誘導を実施する。

##### (4) 応急復旧活動の実施

空港は、被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想

定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。

## 第2 港湾・漁港施設対策

### 1 港湾・漁港

港湾漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多いので、地震による直接被害及び二次被害として津波による被害が想定される。

#### (1) 対策

- ア 亀裂倒壊等が生じた場合、土のう積等当該施設の機能保持に万全を期す。
- イ 海上漂流物等障害物の撤去等を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。
- ウ その他、港湾漁港施設は、経済流通の場として重大な役割を果たすため、早期復旧を図る。

## 第6節 津波対策

### ■基本方針

- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

### 1 市における措置

#### (1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の市への伝達は、第4編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、市防災行政無線（同報系無線）、サイレン等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

#### (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

- ア 市は、市地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。
- イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市防災行政無線（同報系無線）、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。
- ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣り人、サーファー等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

#### (3) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため津波によ

る被害が想定される市においては、(1)の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

## 2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

## 第7節 大地震応急防災活動

大震災により、市内に激甚な災害が発生したときには、本計画を流動的に運用し、災害の状況に即応し応急防災活動に当たる。

〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市災害対策本部要綱 第6条臨時又は特別な業務の処理

### 1 市役所閉庁時の出動

市役所閉庁時にあつては、市役所（指定されている者は、最寄りの公民館、避難所等）へ出動し、応急防災活動に当たる。

### 2 応急配備及び活動

災害の状況に応じ、各地区防災活動拠点（市役所、青海・南陵公民館、とこなめ市民交流センター）に、必要な班を編成し、応急防災活動に当たる。

## 第8節 ライフライン施設等の応急対策

### 第1 電力施設対策

常滑市地域防災計画第4編第13章第1節に記載済

### 第2 ガス施設対策

常滑市地域防災計画第4編第13章第2節に記載済

### 第3 上水道施設対策

常滑市地域防災計画第4編第13章第3節の1に記載済

### 第4 下水道施設対策

常滑市地域防災計画第4編第13章第4節の1に記載済

### 第5 通信施設の応急措置

#### 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、

速やかに応急復旧を行う。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに応急復旧を実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、Webサイトを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。



イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 県（防災安全局）、市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など。

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 特設公衆電話の事前設置

市は、主要避難所等における迅速かつ確実な通信手段の確保を目指して、電気通信事業者と調整しながら特設公衆電話の事前設置を進める。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

(1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。

(2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

(3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨时无線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。

- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6 郵便業務の応急措置

常滑市地域防災計画第4編第13章第6節に記載済

---

## 第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

---

(南海トラフ地震関係)



# 第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1章 総 則

### 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、平成26年3月28日に南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された本市において、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2節 南海トラフ地震に関連する情報

#### 1 情報の種類

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

#### 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

## 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

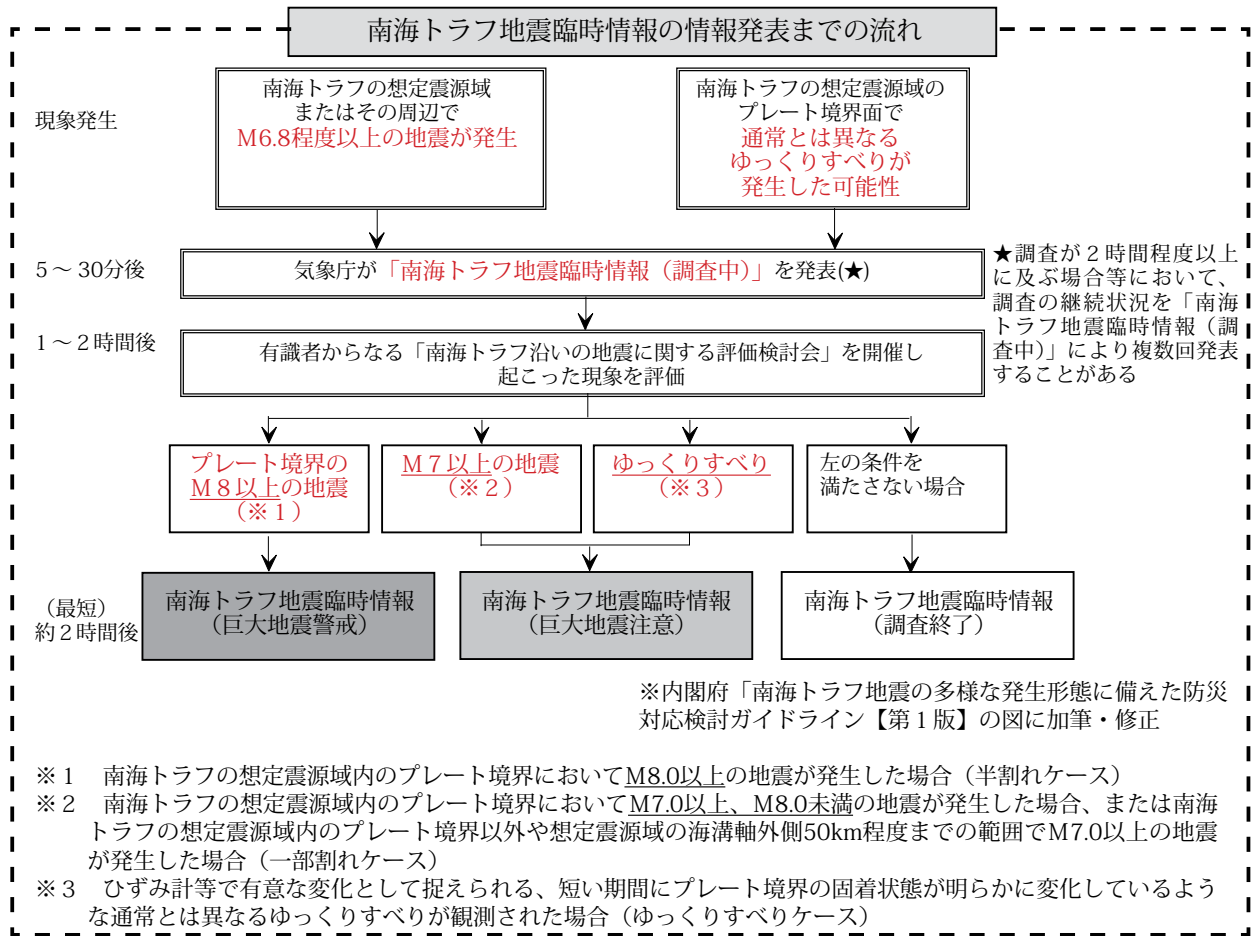
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



### 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

#### 1 市

- (1) 地震情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 地震情報等の広報を行う。
- (3) 避難の指示等を行う。
- (4) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。
- (5) 避難状況の報告を行う。
- (6) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (7) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護のための措置を行う。
- (9) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。
- (10) 通信施設の整備事業を行う。

- (1) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他必要な応急措置の実施の準備を行う。
- (2) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。
- (3) 他の市町村の長等に対し、応急措置を実施するため必要があるときは、応援を求める。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員及び資機材の確認を行う。

## 2 愛知県知多県民事務所

- (1) 地震情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 地震情報等の広報を行う。
- (3) 通信施設の整備事業を行う。
- (4) 緊急通行車両の使用者に対し、標章及び証明書の交付を行う。

## 3 愛知県知多建設事務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

## 4 愛知県衣浦港務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

## 5 愛知県知多保健所

- (1) 避難場所の衛生管理の指導を行う。
- (2) 防疫活動の指導及び援助を行う。
- (3) 食品衛生確保のための情報提供及び指導を行う。
- (4) 健康状態の把握等保健活動を行う。

## 6 愛知県常滑警察署

- (1) 避難の指示及び危険防止のための警告等を行う。
- (2) 交通規制を行う。
- (3) 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。
- (4) 緊急通行車両の事前審査及び確認を行う。

## 7 指定公共機関

〔西日本電信電話株式会社〕

- (1) 地震情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 地震情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。

〔独立行政法人水資源機構〕



- (1) 地震情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 発災後に備え、資機材の備蓄、点検整備等を行う。

〔東邦瓦斯株式会社〕

- (1) ガスの供給を継続する。
- (2) 発災後に備え、早期に適切な応急措置が実施できる体制を整えておく。

〔中部電力パワーグリッド株式会社〕

- (1) 電力の供給を確保するための対策を講ずる。
- (2) 発災後に備え、電力施設の予防措置及び応急復旧に必要な資機材及び要員の確保のための諸策を実施する。

〔中部国際空港株式会社〕

- (1) 地震情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 空港利用者を安全な場所に避難誘導する。
- (3) 滞留者等に対応するため備蓄物資の整備に努める。
- (4) 災害応急対策用資機材を整備する。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、対策本部を設置し、迅速に災害応急対策を実施する。

## 8 指定地方公共機関

〔名古屋鉄道株式会社〕

- (1) 地震情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難誘導及び救護を行う。
- (3) 列車の運転規制等を行う。
- (4) 資機材、人員等の配備手配を行う。

〔愛知県道路公社〕

- (1) 地震情報等の伝達を行う。
- (2) 地震防災応急対策の実施に関し、次の事項を行う。
  - ア 交通対策に関すること。
  - イ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
  - ウ 緊急点検に関すること。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧を行う。

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔農業協同組合、日赤奉仕団等〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔危険物施設の管理者その他防災上重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

## 第2章 災害対策本部の設置等

### 第1節 災害対策本部の設置等

常滑市地域防災計画第2編第2の1及び2に記載済

### 第2節 災害対策本部の組織及び運営

常滑市地域防災計画第2編第2の4に記載済

### 第3節 災害応急対策要員の参集

常滑市地域防災計画第2編第2の4に記載済

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1節 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集及び伝達における役割は、次のとおりとする。

市は、津波災害に対する避難指示（緊急）、津波警報等を沿岸部住民等へ迅速かつ確実に伝達するため、ケーブルテレビ放送、緊急速報メール、広報車、自主防災組織等を通じて周知する。

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達については、常滑市地域防災計画第4編第1章配備計画に定めるところによる。

市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

各機関は、地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

防災関係機関は、地震発生に伴う災害対応に当たっては、災害時優先電話により情報伝達、収集等に努めるものとする。

(2) 地震、津波、被害状況等の情報の収集及び伝達については、情報の種類に応じて被災の状況より通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、常滑市地域防災計画第6編第3章第1節津波警報等情報の伝達の6により行うものとする。

(3) 通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対応するものとする。

ア 地震の発生直後は、暫定的な災害対策本部体制（初動体制）を確保し、指揮すべき職員が不在の場合は、職制上の上位の者が指揮をとる。

イ 地震発生に際して、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長

い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が避難の必要を認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。また、地震発生後、報道機関から津波警報又は大津波警報が放送されたときも、同様に安全な場所に避難するよう指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報又は大津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

## 2 施設の緊急点検及び巡視

市は、必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

## 3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止及び倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

## 4 救助・救急・消火・医療活動

常滑市地域防災計画第4編第5章及び第6章に記載済

## 5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する災害用物資の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量及び他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

## 6 輸送活動

常滑市地域防災計画第4編第7章に記載済

## 7 保健衛生・防疫活動

常滑市地域防災計画第4編第6章に記載済

## 第2節 資機材、人員等の配備手配

常滑市地域防災計画第7編第3章に記載済

## 第3節 他機関に対する応援要請

1 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、県内の岡崎市、蒲都市を始め県内外の16市と大規模災害時の相互応援に関する協定等を締結し、被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に備えている。

2 市は、必要があるときには、前記の応援協定に従い、応援を要請するものとする。

## 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

## 第1節 津波からの防護のための施設の整備等

1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに樋門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合の工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等の管理上は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、樋門等の点検方針及び計画
- (2) 防潮堤、堤防、樋門等の自動化、遠隔操作化、補強等必要な施設整備等の方針及び計画
- (3) 樋門、陸閘等の閉鎖を迅速かつ確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

## 第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第1の1のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

- 1 居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速かつ確実な把握

## 第3節 避難対策等

1 地震発生後に伊勢・三河湾を対象とする津波警報又は大津波警報が発表された場合には、市沿岸部全域の住民に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、観光客、海水浴客、釣り人等外来者に対しても海岸付近に近づかないよう周知を図る。

2 避難所等への標高表示、津波避難ビルの指定を引き続き推進する。

【参考資料：南海トラフで東海地震・東南海地震・南海地震が発生した場合の津波浸水予想区域】

（「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書／H26年5月 愛知県防災会議地震部会」より）

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
宮山	金山字堀田	青海中学校グラウンド 青海こども園園庭	市道宮山前山線 市道1727号
	小倉町1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目	青海中学校グラウンド 青海こども園園庭 (津波避難ビル) 大野小学校	国道155号 県道板山金山線 市道大野小倉線 市道小倉前山線 市道石瀬線 市道宮山前山線

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
	7丁目 8丁目 晩台町 西之口 4丁目		市道1727号
大野	大野町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 8丁目 9丁目 10丁目	青海中学校グラウンド 青海こども園園庭 (津波避難ビル) ポナール大野 大野小学校	国道155号 県道大野町停車場線 県道板山金山線 市道大野小倉線 市道小倉前山線 市道石瀬線 市道宮山前山線 市道1727号
西之口	西之口 1丁目 3丁目 4丁目 7丁目 8丁目 住吉町 1丁目 2丁目	鬼崎北保育園園庭	国道155号 市道大野蒲池線 市道青海山線
蒲池	小林町 1丁目 3丁目 蒲池町 1丁目 2丁目 3丁目	鬼崎北保育園園庭 蒲池コミュニティセンター付近の空地 蒲池ちびっ子広場 神明グラウンド	県道大府常滑線 市道大野蒲池線
榎戸	新田町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 港町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 新浜町 1丁目 2丁目 3丁目	神明グラウンド 神明社境内(榎戸) 榎戸公会堂付近の空地 鬼崎中保育園園庭 鬼崎南小学校グラウンド 榎戸公園	県道大府常滑線 市道海岸線 市道鬼崎港線 市道1269号 市道1270号 市道1278号
多屋	新浜町 4丁目 5丁目 多屋町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 明和町 1丁目 大和町 1丁目 2丁目 5丁目 森西町 1丁目 2丁目 4丁目	鬼崎南小学校グラウンド 明和児童館広場 多屋公園 市営住宅遊園地	県道大府常滑線 市道海岸線 市道多屋線 市道常東線

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
	未広町 1丁目 2丁目 3丁目 北条 1丁目 鯉江本町 2丁目		
北条	北条 1丁目 2丁目 3丁目 鯉江本町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 栄町 1丁目 2丁目 4丁目 5丁目 6丁目 新開町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目	陶磁器会館付近の空地 常滑幼稚園園庭 墓地周辺 神明社一帯 (津波避難ビル) ホテルルートイン常滑駅前 ポートレースとこなめ	県道大府常滑線 市道北条向山線 市道中央線 市道瀬木線 市道2029号 市道2514号
瀬木	栄町 5丁目 6丁目 7丁目 本町 1丁目 2丁目 3丁目 瀬木町 1丁目 陶郷町 4丁目	ちよがおか園庭 常滑東小学校グラウンド とこなめ陶の森資料館広場 常滑児童センター広場 瀬木保育園園庭 (津波避難ビル) あいち知多農業協同組合本町出張所	市道瀬木線 市道2161号 市道2242号 市道2244号 市道2268号 市道2274号
奥条	奥条 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 市場町 3丁目	常石神社一帯 常石保育園園庭 旧常滑高等学校グラウンド	国道247号 市道2297号 市道2524号
市場	市場町 1丁目 2丁目 4丁目 5丁目 6丁目	旧市場ちびっ子広場	県道大府常滑線 市道中央線
山方	山方町 1丁目 2丁目	山方会館広場 丸山保育園園庭	市道中央線 市道山方南線 市道2386号 市道2390号 市道2391号
保示	保示町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目	丸山保育園園庭	県道大府常滑線 市道保示線 市道山方南線

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
	りんくう町 1丁目 2丁目 3丁目	陶磁器会館付近の空地 (津波避難ビル) J-HOTELりんくう ボートレースとこなめ イオンモール常滑	市道北条向山線 市道瀬木線 市道中央線
	セントレア 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	旅客ターミナルビル内	市道2802号
樽水	樽水町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 塩田町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	樽水公民館・旧西浦北保育園園庭 山ノ神グラウンド 西浦北小学校グラウンド 樽水・西阿野消防団車庫周辺	県道大府常滑線 市道3046号 市道3072号 市道3105号 市道3314号
西阿野	阿野町 1丁目 2丁目 3丁目 5丁目 6丁目 7丁目 西阿野字半月 字春瀬 唐崎町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	樽水・西阿野消防団車庫周辺	県道大府常滑線 市道3072号 市道西阿野松原線
熊野	熊野町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	熊野農村公園	県道大府常滑線 市道3301号
古場	古場町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 古場字栗下前	古場農村公園 西浦南小学校グラウンド 西浦南保育園園庭	県道大府常滑線 県道古場武豊線
苺屋	苺屋町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 6丁目 苺屋字柳田	西浦南小学校グラウンド 南陵中学校グラウンド 南陵公民館周辺	県道古場武豊線 市道3328号 市道南陵線

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
大谷	大谷字鴨 字輪ノ内 字浜條 字奥條 字道向	南陵中学校グラウンド 南陵公民館周辺 大谷農村公園 小鈴谷小学校グラウンド 小鈴谷保育園園庭	県道大谷富貴線 県道小鈴谷河和線 市道3328号 市道南陵線 市道大谷小鈴谷線 市道道向線
小鈴谷	小鈴谷字赤松 字亀井戸 字梶田 字へり地 字盛田 字脇浜	小鈴谷小学校グラウンド 小鈴谷保育園園庭 鈴溪会館広場 夕灘公園	県道小鈴谷河和線 市道3675号
坂井	坂井字小脇 字道法垣内 字西側 字落田 字天王 字北浜田 字南浜田	旧消防団車庫周辺 SAKAI保育園園庭 旧SAKAI保育園園庭	県道小鈴谷河和線 市道坂井線

(別添資料4 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図)

3 市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として、高齢者、子供、病人、障がい者等要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

4 市は、前記2に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

5 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。

6 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

7 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。



- (1) 市は、あらかじめ自主防災組織又は行政区を単位とし、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり、他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
  - (2) 津波の発生のおそれにより、市長から避難の指示が行われたときは、前記に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として、本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定するものが担当するものとし、市は自主防災組織又は行政区を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は（1）に掲げる者を受け入れる施設のうち、自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 8 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 9 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
    - ア 避難所への受入れ
    - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
    - ウ その他必要な措置
  - (2) 市は、前記(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - ア 流通在庫の引渡し等の要請
    - イ 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - ウ その他必要な措置
- 10 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

#### 第4節 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団（消防団）が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 土のう等による応急浸水対策
  - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
  - (5) 救助、救急等
- 2 前記1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、常滑市地域防災計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第5節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

### 1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるべく応急の措置をとるものとする。

### 2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達及び避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを落とす等の措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関中部電力株式会社名古屋支店が行う措置  
常滑市地域防災計画第4編第13章第1節の1に記載済

### 3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定地方公共機関東邦ガス株式会社が行う措置  
常滑市地域防災計画第4編第13章第2節の1に記載済

### 4 通信

指定公共機関西日本電気通信株式会社名古屋支店等が行う措置  
常滑市地域防災計画第6編第3章第7節第5に記載済

### 5 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会名古屋放送局が行う措置

#### ア 防災組織の整備及び県・市との協力

日本放送協会名古屋放送局は、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

イ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通、ライフライン、生活関連情報等の正確かつ迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送及び臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処するものとする。

ウ 外国人、視聴覚障害者等への配慮放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

- (2) 指定地方公共機関中部日本放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社が行う措置  
前項に記載した指定公共機関日本放送協会名古屋放送局が行う措置と同様とするものとする。

## 第6節 交通対策

### 1 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところ及び避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

### 2 海上

(1) 中部空港海上保安航空基地及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。

### 3 鉄道

常滑市地域防災計画第4編第7章第5節の2に記載済

### 4 空港

常滑市地域防災計画第6編第3章第4節第1に記載済

## 第7節 市が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

ア 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 飲料水、食料等の備蓄

エ 受水槽等への緊急貯水

オ 消防用設備の点検及び整備

カ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

ア 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じるものとする。

イ 学校等

(ア) 当該学校、幼稚園等が、本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置を講じるものとする。

(イ) 社会福祉施設においては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の

安全確保のための必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 保育園については学校等に準じて行う。

施設ごとの具体的な措置内容は、各施設管理者が定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、前記1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

(2) 市の防災計画に定める避難場所又は医療救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、前記1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

## 3 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中止するものとする。

## 第8節 迅速な救助

### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

### 3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

## 第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### ■基本方針

○ 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施

することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

#### ■主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

#### 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市は、防災計画第2編別表第3に定めるところにより災害警戒本部（第1非常配備）を設置する。その他防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市は、防災計画第2編別表第3に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備）を設置する。その他防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

#### 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

#### 3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

#### 4 避難対策等

##### (1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき検討した結果、本市においては事前避難対象地域を設定しないこととする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

##### (2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

#### 5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

#### 6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

ウ 空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるものとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

## 10 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

#### ア 各施設に共通する事項

##### ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

##### ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

##### ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### ④ 出火防止措置

##### ⑤ 水、食料等の備蓄

##### ⑥ 消防用設備の点検、整備

##### ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### ⑧ 施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

#### イ 個別事項

##### ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

##### ② 市立学校にあっては、次に掲げる事項

児童・生徒等に対する保護の方法

##### ③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

### (2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等



イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

12 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市は、防災計画第2編別表第3に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備）を設置する。その他防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲で

M7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

### 3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

## 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画により整備する。

## 第7章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 前記1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 前記1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次に掲げる具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集及び本部運用訓練
  - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集及び伝達訓練

- (4) 災害発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1節 市職員等に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 8 家庭での地震防災対策の内容
- 9 緊急地震速報利用の心得に関する事項

### 第2節 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、広報紙、パンフレット等印刷物の配布、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図るこ

とも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震が発生した場合における出火防止、初期消火、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 市、県、防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- 8 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容
- 9 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動
- 10 避難生活に関する知識
- 11 平素から住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- 12 住居の耐震診断及び必要な耐震改修の内容

### 第3節 児童・生徒等に対する教育

#### 1 教育関係職員に対する教育

市は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育を実施するものとする。

この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

#### 2 児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童・生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的かつ継続的に実施するものとする。

### 第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育

地震が発生した場合及び緊急地震速報を受信した場合に、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設管理者は、適正な行動がとれるよう、事前に防火管理講習会等を通じて、防災教育を図るものとする。

### 第5節 自動車運転者に対する教育

交通関係団体等を通じて地震が発生した場合の交通規制の内容、地震が発生した場合及び緊急地震速報を受信した場合の運転者にとるべき措置等の教育について、講習会を媒体とした教育を実施するとともに、広報紙による広報及び啓発を計画的かつ継続的に実施する。

## 第6節 地震相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

窓口は、おおむね次のとおりとする。

- 1 市の防災担当部局
- 2 警察本部及び警察署
- 3 市消防本部
- 4 県及び市の建築指導担当部課（建築相談窓口）

## (参考1)：南海トラフ巨大地震モデル検討会における震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算について

### 1 試算の条件

建物被害、人的被害を試算するうえでの前提となる、震度分布、液状化危険度、浸水想定域については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下、「内閣府モデル検討会」という。)による推計結果のうち、愛知県に対して最も影響が大きい次のケースによるものとする。

震度分布及び液状化危険度：国の地震動ケース（4ケース）の内、陸側ケースの推計結果

※推計に用いられた強震断層モデル：マグニチュード9.0

浸水想定域：国の津波ケース①～⑪の内、津波ケース①、⑥、⑦、⑨の推計結果

※推計に用いられた津波断層モデル：マグニチュード9.1

### 2 試算した項目及び内容

建物被害・人的被害ともに市町村別内訳を試算した。

#### (1) 建物被害

ア 揺れ、液状化、浸水・津波、急傾斜地崩壊等による全壊棟数

イ 地震火災による焼失棟数

#### (2) 人的被害

建物倒壊等、浸水・津波、急傾斜地崩壊、地震火災、落下物等による死者数

### 3 試算結果の概要

#### (1) 前提となる震度、津波高、津波到達時間等（常滑市）

ケース		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	最大値
最大津波高	(m)	6	5	5	5	5	6	5	5	6	5	4	6
平均津波高	(m)	5	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5
津波到達時間(+1m)	(分)	65	67	83	100	95	65	66	69	64	99	100	64
浸水面積(浸水深1cm以上)	(ha)	530	190	80	100	200	500	250	340	680	150	90	680
浸水面積(浸水深30cm)	(ha)	380	110	50	60	120	360	140	220	500	80	60	500
浸水面積(浸水深1m)	(ha)	140	40	30	30	40	140	60	70	210	40	30	210
浸水面積(浸水深2m)	(ha)	40	20	10	10	10	40	20	20	50	10	極小	50

ケース①：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域を設定

ケース②：紀伊半島沖に大すべり域を設定

ケース③：紀伊半島沖～四国沖に大すべり域を設定

ケース④：四国沖に大すべり域を設定

ケース⑤：四国沖～九州沖に大すべり域を設定

ケース⑥：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域＋分岐断層を設定

ケース⑦：紀伊半島沖に大すべり域＋分岐断層を設定

ケース⑧：駿河湾～愛知県東部沖、三重県南部沖～徳島県沖に大すべり域を設定

ケース⑨：愛知県沖～三重県沖、室戸岬沖に大すべり域を設定

ケース⑩：三重県南部沖～徳島県沖、足摺岬沖に大すべり域を設定

ケース⑩：室戸岬沖、日向灘沖に大すべり域を設定

(2) 建物被害（全壊・焼失棟数：常滑市）

※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

建物被害 (棟)	原因	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑨	最大値
	揺れ	約6,000	約6,000	約6,000	約6,000	約6,000
	液化	約100	約100	約100	約100	約100
	浸水・津波	約100	約100	約30	約200	約200
	急傾斜地崩壊等	約30	約30	約30	約30	約30
	火災	約2,900	約2,900	約3,000	約2,900	約3,000
	合計	約9,300	約9,300	約9,200	約9,300	約9,300

(3) 人的被害（死者数：常滑市）

※死者が最大となるケースとして冬・深夜（5時）を想定

死者数 (人)	原因	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑨	最大値
	建物倒壊等	約400	約400	約400	約400	約400
	うち収容物移動・転倒・屋内落下物	約20	約20	約20	約20	約20
	浸水・津波	約300	約600	約200	約600	約600
	うち自力脱出困難	約100	約100	約60	約200	約200
	うち逃げ遅れ	約100	約500	約100	約400	約500
	急傾斜地崩壊等	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
	火災	約100	約100	約100	約100	約100
	ブロック塀・自動販売機の 転倒、屋外落下物	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
	合計	約800	約1,100	約700	約1,100	約1,100

\* 1 早期避難率低：早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」を20%、「避難はするがすぐには避難しない」を50%、「切迫避難あるいは避難しない」を30%としている。（国の設定に準拠）

\* 2 冬・深夜で外出者が少ないため、ブロック塀等の倒壊による死者数はわずかとなっている。  
（出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（国の震度分布、液化化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算）／平成25年5月30日愛知県防災会議資料）

(参考2)：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

1 調査対象とした地震・津波

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものであるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「A過去地震最大モデル」による想定)

なお、「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても補足的に想定することとした。(「B理論上最大想定モデル」による想定)

「A過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけられるものであり、「B理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

「B理論上最大想定モデル」

- 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。
- 今回の調査で想定した「B理論上最大想定モデル」の検討ケースは、国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」による震源及び波源モデル（平成24年8月29日公表）のうち、次のものである。
  - ・国の地震ケース（5通り）のうち、陸側ケース及び東側ケース
  - ・国の津波ケース（①～⑪）のうち、津波ケース①、⑥、⑦、⑧、⑨
- 本県の地震・津波対策を検討する上で、「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

2 想定した項目等

- 今回の調査において想定した地震・津波に基づき、建物被害、人的被害等の被害量を想定した。また、想定時間帯については、県民の生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定し、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。
- 「A過去地震最大モデル」については、実際に対策を進める上で参照するものとして、さらにライフライン被害等、経済被害額についても想定した。

季節時間帯	想定される被害の特徴
① 冬深夜5時	・県民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
② 夏昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。
③ 冬夕方18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

○今回の調査の調査単位は、250mメッシュを基本とし、津波については、最小10mメッシュとした。



(浸水・津波の想定に用いた主な条件)

地震・津波	「A過去地震最大モデル」の津波	「B理論上最大想定モデル」の津波
地殻変動量	考慮	考慮
初期潮位 (T.P)	名古屋港=1.2m その他1.0m	名古屋港=1.2m その他1.0m
盛土構造物 (土壌堤)	東海・東南海地震 (愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査H15.3) に対し耐震性を有している箇所及び液状化危険度が小さい場所については50%沈下、それ以外は75%沈下 (いずれも越流したら破堤)	75%沈下 (越流したら破堤)
コンクリート構造物	震度6弱以上で倒壊	震度6弱以上で倒壊
樋門樋管・水門・陸開	耐震化かつ遠隔操作化・自動化対応している施設及び常時閉鎖施設は閉鎖、それ以外は開放	常時閉鎖施設のみ閉鎖
防波堤	沈下量を想定し、越流水深2mを超えると倒壊 (名古屋港高潮防潮堤、衣浦港高潮防波堤及び三河湾神野北防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)	震度6弱以上で倒壊 (名古屋港高潮防潮堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)
計算時間	12時間	12時間

## 3 常滑市の想定試算結果

## (1) 震度分布、浸水想定域等

想定地震の区分	A過去地震最大モデル
最大震度	6強
最大津波高 (m)	4.4
最短津波到達時間津波高30cmの到達時間 (分)	58
浸水面積 浸水深1cm以上 (ha)	360

※最短津波到達時間 (津波高30cmの到達時間) は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。

想定地震の区分	B理論上最大想定モデル					
	陸側ケース			東側ケース		
最大震度	7			6強		
最大津波高 (m)	ケース① 4.3	ケース⑥ 4.4	ケース⑦ 4.2	ケース⑧ 4.0	ケース⑨ 5.5	最大値 5.5
最短津波到達時間津波高30cmの到達時間 (分)	ケース① 55	ケース⑥ 55	ケース⑦ 54	ケース⑧ 58	ケース⑨ 55	最短 54
浸水面積 浸水深1cm以上 (ha)	ケース① 454	ケース⑥ 424	ケース⑦ 286	ケース⑧ 348	ケース⑨ 588	最大値 588

(2) 建物・人的被害、ライフライン被害等

想定地震の区分		A過去地震 最大モデル	B理論上最大想定モデル	
			陸側ケース	東側ケース
建物被害 全壊・焼失 (冬・夕方18時 発災) (棟)	揺れ	約400	約4,300	約600
	液状化	約10	約10	約10
	浸水・津波	約200	約70	約100
	急傾斜地崩壊等	約20	約20	約20
	火災	約10	約2,400	約10
	合 計	約500	約6,800	約700
人的被害 死者数 (冬・深夜5時 発災、早期避難 率低の場合) (人)	建物倒壊等による死者	約20	約300	約30
	うち屋内収容物転倒、屋内落下物	*	*	*
	浸水・津波による死者 ※1	約80	約200	約100
	うち自力脱出困難 ※2	約10	約100	約10
	うち逃げ遅れ ※3	約70	約100	約100
	急傾斜地崩壊等による死者	*	*	*
	地震火災による死者	*	約50	*
合 計	約100	約500	約200	
震度別面積 (km <sup>2</sup> )	7		6	8
	6強	2	50	48
	6弱	53		
液状化危険度 面積 (km <sup>2</sup> )	大	3	3	2
	中	2	2	2
	小	8	8	8
	なし	8	7	8
	対象なし	1	1	1
	計算対象外	34	34	34
ライフライン機 能支障(発災1 日後、冬・夕 18時発災)	上水道	断水人口(人)	約54,000	
	下水道	機能支援人口(人)	約22,000	
	電力	停電軒数(軒)	約28,000	
	固定電話	不通回線数(回線)	約10,000	
	携帯電話	停波基地局率(%)	81%	
	都市ガス	復旧対象戸数(戸)	*	
	LPガス	機能支障世帯数(世帯)	約2,500	
避難者数 (冬・夕18時発 災)(人)	1日後		約11,000	
	1週間後		約10,000	
	1ヶ月後		約2,700	
帰宅困難者(冬・12時発災)(人)			約4,200～ 約4,400	
災害廃棄物等(冬・夕18時発災)(千トン)			約187	

想定条件：風速 5 m/s、早期避難率低 \*：被害わずか

※1 早期避難率低の場合の想定

早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」を20%、「避難はするがすぐには避難しない」を50%、「切迫避難あるいは避難しない」を30%としている。(国の設定に準拠)

※2 建物倒壊や家具転倒等により自力で脱出することが困難となったもの(自力脱出困難者)が、浸水・津波に巻き込まれることによる死者。

※3 自力脱出困難者以外のものが、浸水・津波から逃げ切れずに巻き込まれることによる死者。

(出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書／H26年5月愛知県防災会議地震部会)

---

## 第8編 地震防災強化計画

---

(東海地震関係)



## 第8編 地震防災強化計画

### 第1章 総 則

#### 第1節 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、平成14年4月24日に東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定された本市において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

#### 第2節 東海地震に関連する情報

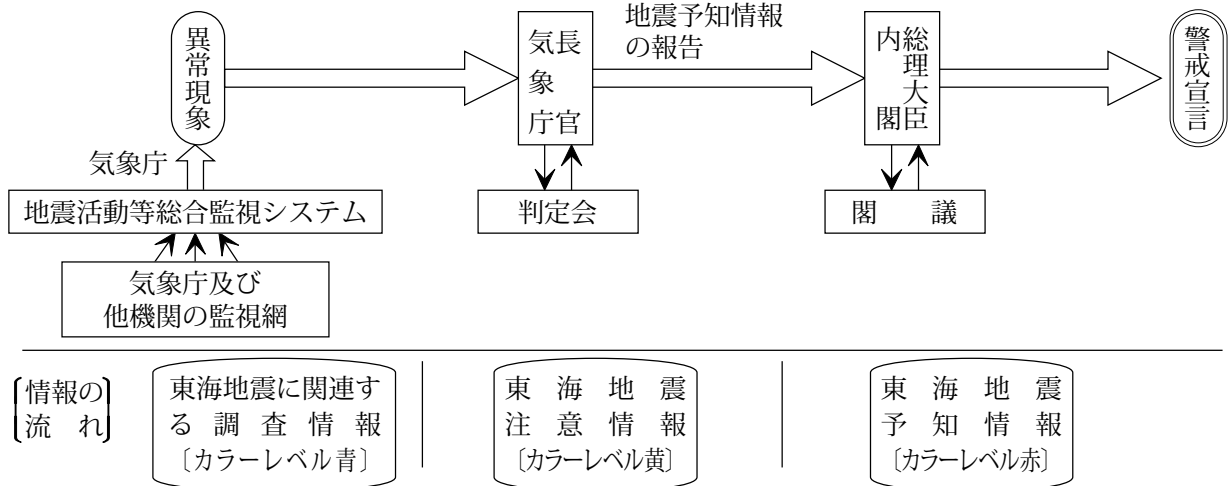
##### 1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内 容 等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル 赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル 黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		災害対策本部設置 準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル 青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の広報を行う。
- (3) 避難の指示等を行う。
- (4) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。
- (5) 避難状況の報告を行う。
- (6) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (7) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護のための措置を行う。
- (9) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。
- (10) 通信施設の整備事業を行う。
- (11) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他必要な応急措置の実施の準備を行う。
- (12) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。また、他の市町村の長等に対し、応急措置を実施するため必要があるときは、応援を求める。
- (13) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員及び資機材の確認を行う。

2 愛知県知多県民事務所

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の広報を行う。
- (3) 通信施設の整備事業を行う。
- (4) 緊急輸送車両の使用使用者に対し、標章及び証明書の交付を行う。

### 3 愛知県知多建設事務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

### 4 愛知県知多保健所

- (1) 避難場所の衛生管理の指導を行う。
- (2) 防疫活動の指導及び援助を行う。
- (3) 食品衛生確保のための情報提供及び指導を行う。
- (4) 健康状態の把握等保健活動を行う。

### 5 愛知県常滑警察署

- (1) 避難の指示及び危険防止のための警告等を行う。
- (2) 交通規制を行う。
- (3) 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。
- (4) 緊急輸送車両の事前審査及び確認を行う。

### 6 指定公共機関

[西日本電信電話株式会社]

- (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。

[独立行政法人水資源機構]

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 発災後に備え、資機材の備蓄、点検整備等を行う。

[東邦瓦斯株式会社]

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においてもガスの供給を継続する。
- (2) 発災後に備え、早期に適切な応急措置が実施できる体制を整えておく。

[中部電力株式会社]

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給を確保するための対策を講ずる。
- (2) 発災後に備え、電力施設の予防措置及び応急復旧に必要な資機材及び要員の確保のための諸策を実施する。

[中部国際空港株式会社]

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合、準備本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。

- (3) 警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置し、迅速に地震防災応急対策を実施する。
- (4) 災害に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置を行う。
- (5) 発災後は災害対策本部を設置し、空港利用者の避難、救護を実施する。
- (6) 航空機による緊急輸送の確保に協力する。

#### 7 指定地方公共機関

〔名古屋鉄道株式会社〕

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難誘導及び救護を行う。
- (3) 列車の運転規制等を行う。
- (4) 資機材、人員等の配備手配を行う。

〔愛知県道路公社〕

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の伝達を行う。
- (2) 地震防災応急対策の実施に関し、次の事項を行う。
  - ア 交通対策に関すること。
  - イ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
  - ウ 緊急点検に関すること。

〔一般社団法人愛知県L Pガス協会〕

- (1) L Pガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、L Pガス設備の災害復旧を行う。

#### 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔農業協同組合、日赤奉仕団等〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔危険物施設の管理者その他防災上重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

## 第2章 地震災害警戒本部の設置等

### ■基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、



その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

## 第1節 地震災害警戒本部の設置等

### 1 市における措置

- (1) 市長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づく災害対策本部が設置された場合は、警戒本部は自動的に廃止される。また、大震法第9条第3項の規定に基づく警戒宣言解除があったときは、警戒本部を速やかに廃止するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、災害対策本部を設置する。

- (2) 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（以下「大震法施行令」という。）、常滑市地震災害警戒本部条例及び常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市地震災害警戒本部条例

〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市地震災害警戒本部要綱

- (3) 地震防災応急対策要員の参集等

ア 市長は、次に定めるところにより、市職員に参集を命ずるものとする。

(ア) 東海地震注意情報が発表されたとき。……………第2 非常配備

(イ) 警戒宣言が発せられたとき、又は東海地震予知情報が発表されたとき。……第3 非常配備

イ 非常配備体制及び参集方法については、市長が別に定める常滑市地震災害警戒本部要綱による。

ウ 職員は、東海地震に関連する情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

- (4) 東海地震注意情報発表時の情報伝達等

ア 市は、東海地震注意情報が発表されたときは、市の管理する施設等に第2節1に準じて、東海地震注意情報が発表されたことを伝達するものとする。

また、住民等へは、東海地震注意情報が発表されたときから伝達に努めるものとする。

イ 防災関係機関は、住民等が東海地震注意情報が発表された場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うも

のとする。

- (ア) 東海地震注意情報の意義及び情報収集に関する事項
- (イ) 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
- (ウ) 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項

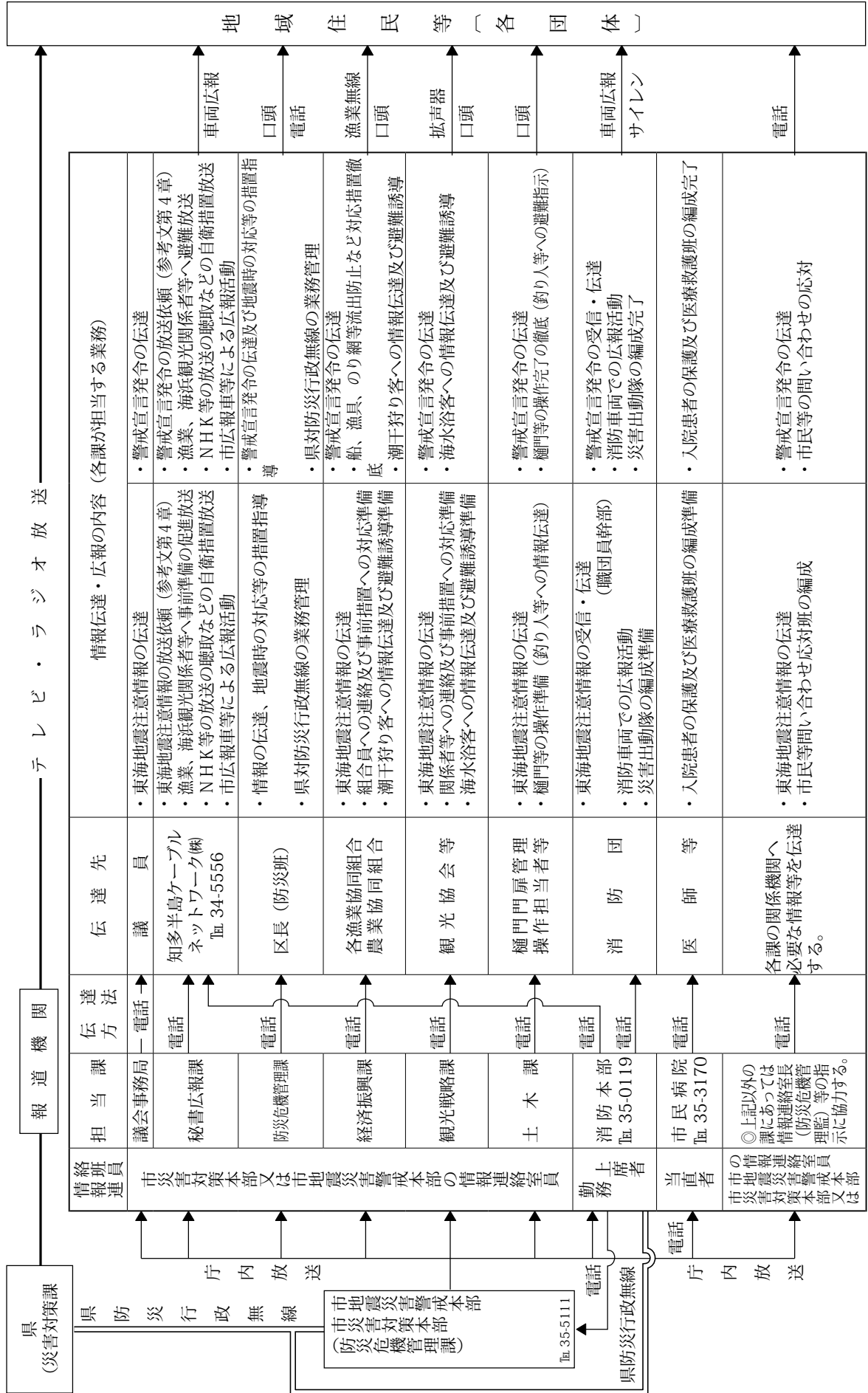
## 2 ケーブルテレビ放送等

常滑市役所より東海地震注意情報についてお知らせします。

「本日〇〇時〇〇分東海地震注意情報が発表されましたので、市役所では現在災害対策本部を設置しています。市民の皆様にあっては、NHKなどの放送又は市の発表する情報に耳を傾けて、いざというときのために必要な準備をしてください。

また、漁業協同組合、海水浴場の管理者は組合員、潮干狩り客、海水浴客などに対する事前準備を行ってください。」

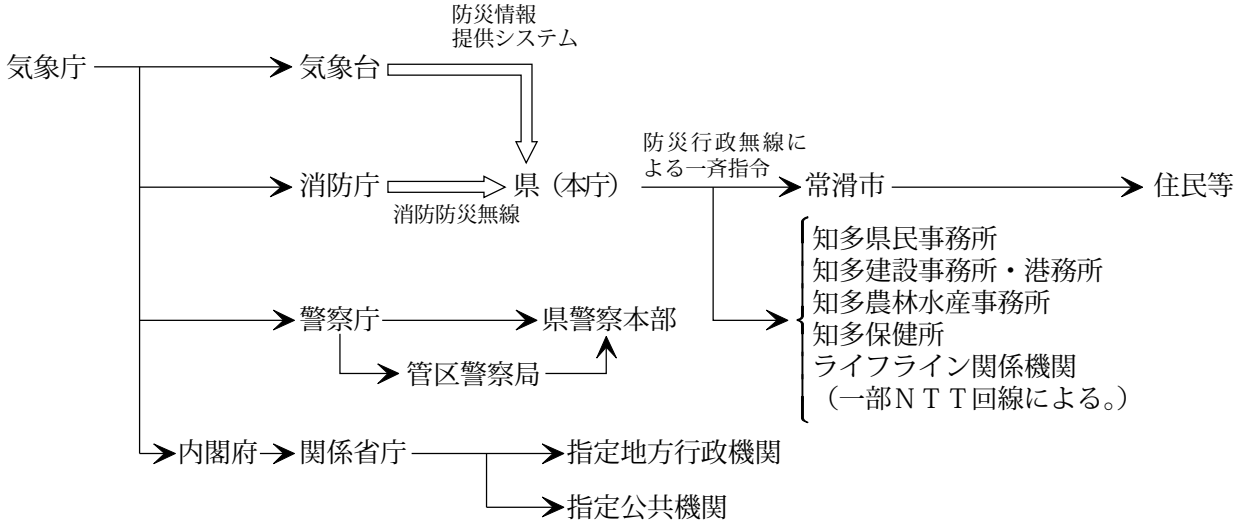
東海地震注意情報発表時・警戒宣言発表時情報連絡系統図



## 第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

### 1 警戒宣言等の伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



東海地震注意情報伝達参考文

#### 伝達要領

県（防災安全局）から東海地震注意情報の伝達を受けたときは、本庁各課及び出先機関並びに関係機関に伝達する。

#### ○ 庁内放送（東海地震注意情報発表時）

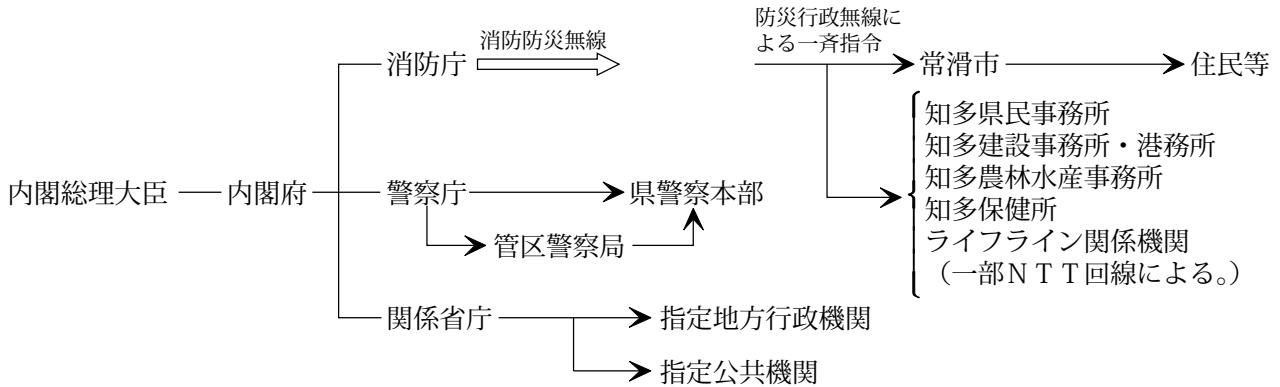
「本日〇〇時〇〇分東海地震注意情報が発表されましたので、本庁各課にあっては直ちに常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるとおり、第2非常配備体制をとってください。

なお、東海地震注意情報の内容については、次のとおりです。

#### 東海地震注意情報（例文）

____年__月__日 ____時__分 気象庁地震火山部
<b>東海地震注意情報</b>
<p>           **見出し**            地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生について注意が必要です。            静岡県中西部の地殻変動データの一部に変化が現れています。このため、気象庁は本日__時__分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。            **本文**            (省略)         </p>
(東海地震に関する情報第__号)

(2) 警戒宣言



警戒宣言発令伝達参考文

伝達要領

県（防災安全局）から警戒宣言の伝達を受けたときは、本庁各課及び出先機関並びに関係機関に伝達する。

庁内放送（警戒宣言発令以降の例）

本日〇〇時〇〇分 [〇〇〇総理大臣] は、東海地震の [地震災害警戒宣言] を発表しましたので、本庁各課にあっては直ちに常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるとおり、第3非常配備体制をとってください。なお、警戒宣言の内容は次のとおりです。

東海地震の地震災害警戒宣言（例文）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、二・三日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ・ラジオに注意してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣〇〇〇〇

なお、東海地震注意情報等の伝達についても、上記に準ずるが、住民等への伝達については、報道関係の報道開始時から行うよう努めるものとする。

## 2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合の県から常滑市への代替伝達系統は、第4編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

## 3 市の内部伝達、住民等への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達、動員方法等については、地域防災計画書第4編第1章配備計画に定めるところによる。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

## 4 その他

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、N T T電話の利用が増加し、異常輻輳が生じ通話不能な事態の発生が予想されるので、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼び掛けることとする。したがって、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため、一般通話は発信規制される場合もある。
- (2) 防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常事態の対応に当たっては、異常輻輳時の災害時優先電話により情報伝達、収集等に努めるものとする。

（〔資料編〕付属資料 災害時優先電話一覧（公共施設））

## 第3節 警戒宣言発令時等の広報

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、東海地震に関連する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

### 1 市における措置

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

### 2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼び掛け
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼び掛け
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置

- (10) 車両運転の自粛及び運転者がとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

#### 基本的な伝達事項

火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備、飲料水等の緊急貯水、非常 持出品の点検及び確認

ケーブルテレビ放送等による東海地震注意情報発表時の市（長）から市民への呼び掛け（例）

市民の皆さん、本日、〇時〇分に、気象庁から、東海地震注意情報が発表されました。

これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市では、職員の参集と災害対策本部の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

市民の皆さんにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、市や県からの呼び掛けに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。

金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、慌てずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、東海地震注意情報の間にお早めの帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

なお、警戒宣言が発せられますと、市内では、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

ケーブルテレビ放送等による警戒宣言発令時の市（長）から市民への呼び掛け（例）

市民の皆さん、既にご存知のこととは思いますが、内閣総理大臣は、本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、常滑市では、震度6弱程度のかかなり強い揺れ、また津波の来襲が予想されますので十分注意してください。

既に、市では、職員が非常配備に就き防災対策に全力を挙げておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。次に、消火の準備や飲料水のくみ置きなど、できる限りやっておいてください。

また、津波の襲来が予想されますので、漁業関係者、[海水浴客] [潮干狩り客]、釣り人、サーファーなどは直ちに浜辺から避難してください。

それ以上に大切なことは皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報等の正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただいま全力を傾注しています。また、対策に従事しておられる各関係機関の皆さんも大変ですが、いざというときに備えて万全の対策をお願いします。

津波についての呼び掛け

市民の皆さん、津波についてお知らせします。

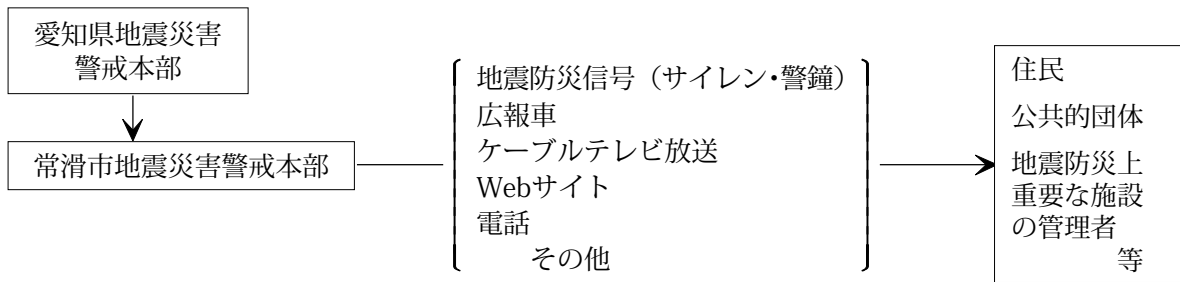
今後予想される津波の襲来は、駿河湾及びその南方沖を震源域とするマグニチュード8前後の地震が発生した場合、これにより高い津波の第一波は、地震発生から坂井海岸で1時間5分位、常滑港で1時間10分位、大野海岸で1時間20分位となり、その津波の高さは最大満潮時には2mと予想され、襲来は十数回繰り返し繰り返し長い時間押し寄せますので、関係者は次のことを行ってください。

- ・大型船は定められた水深10m以上の水域へ沖出ししてください。
- ・小型船、漁具、のり網などは防潮堤防の空地へ陸揚げするか、流出防止を行ってください。
- ・[海水浴客][潮干狩り客]、釣り人、ウインドサーフィン、ヨットなどは中止して避難してください。
- ・浜辺には入らず解除されるまで万全な対策をお願いします。市民の皆さんにあつては、NHKなどの放送や市の発表する情報に耳を傾けて、いざというときのために必要な準備などをしてください。

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、ケーブルテレビ放送、地震防災信号、広報車、Webサイト、自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など広報手段を活用して行う。



〔資料編〕 附属資料 ウ 地震防災信号

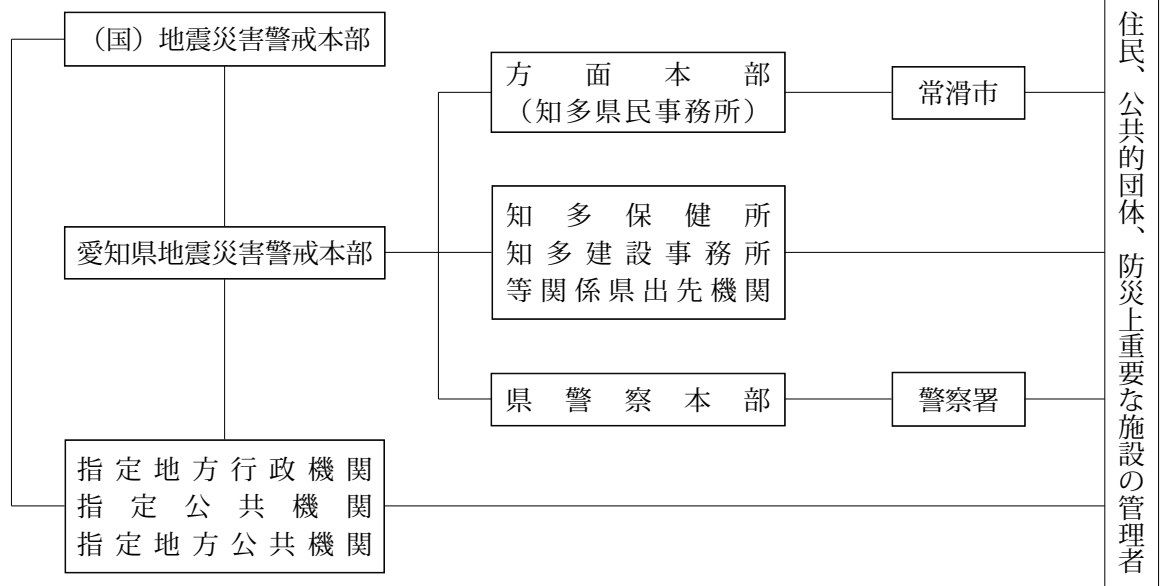
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集及び伝達系統

警戒宣言後の避難状況に関する情報の収集及び伝達系統は次のとおりとし、各機関は地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。



情報の収集、伝達系統



2 報告事項及び報告時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）」により県に報告する。

報告事項は、様式1に記載の事項とする。

- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、様式2に記載の事項とする。

イ 報告時期

- ①は、危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに。
- ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
- ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

（〔資料編〕書式No.17 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》速報用（様式1））

（〔資料編〕書式No.18 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》（様式2））

### 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■基本方針

- 市は、地震発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、医薬品等を確保するため市内商業者の在庫物資の供給確保に努めるとともに、県等の備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。また、応急復旧資機材を始めとする発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続及び防疫、医療等災害応急対策に係る措置を実施する人員を事前配備するものとする。

東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

- 地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、市長は、大震法第27条第1項の定めにより、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条に定める通知等をするものとする。この措置をとったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

市長は、特に必要と認めるときは、地震防災応急対策に係る措置を実施するため、協力命令等を発することができる。

## 第1節 食糧、生活必需品、医薬品、住宅等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために、必要な食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄を図るものとする。これに要する人員体制は、常滑市地震災害警戒本部要綱の定めるところによるものとする。

### 1 食糧の確保

食糧の確保を図るため、市が保有する災害用備蓄物資の放出の準備をするとともに、市内協定事業者及び市内商業者から食糧と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の供与確保に努めるものとする。

なお、市内で調達不可能な場合を予想して、近隣市町村等に対して協力を要請し、物資の供与確保に努めるものとする。

食糧 米、乾パン、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー等

副食物 漬物、缶詰類等

調味料 塩、しょう油、みそ等

食器類 ガス調理器、なべ、かま、はし、食器、コップ、ほ乳瓶等

（〔資料編〕 付属資料 備蓄非常食等）

### 2 生活必需品の確保

市は、地震が発生した場合に備え、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の備蓄を図るものとする。また、市内の商業者の在庫物資の供給確保に努めるとともに、生活必需品を扱う小規模小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう要請し、更に、県、日本赤十字社愛知県支部、近隣市町村等に備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

（注）生活必需品 毛布、衣類、洗面具、タオル、ちり紙、洗剤、懐中電灯、燃料等

### 3 医薬品等の確保

市は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、市において調達を図るものとする。

県は、市町村から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の調達について要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保、供給の準備その他必要な措置をとる。

なお、市内で医薬品等の供給確保が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

（注）応急用医薬品 包帯、ガーゼ、救急用ばんそうこう、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角きん等

#### 4 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の確保

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅のため、一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め13団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて仮設住宅建設可能場所の確保のため準備を進めるとともに、住宅応急修理が必要な場合に備えて建設業事業者に対し協力要請を行う。

## 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

### 1 市における措置

#### (1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、およそ次のような応急復旧用資機材の確認及び人員の確保等の措置を講ずるものとする。

項目	必要資機材（主なもの）		必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	配置場所		
応急復旧	掘削積込機 3台	青海地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 2台			
	掘削積込機 3台	鬼崎地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 1台			
	掘削積込機 3台	常滑地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 1台			
	掘削積込機 3台	南陵地区	ダンプトラック 6台	20人
ブルドーザー 1台				
計	掘削積込機 12台		ダンプトラック 24台	80人
	ブルドーザー 5台			

#### (2) 浸水対策用資機材及び人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力で推進できるよう非常配備などの体制を整える。

このため、浸水対策用資機材を備蓄するとともに、人員の配置については常滑市地震災害警戒本部要綱による。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

浸水対策用資機材の備蓄数量並びに必要な車両及び人員は、資料のとおりである。

(注) 必要な車両及び人員は、状況に応じ増加する。

(水防計画第3章第1節1 水防倉庫及び資器材の備蓄)

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

常滑武豊衛生組合及び中部知多衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備え、速やかに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、復旧、稼働できるよう警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びにかわら等不燃物が発生した場合に備え、これらの廃棄物の収集、運搬及び処分が速やかに行えるように警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

収集及び運搬は車両等で行い、処理は処分地において焼却又は埋立処分をする。市は、一時集積場を確保するとともに、処分地についても市及び常滑武豊衛生組合において、地震等災害時も含め

て十分な確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等によりトイレが使用不可能となった場合に備え、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

市は、地震発生時における速やかな感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、生活環境の悪化地域等に対して、消毒方法、清潔方法及びそ族昆虫等の駆除並びに検病調査、健康診断を実施するため、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整え、保健所及び医療機関の全面的な協力を得て、災害発生時に備えるものとする。

(〔資料編〕 付属資料 防疫用資器材)

(〔資料編〕 付属資料 ごみ・し尿処理施設・運搬車両)

(5) 医療救護用資機材及び人員の配備

市は、災害の発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のため、次のような措置を行うものとする。

ア 常滑市民病院を拠点として、医療救護活動の準備を進めるとともに、市医師団各医療機関との連携を密にし、二次収容病院としての機能を確保するものとする。

イ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は、県に対して、その編成、派遣の準備を要請するものとする。

2 給水確保用資機材及び人員の配備

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、応急給水用資機材、

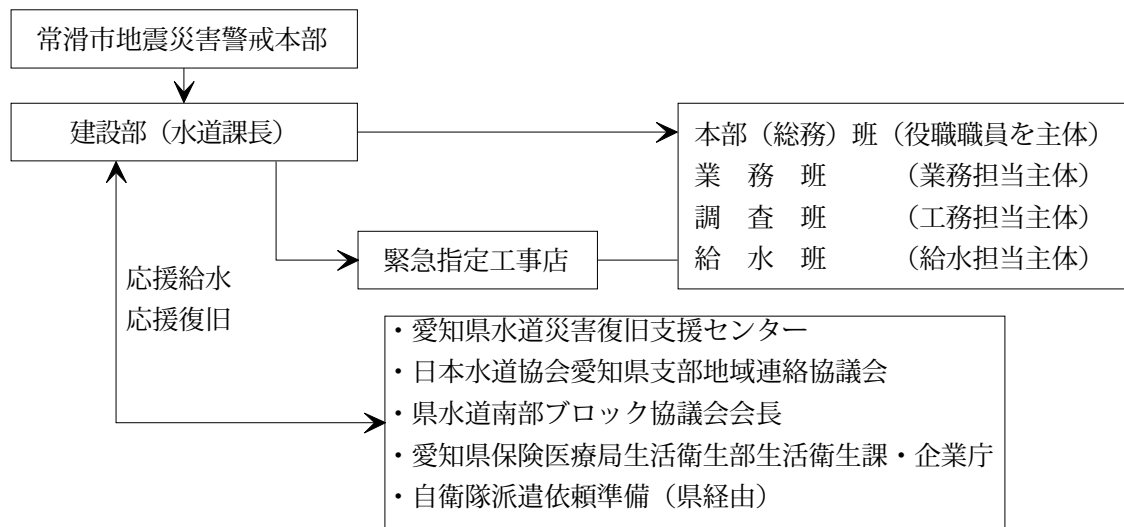
水道施設の応急復旧用資機材の整備体制を整えるものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、応急給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、市内の水道工事業者及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

給水用及び復旧用資機材の備蓄数量、配備場所並びに必要な車両、人員等は、資料のとおりである。

（〔資料編〕 付属資料 応急給水用資器材）

(2) 災害復旧対策の配備は、次表のとおり整えるとともに、常滑市地震災害警戒本部要綱及び地震防災応急計画（案）（上水道事業編）による。



### 3 下水道確保用の資機材及び人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所要人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

### 4 名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 応急復旧用資機材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材及び機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

### 5 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。

### 6 東邦ガス株式会社における措置

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本

部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

#### 7 通信事業者及び移動通信事業者における措置

- (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

## 第4章 発災に備えた直前対策

### ■基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

### 第1節 避難対策

#### 1 市における措置

- (1) 市は、警戒宣言が発せられた場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令することとし、津波被害のおそれがある市沿岸部全域の住民に対して、広報車、ケーブルテレビ放送、自主防災班等を通じて周知するとともに、観光客、海水浴客、釣り人等外来者に対しても海岸付近に近づかないよう広報車等で周知を図る。

また、実際に地震による津波が発生し、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、同地域を対象に避難指示（緊急）を発令することとし、対象住民に周知を図ることとする。

なお、がけ崩れのおそれのある地域の住民に対しても、あわせて注意を喚起する。

【参考：東海地震が発生した場合の津波浸水予想区域】

（「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書／平成16年3月愛知県防災会議地震部会」より）

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
蒲池	蒲池町2丁目 3丁目	鬼崎北保育園園庭 鬼崎北小学校グラウンド 蒲池コミュニティセンター付近の空地 蒲池ちびっ子 広場神明グラウンド	県道大府常滑線 市道1209号
榎戸	港町1丁目 2丁目	神明社境内 グリーンセンター鬼崎店前広場 榎戸公会堂付近の空地 榎戸駅周辺 榎戸公園 鬼崎南小学校グラウンド	市道海岸線 市道鬼崎港線 市道1269号 市道1270号 市道1278号
小鈴谷	小鈴谷字へり地	小鈴谷小学校グラウンド 鈴溪会館広場 夕灘公園	市道3675号 県道小鈴谷河和線

(〔資料編〕 付属資料 急傾斜地崩壊危険箇所)

## (2) 避難対象地区の広報等

市は、避難対象地区の居住者等に次の事項などの周知徹底を図るものとする。

- ア 区域の範囲
- イ 想定される危険の種類
- ウ 避難場所
- エ 避難場所に至る避難路
- オ 車による避難が行われる地域及び対象者、手法等
- カ 避難指示の伝達方法
- キ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ク その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）
- ケ 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区への避難指示の手段は、第2章第3節の3に掲げる情報伝達手段に準じて行うものとする。

## (3) 避難対象地区事業所等の対策

大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業所のうち、避難対象地区にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業所の従業者、収容者、入場者等に対し、(2)のアに掲げる事項について、あらかじめ十分周知を図るものとする。この場合において、保育園、幼稚園及び学校は(2)に掲げる事項に加えて、園児、児童及び生徒の引渡し方法並びに登下校(園)時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。

## (4) 警戒区域の設定等

ア 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について避難指示を行い、又は地震災害による危険を防止するため必要と認める区域について警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。

- (ア) 広報車等による避難指示の周知措置
- (イ) 愛知県地震災害警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼
- (ウ) 対象区域の自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導
- (エ) 常滑警察署への避難指示を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- (オ) 避難場所の開設並びに応急対策用資機材の点検及び整備
- (カ) 警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- (キ) 避難終了後の区域についての防火防犯パトロールの実施
- (ク) 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合の居住者等の避難場所は、地震一時避難場所とする。

この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。

イ 市は、アの規定により開設する避難場所ごとに発災前後における避難場所への避難日数等を勘案した必要な設備資機材の配備、食糧等生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。

ウ アに掲げる指示があったときは、区域の自主防災組織及び施設又は事業所は、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

#### (5) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができるものとする。

#### (6) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、津波の被害が想定される地区で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

#### (7) 要配慮者に対する支援・配慮

ア 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難に当たり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち、市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

イ 警戒宣言に基づき、市長から（4）に掲げる避難指示が行われたときには、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織又は行政区を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。



ウ 警戒宣言が発せられた場合、市はアに掲げる者を避難させる施設のうち、自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ 市が避難場所を開設するときには、次のような救護措置を行うものとする。

- (ア) 避難所又はテントへの避難
- (イ) 飲料水の供与
- (ウ) 主要食糧及び毛布の供与
- (エ) その他必要な救護措置

オ 市は、避難場所を開設した場合、救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、次のような措置をとるものとする。

- (ア) 市が備蓄する食糧、物資等の放出
- (イ) 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備
- (ウ) 県に対し、県が備蓄する食糧及び物資の放出等の要請
- (エ) 市長は、避難生活に必ずの食糧、水等の物資の自給を避難者に対し要求することができるものとする。
- (オ) その他必要な措置

#### (8) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

#### (9) 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市避難所運営マニュアルなどを活用して、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

〔資料編〕 付属資料 避難所

## 2 県警察における措置

### (1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

### (2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

### 3 学校における措置

#### (1) 児童、生徒等の安全確保

学校、幼稚園、保育園（以下「学校等」という。）の園児、児童、生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 園児、児童・生徒等が在籍（園）中の場合には、授業（保育）等・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校（退園）させる。

イ 園児、児童・生徒等が登下校（登退園）中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 園児、児童・生徒等が在宅中の場合には、休校（園）として、園児、児童・生徒等は登校（園）させない。

#### (2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

学校等においては、(1)を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者及び地域の関係機関の意見を聴いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

#### (3) 児童・生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

学校等における東海地震注意情報が発表された場合等の対応方法については、あらかじめ児童・生徒等を始め保護者その他関係者に周知しておくものとする。

#### (4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日ごろから安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

### 4 滞留者の対策

警戒宣言が発せられた場合の鉄道の運転及びバスの運行に関する規制、自動車の交通規制による通行禁止又は商用等による滞留者が市内に生じたときは、次のような措置をとるものとする。

(1) 鉄道の運転規制により生じた滞留者は、本章「第5節鉄道」により措置する。

(2) バスの運行規制により生じた滞留者は、鉄道に準じて措置する。

(3) 自動車の交通規制により生じた滞留者は、自動車を緊急輸送車両及び避難者の支障とならない場所へ安全を確認して駐車する。

(4) 滞留者のうち自己の責任において行動を希望する者以外の者は、最寄りの避難場所へ避難する。

(5) 市で開設した避難場所での滞留者への対応は、本章第1節「1市における措置」の(7)のエ、オに準じて行う。

### 5 競艇場の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合は、次のような措置をとるものとする。

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、入場者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努めるとともに、東海地震注意情報が発表された場合にはレースを中止する旨を周知する。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のような措置をとる。

- ア 開催日の開門前の場合、レースを行わない旨を周知し、来場者については直ちに帰宅させる。
- イ レース中の場合、直ちにレースを中止する。
- ウ 入場者がいる場合、入場者にレースを行わない旨を説明するとともに、誘導し、鉄道、バス、自動車等の交通手段により帰宅させる。

(3) 警戒宣言が発せられた場合には、来訪者及び施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、施設等からの退避を誘導し、原則として、業務を停止する。

## 第2節 消防、浸水等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合は、消防機関及び水防団（消防団）が出火、混乱の防止等に関して講ずる措置として、常滑市地域防災計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検及び整備等準備行動を行うものとする。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導の実施
- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備及び配備

## 第3節 社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合、主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。
- イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

- ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを

行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

## 第4節 道路交通対策

### 1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

強化地域規制

次の各インターチェンジについて、一般車両に対し、流入の制限を行う。

路線名	流入を制限する I C
知多横断道路	全 I C
中部国際空港連絡道路	全 I C

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する広域交通規制道路又は広域交通検問所のうちから区間又は地点を指定して、一般車両を対象とした

必要な交通規制を行う。

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

エ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通じる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

オ 強化地域を対象とする規制

(ア) 第1次的には、指定する路線及び区間について、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急輸送車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。

(イ) 前記(ア)の目的を達するため、交通検問所を設置して、必要な交通規制、誘導及び自動車使用抑制の要請等を行う。

(ウ) 前記(ア)以外の道路について、緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、指定する路線、区間その他の関連道路について車両の通行を禁止し、又は制限する。

カ 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。

(3) 交通規制の方法

ア 警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置並びに道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

イ 広報 交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力制限する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸

送車両の確認を行う。

#### イ 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

#### ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

### 2 県（防災安全局、建設局、関係局）県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策及び災害救急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき、津波から避難するためやむを得ない場所を除き、避難のために車両を使用しないこと。

## 第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

### 1 名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 東海地震注意情報発表時

##### ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

##### イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
  - (イ) 地震が発生した場合には、地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
  - (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
  - (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。
- (2) 警戒宣言発令時
- ア 列車の運行
    - (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
    - (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。
  - イ 旅客への対応
    - (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
    - (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

## 第6節 バス

### 1 知多乗合株式会社における措置

知多乗合株式会社は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所及び避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の指示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

## 第7節 海上交通

中部空港海上保安航空基地は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。

## 第8節 空港

### 1 中部国際空港株式会社における措置

中部国際空港株式会社は、南海トラフ地震に関する情報発令時等における空港利用者等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時

- ア 空港の運用は継続する。
- イ 非常参集要員は勤務場所に参集する。
- ウ 対策本部を設置し、空港及び空港利用者の状況把握に努める。
- エ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し南海トラフ地震に関する情報の内容を周知し、警戒宣言発令時における空港の速やかな閉鎖、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。
- オ 緊急車両及び保安車両の点検整備を行う。
- カ 火気の取扱いを原則中止し、火気使用設備・器具を点検する。
- キ 工事を中止し、安全対策を実施する。
- ク 帰宅困難者の発生に備え、食料、飲料水等生活必需品を確保する。

#### (2) 警戒宣言発令時

- ア 緊急輸送等の機能を除き、空港は速やかに閉鎖する。
- イ 対策本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
- ウ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、警戒宣言の内容を周知し、空港の閉鎖、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。
- エ 帰宅困難者を避難場所に誘導し、要配慮者の保護を実施する。
- オ 地震防災応急対策用資機材及び食料、飲料水等生活必需品を確保する。
- カ 国、県、常滑市に地震防災応急対策の実施状況等を報告する。

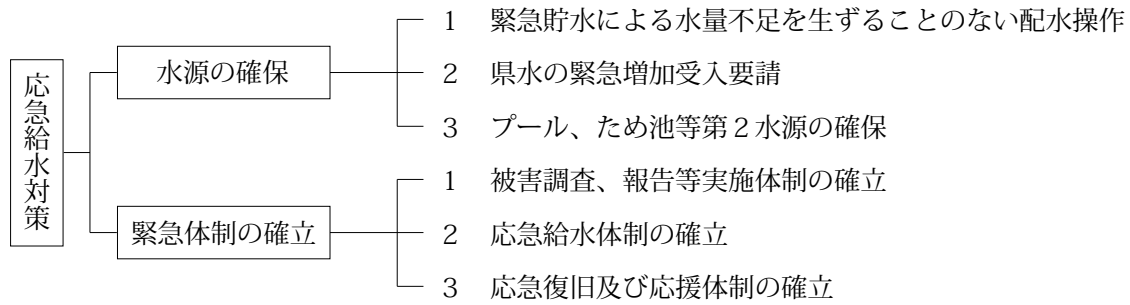
## 第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

### 1 市における措置

#### (1) 水源の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼び掛けるとともに、次の措置をとるものとする。





ア 飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ 県水に対し、緊急増量の要請を行うとともに、知多浄水場系統の市町との緊密な連絡の下に、お互いに支障を来さないようにする。また、場合によっては県水との緊急連結管の活用も図る。

ウ 飲料水がなお不足する場合も予測し、飲料水利用プール、更に災害の程度によっては、防火用水、ため池、河川等を第2水源として、ろ水機により浄化できるよう確保を図る。

## (2) 緊急体制の確立

ア 警戒宣言が発令された場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

### イ 給水体制の確保

#### (ア) 緊急給水量について

緊急給水量は、被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するものとする。

#### (イ) 緊急給水の対象者

緊急給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が破損して飲料水が得られない被災者とする。

#### (ウ) 緊急給水の方法

水道の代替手段としては、1 飲料水利用プール、2 防火用水、3 河川、4 ため池の順位によって供給する。

### ウ 緊急復旧体制及び応援体制の確立

緊急給水作業と並行して緊急復旧作業を図り、早期通水を第一とし、市水道工事事業者と連絡を密にして仮設配水管及び仮設共用栓を布設し災害時の緊急体制を確立する。

また、市は自ら飲料水の供給あるいは給水復旧が困難であるときは、市水道工事事業者のほか、県及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者に応援を求めるものとする。

## 2 県における措置

県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道水の緊急応援を命ずるものとする。

## 3 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑

に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生危険にかんがみ、作業員の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視及び特別点検

	実施事項
変電所	1 構内特別巡視（落下物及び二次災害発生可能物の排除など） 2 消火設備の点検

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 東邦ガス株式会社における措置

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視及び点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視及び点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事、作業等は、工事中、作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

## 5 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

## 6 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

## (1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付及び配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

## (2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

## (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報発令前から実施する。

## (4) 建物、施設等の巡視及び点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

## (5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

## 7 日本放送協会名古屋放送局における措置

## (1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通、ライフライン、生活関連情報等の正確かつ迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送及び臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処するものとする。

(3) 外国人、視聴覚障害者等への配慮

放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

## 第10節 生活必需品の確保

### 1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

生活必需品の高騰、売り惜しみ及び買い占めが起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のため指導を行う。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小規模小売店に対し営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として供給されないお それがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

市は、平常時から家庭内備蓄についての周知徹底に努める。

## 第11節 金融対策

### 1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局及び日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

ア) 窓口業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裏に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(イ) 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

(ウ) 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(エ) 警戒宣言解除時における平常業務の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を再開する。

(オ) 発災後の応急措置

発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応

(イ) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。

(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

(ウ) 休日又は開店前若しくは閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(オ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講じる。

(3) 証券会社等への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における営業を停止すること。
- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社の円滑な遂行の確保を期すため、営業の開始又は再開は行わない。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
- (オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

#### (4) 電子債権記録機関への措置

##### ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。
- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
- (オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

#### 2 県（経済産業局、農業水産局）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と緊密な連携を取りつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

## 第12節 郵便事業対策

### 1 日本郵便株式会社の措置

#### (1) 強化地域内の郵便局の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。
- ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

## 第13節 病院、診療所

### 1 病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

## 第14節 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

## 第15節 緊急輸送

### 1 県（防災安全局、関係部局）、市及び関係機関における措置

- (1) 県、市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

### 2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

### 3 緊急輸送の方針

緊急輸送は、県、市及び関係機関等が保有する車両等の輸送力により必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、

あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。また、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において必要な調整を行うものとする。

#### 4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、資料のとおりとする。

〔資料編〕別添資料 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図

#### 5 緊急輸送基地等の設定

警戒宣言発令時の緊急輸送基地及び集積地点を資料のとおり設定する。

〔資料編〕付属資料 大震災時の救援物資配送センター

#### 6 緊急輸送車両等の確保等

県、市、関係機関、輸送関係業者等の保有する車両をいったん中心基地に集結し、各地区に必要な物資及び人員を緊急輸送するものとし、各地区に最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用トラック1台）の4地区計12台を確保する。なお、予備車両としてトラック3台、ライトバン2台を本部基地に配備する。

#### 7 緊急輸送車両の事前届出及び確認

##### (1) 緊急輸送車両の事前届出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

##### (2) 緊急輸送車両の確認

大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合の、緊急輸送車両であることの確認については第4節1(6)に定めるところによる。

##### (3) 緊急輸送車両等事前届出済証の交付範囲

事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画を遂行するために必要とされるもので、かつ、2の「緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送」に必要な範囲の車両とする。

#### 8 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送用車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

〔資料編〕書式No.12 緊急通行車両等届出書（別記様式1）

〔資料編〕書式No.13 緊急通行車両確認証明書（別記様式2）

〔資料編〕書式No.14 標章（別記様式4）

〔資料編〕書式No.15 緊急輸送車両確認証明書（別記様式3）

〔資料編〕書式No.16 緊急通行車両等事前届出書（別記様式1）



## 第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

### 1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置及び帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

## 第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

### ■基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設等において地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

### 第1節 道路

地震が発生した場合、予想される道路の被害は、のり面の崩落、高盛土箇所への崩壊、路面のき裂、沈下、橋梁の損壊、ガス管、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊が想定される。

このため、市は東海地震注意情報が発表された段階から直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため道路巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の状況を把握し、必要な安全対策を講じた上で、原則として、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

さらに、日常から道路及び橋梁施設の危険箇所の調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図る。

緊急点検巡視の具体的な実施体制及び実施方法については、常滑市地震災害警戒本部要綱の定めるところによる。

道路防災総点検を実施し、道路交通に障害を及ぼすおそれのある危険箇所は、下記の表のとおりとする。

	路線名	状況
1級市道	海岸線	橋梁危険 新浜橋・大和川橋
	東海知多線	橋梁危険 矢田川新橋
	常東線	橋梁危険 常東橋
	瀬木線	橋梁危険 新開橋
	樽水武豊線	橋梁危険 本宮橋
	西阿野檜原線	橋梁危険 三ツ池橋
	坂井富貴線	橋梁危険 天木橋・坂井3号橋
2級市道	大野蒲池線	橋梁危険 大野橋
	大野小倉線	橋梁危険 勅使橋
	石瀬線	橋梁危険 石瀬橋
	苅屋漁港線	橋梁危険 港橋
その他市道	2040号(北条向山線)	橋梁危険 北山橋
	2049号(北条向山線)	橋梁危険 荒子橋
	2111号(中央線)	橋梁危険 一木橋
	2183号(瀬木線)	橋梁危険 新瀬木橋

橋梁については、1・2級市道等に架かる橋長10m以上のものを表示

## 第2節 河川及び海岸保全施設等

### 1 河川及び海岸

被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川及び海岸保全施設の管理上の対応について、市は、水防団及び防災班とともに警戒配備につくものとする。

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、上記に定めた対応を行うものとする。

堤防、排水機場・樋門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検及び応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。

### 2 漁港及び港湾施設

漁港及び港湾施設は、水際線に近接しており、施設内には多くの船舶等が収容されているため、地震の直接被害のほか、津波による二次災害が想定され大きな被害が予測されるため、東海地震注意情報が発表された段階から、所管する漁港及び港湾において次の措置をとるものとする。

- (1) 必要に応じて所管する施設の巡視及び点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じた上で、原則として工事の中断等の措置をとる。
- (2) 特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。
- (3) 津波の危険のある地区について、樋門、開門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。
- (4) 応急復旧に必要となる資機材の保有状況及び事前配備についての確認及び連絡を行う。
- (5) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

緊急点検並びに巡視の実施方法及び実施体制については別に定める。

区 分	河 川 名	管理者
2級河川	矢田川、前山川、稲早川	愛知県
準用河川	後川、久米川、井口川、大落川 樽水川、唐崎川、境川、大谷川	常滑市
砂防指定河川	久米川、前山川、井口川、樽水川 境川、大谷川、稲早川	愛知県・常滑市

### 3 独立行政法人水資源機構における措置

独立行政法人水資源機構は、東海地震注意情報が発表された場合、発災による愛知用水基幹施設、一般住民等への被害の軽減又は防止を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

#### (1) 防災本部

東海地震注意情報が発表された場合の防災に関する業務の適切な遂行を図るため、防災本部を愛知用水総合事業部内に設置する。また、関係各支所に支部を設置する。

#### (2) 情報連絡

警戒体制及び情報の伝達は、別に定める防災体制の伝達経路のとおりとし、一般加入電話及び無線で周知徹底する。

#### (3) 警戒宣言が発せられたときの措置

警戒宣言が発せられたときは、直ちに施設の臨時点検等を行う。

幹線水路等の放流工からの放水操作に備え、必要に応じ事前に河川管理者等に連絡する。また、放流が必要となった場合は、必ず下流の安全を考慮して行うものとする。

なお、放水工使用に伴う関連事項は、次のとおりである。

名 称	関係河川名	河川管理者	放余水路最大流量
檜原放水工	準用 境 川	常 滑 市	放水路 10.71m <sup>3</sup> /s
前 山 池	2級 前山川	愛 知 県	洪水吐き 85.60m <sup>3</sup> /s

## 第3節 農業用施設

地震の発生によりえん堤の決壊が生じた場合、大規模な浸水被害の発生が想定される農業用施設（ため池等）は、次のとおりとする。

東海地震注意情報が発表された場合は、これらの施設管理者は、直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置をとるものとする。

河川等の緊急点検及び巡視の実施体制は、常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

（〔資料編〕 付属資料 農業用ため池）

## 第4節 不特定かつ多数の者が出入する施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、市体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

## 1 一般的事項

### (1) 警戒宣言等の情報伝達、退避等の措置

#### ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発表された場合

庁舎及び施設において、庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努める。

#### イ 東海地震注意情報が発表された場合

##### (ア) 庁舎

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止などの措置をとる旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎等からの退避を促す。

##### (イ) 施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、施設等からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

#### ウ 警戒宣言が発令された場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

##### (ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、庁舎等からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

##### (イ) 施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、施設等からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

### (2) その他の措置

庁舎及び施設について、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

#### ア 施設の防火点検及び応急補修並びに設備、備品等の転倒・落下防止措置

#### イ 出火防止措置

#### ウ 受水槽等への緊急貯水

#### エ 消防用設備の点検及び整備並びに事前配備

#### オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備及びコンピュータシステムなど重要資機材の点検等の体制

## 2 学校等

### (1) 当該学校、幼稚園等に保護を必要とする児童、生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

### (2) 保育園については学校等に準じて行う。

各施設の具体的な措置内容は、各施設管理者が定める。

### 3 病院

病院においては、第4章第13節に定めるところによるが、診療等に関して次の措置をとるものとする。

#### (1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ 診療は継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

#### (2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

### 4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

## 第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

1 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第4節の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

2 警戒本部が置かれる庁舎等の管理者は、1に掲げる措置をとるほか、警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。

3 警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、2に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

4 市の防災計画に定める避難場所、避難所又は医療救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第4節の2・4に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所、避難所又は医療救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

## 第6節 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全

対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

## 第6章 他機関に対する応援要請等

### ■基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておくものとする。  
 なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

### 第1節 防災関係機関に対する応援要請等

#### 1 市における措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めることができる。

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、県内の岡崎市、蒲郡市を始め県内外の16市と大規模災害時の相互応援に関する協定等を締結し、被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に備えている。

#### 2 県（防災安全局、関係局）における措置

##### (1) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- ア 応援すべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

##### (2) 連絡・受入体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

#### 3 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町村から、県又は本市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度又は事前に相互に協議して定めるものとする。

### 第2節 自衛隊の地震防災派遣

#### 1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

市地震災害警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、市域の地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市地震災害警戒本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に關し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

部隊 陸上自衛隊 第35普通科連隊 (第4編第4章第3節自衛隊の災害派遣 参照)

2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第4編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入れ」及び6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

### 第3節 消防機関相互の応援体制の整備

現在、消防機関相互の応援体制は、愛知県下及び知多地域消防相互応援協定があるが、近隣地区が被災地となることも考えられるので、広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

また、激甚災害の場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入体制を整えるものとする。

## 第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等

市及び県並びに防災関係機関は、地震防災応急対策又は発災後の災害応急対策を実施する上で必要な次の施設等を整備するものとする。

第1 地震対策緊急整備事業等

本市及び県が本市で実施する地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業等は、次のとおりである。

1 消防用施設の整備

地震災害が発生した場合に、延焼防止活動、救助、救護活動等地震災害の防止又は軽減を図るために、必要な消防活動を有効に実施し得るため耐震性貯水槽等の消防用施設の整備を図る。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の改良事業について、県等は、本市において整備を推進する。

### 3 公的医療機関の整備

地震時における医療救護機能と在院患者の安全を確保するため、医療施設の整備を推進する。

### 4 社会福祉施設の整備

地震時における園児等の安全を確保し、また、避難救護活動の場所を確保するため、園舎等の耐震調査及び耐震改修の推進を図る。

### 5 公立の小学校及び中学校の整備

地震時における児童、生徒等の安全を確保し、また、避難救護活動の拠点を確保するため、校舎の耐震調査及び耐震改修の推進を図る。

### 6 市庁舎の建替え

来庁者等の生命、身体の安全を確保するとともに、災害発生時においても執務が継続でき、防災重要拠点（災害対策本部）として防災機能を発揮できるよう、令和4年1月4日に庁舎を飛香台3丁目地内の高台へ新築移転した。

### 7 急傾斜地崩壊防止施設の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家に係る急傾斜地のうち、大規模な地震により生ずる崩壊のおそれが特に著しい箇所について、県は、急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施する。

### 8 ため池の整備

避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路及び人家の地震防災上必要なため池のうち、老朽化したため池及び周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため、大規模な地震の発生により決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものについて、県は、整備を計画する。

### 9 通信施設の整備

警戒宣言及び地震発生時における各種情報を正確かつ迅速に収集及び伝達し、パニックの防止や避難情報等の確かな災害対策のため、連絡体制の整備を推進する。

### 10 水道施設の整備

管路及び継手の耐震化を図り、また、老朽化した石綿セメント管の計画的な耐震化の整備を図る。

## 第8章 大規模な地震に係る防災訓練計画

### 第1 防災訓練の実施

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年11月5日の「世界津波の日」を中心に、防災関係機関、できる限りの民間企業、自主防災組織、より多くの住民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練及び必要に応じて個別の訓練を実施するものとする。

### 第2 訓練の内容

総合防災訓練及び個別訓練は、およそ次に掲げるような内容を取り入れて行うものとする。



また、それぞれの防災関係機関等が行う防災訓練についても、これらに準じた内容により行うものとする。

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表及び警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集及び警戒本部運用訓練
- 2 警戒宣言の発令に伴う所要情報、津波情報等の通知、伝達、広報等の訓練
- 3 交通規制、事前避難及び車両による避難訓練
- 4 発災後の市災害対策本部の設置並びに消火活動、避難誘導、救護活動、道路の啓開作業及び給水給食等の応急措置に関する訓練
- 5 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 6 水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な津波防災訓練
- 7 その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

### 第3 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

### 第4 住民等の震災予防対策

市は、大規模な地震が発生した場合、住民自ら生命身体及び財産の保護に努めるため、およそ次に掲げるような対策と心構えを養うよう指導広報を行うものとする。

- 1 平常時の対策
  - (1) 家や塀の安全化を図る。
  - (2) 家の中での家具等の置き方に注意する。
  - (3) 火を使う器具及び設備の点検及び整備をする。
  - (4) 可燃性危険物の置き方及び火気管理に注意する。
  - (5) 消火器及び消火水を用意しておく。
  - (6) 救急医薬品の準備をしておく。
  - (7) 非常用品を準備しておく。
  - (8) 避難場所及び避難路を確認しておく。
  - (9) 家族で防災について話し合う。
  - (10) 普段から隣近所で協力体制を作っておく。
  - (11) その他地震災害に備えた必要な対策を行う。
- 2 警戒宣言が発せられた場合の対策
  - (1) 正しい情報をつかむ。
  - (2) 火はできるだけ使わないようにする。
  - (3) 自動車の運転及び電話の使用を自粛する。
  - (4) 危険な作業等を自粛する。

- (5) 飲料水及び初期消火用水として緊急貯水をする。また、消火のために必要なその他の準備をする。
- (6) 身軽で安全な服装に着替える。
- (7) 灯油等危険物やL Pガスの安全措置をとる。
- (8) 地震が起きたとき、家の中で家具等の下敷きにならないよう身の安全を確保できる場所を確かめる。
- (9) 非常持出品を確かめる。
- (10) その他地震が起きたときに備えて必要な措置を行う。

#### 第5 防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て適宜、防災訓練を実施するものとし、この防災訓練実施に当たって計画遂行上の必要な指導助言の協力を県に要請することができるものとする。

## 第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1 市職員等に対する教育

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図ることが大切になる。そのため、警戒本部を構成する職員等を中心に、次の事項について必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各機関、各部、各課ごとに主体的に行うものとし、その内容としては、おおよそ次の事項について教育を行うものとする。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 職員等が果たすべき役割
- 6 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合に とるべき行動に関する知識
- 8 家庭の地震防災対策及び自主防災組織の育成強化対策
- 9 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

### 第2 住民等に対する教育及び広報

警戒宣言が発せられた場合、市民の一人一人が、警戒宣言、対応措置等についての正しい知識と判断をもって行動することが、パニックなどを未然に防止する上で最も重要なことである。

そのため、市は、県との相互協力により、市民等に対する広報及び教育を実施する。その場合は、広報紙、パンフレット等の配布、地震体験車の使用、映画会及び講演会の開催等における教育などにより行うものとし、分かりやすく発信するよう努める。

教育及び広報の内容は、およそ次のような事項について行うものとする。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- 5 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 6 正確な情報入手の方法
- 7 市、県、防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 8 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- 9 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- 10 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容
- 11 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動
- 12 避難生活に関する知識
- 13 平素から住民が実施しうる応急手当、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- 14 住居の耐震診断及び必要な耐震改修の内容

### 第3 児童・生徒等に対する教育

#### 1 教育関係職員に対する教育

市は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育を実施するものとする。

この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

#### 2 児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童・生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的かつ継続的に実施するものとする。

### 第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

警戒宣言が発せられた場合に、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設管理者は、適正な行動がとれるよう、事前に防火管理講習会等を通じて、防災教育を図るものとする。

### 第5 自動車運転者に対する教育

交通関係団体等を通じて警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の教育について、講習会を媒体とした教育を実施するとともに、広報紙による広報及び啓発を計画的かつ継続的に実施する。

### 第6 地震相談窓口の設置

市及び県は、市民からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などの地震に対する相談を受けるため、適宜、およそ次のような窓口を設置して、広く地震対策の普及を図るものとする。

- 1 市の防災担当部局
- 2 警察本部及び警察署
- 3 常滑市消防本部
- 4 県及び常滑市の建築指導担当部課（建築相談窓口）

## (参考)：東海地震等による常滑市への被害予測

## 1 主な被害予測結果総括表

項目	想定地震		東海地震	東南海地震	東海・東南海地震連動
	冬早朝 5時発生	死者数(人) 負傷者数(人)	約10 約280	約60 約1,100	約110 約1,600
人的被害 (人口データ約50,000人)	春秋昼 12時発生	死者数(人)	若干	約20	約40
		負傷者数(人)	約190	約730	約1,100
	冬夕刻 18時発生	死者数(人)	約10	約40	約100
		負傷者数(人)	約200	約770	約1,300
	帰宅困難者(突発時)(人)		約4,400	約4,400	約4,400
	避難所生活者数 (一日後)(人)	自宅建物被害による		約470	約2,100
ライフライン支障による		約3,400	約7,800	約6,800	
建物被害 (建物データ約24,000棟)	全壊棟数(棟)		約350	約2,000	約3,300
	半壊棟数(棟)		約1,600	約4,400	約5,200
火災(18時)	出火件数(件)		約10	約20	約40
	焼失棟数(棟)		約10	約30	約4,800
ライフライン 機能支障	上水道(戸)		約9,000	約15,000	約16,000
	都市ガス(戸)		約560	約4,800	約5,800
	LPガス(戸)		約940	約3,100	約4,200
	電力(口)		約3,400	約6,200	約6,200
	電話(件)		約370	約2,100	約2,100
	下水道(人)		約40	約110	約110
計測震度 面積率 (%)	6強			7	32
	6弱		4	90	68
	5強		79	3	
	5弱以下		17		
液状化危険度 面積率 (%)	極めて高い		3	14	16
	高い		7	6	5
	低い		5	2	1
	極めて低い		85	78	78

※人的被害は人口データ約50,000人、建物被害は建物データ約24,000棟で試算。東海地震は突発的に発生した場合の数値。

## 2 津波による被害

- (1) 東海地震
  - ・最高水位 T. P. +2.3m (常滑港内で朔望平均満潮位を含む値)
  - ・浸水発生箇所 鬼崎漁港榎戸地区周辺、小鈴谷漁港小鈴谷地区周辺
- (2) 東南海地震
  - ・最高水位 T. P. +2.1m (常滑港内で朔望平均満潮位を含む値)
  - ・浸水発生箇所 鬼崎漁港榎戸地区周辺、小鈴谷漁港小鈴谷地区周辺
- (3) 東海・東南海地震連動
  - ・最高水位 T. P. +2.9m (常滑港内で朔望平均満潮位を含む値)
  - ・浸水発生箇所 鬼崎漁港榎戸地区周辺、小鈴谷漁港小鈴谷地区周辺
- (4) その他の地震
  - ・伊勢湾断層主部と白子一野間断層による津波は小さく、浸水は発生しない。最高水位は常滑港内で朔望平均満潮位を含みT. P. +1.8mである。

(出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書／H15年3月 愛知県防災会議地震部会)



---

# 常 滑 市 水 防 計 画

---





# 第1章 総 則

## 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに県水防計画の定めるところにより、管内各河川、海岸及びため池の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的として水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動の万全を期することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

### 1 常滑市防災会議

災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速かつ円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため災害対策基本法に基づき設置した機関

### 2 常滑市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害対策基本法に基づき設置した機関

### 3 常滑市水防本部

管内における水防を統括するために設置される機関

### 4 常滑市水防本部長

常滑市長をいう。

### 5 水防管理団体（指定）

常滑市をいう。

### 6 水防管理者

水防管理団体の長である常滑市長をいう。

### 7 消防機関の長

消防長をいう。

### 8 水防警報

指定河川及び海岸について国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第3節 水防の責任等

### 1 水防管理団体の責任

その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 2 ため池管理者の責任

水害が予想されるときは、水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行わなければならない。

### 3 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。

## 第4節 安全確保

### 1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防組織

#### 1 水防本部等の組織

##### (1) 水防本部の組織及び所掌事務

市水防本部は、常滑市災害対策本部条例に基づき設置される常滑市災害対策本部各班のうちで、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括に当たる。

なお、市水防本部は常滑市災害対策本部が設置された場合には常滑市災害対策本部に統合される。

(第2編 防災組織 別表第1 災害対策本部組織図)

各部各班の所掌事務細部については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(第2編 防災組織 別表第2 災害対策本部業務分担表)

##### (2) 災害対策本部

洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には直ちに、災害対策本部を設置し、統一的な災害対策活動を行うものとする。

災害対策本部の組織、所掌事務等細部については、常滑市災害対策本部要綱の定めるところによる。

(〔資料編〕 関係条例、協定書等 常滑市災害対策本部条例)

(〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市災害対策本部要綱)

## 第2節 水防管理団体

### 1 水防管理団体

水防管理団体は、その区域内の河川、海岸等で水防を必要とする箇所を警戒及び防ぎよするもので、水防団（消防団）を組織しておくものとする。

### 2 指定水防管理団体

県内の水防管理団体のうちで、水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事が指定した水防管理団体をいう。

指定水防管理団体は、毎年水防団等の水防訓練を行わなければならない。

## 第3章 水防施設

### 第1節 水防施設

#### 1 水防倉庫及び資器材の備蓄

水防管理団体は、その水防区域内に愛知県水防計画の基準により必要資器材を備蓄するものとする。

##### (1) 水防倉庫別資器材備蓄状況

(令和4年4月1日現在)

河川・海岸名		矢田川	矢田川	前山川	前山川	蒲池海岸及び鬼崎下水路
地区		矢田	大野町	金山	小倉町	小林町
面積 (㎡)		30.05	23.05	40.48	28.98	24.57
備蓄資材	くい木(本)	150	600	1,000	500	500
	土のう袋(袋)	4,000	3,600	4,800	7,200	5,200
	鉄線(kg)	25	25	25	25	25
備蓄機材	掛矢	4	5	5	6	5
	たこづち	5	4	4	5	5
	シャベル	15	10	10	17	15
	のこぎり	3	4	2	4	2
	おの	2	2	2	2	2
	クリッパー	2	2	1	3	2
	一輪車	5	3	3	4	3
	なた・かま	5	6	4	5	4
しの	2	2	2	2	2	
必要な車両(トラック)(台)		1	1	1	1	1
必要な人員(人)		3	3	3	3	3
備考		矢田水防倉庫 矢田字谷海 道地内 (八幡神社西)	大野水防倉庫 大野町7丁目 地内 (矢田川樋門 東)	前山水防倉庫 金山字新田地 内 (諏訪神社西)	小倉水防倉庫 小倉町8丁目 地内 (三和西保育 園南)	蒲池水防倉庫 小林町3丁目 地内 (鬼崎分団2 班車庫西)

河川・海岸名		榎戸海岸	井口川	境川	常滑港	計
地区		港町	大和町	古場町	新開町	
面積 (㎡)		48.92	40.48	34.04	69.81	340.38
備蓄資材	くい木(本)	500	600	600	7	4,457
	土のう袋(袋)	4,000	3,200	5,200	14,000	51,200
	鉄線(kg)	40	40	25	50	220
備蓄機材	掛矢	5	5	5	10	50
	たこづち	5	4	4	11	47
	シャベル	19	14	10	74	184
	のこぎり	2	2	2	8	29
	おの	2	2	2	4	20
	クリッパー	2	2	2	5	21
	一輪車	7	4	3	17	49
	なた・かま	4	4	4	21	57
	しの	2	2	2	8	24
必要な車両(トラック)(台)		1	1	1	2	10
必要な人員(人)		3	3	3	5	23
備考		榎戸水防倉庫 港町1丁目 地内 (榎戸ポンプ 場南)	多屋水防倉庫 大和町1丁目 地内 (旧多屋公民 館敷地内)	古場水防倉庫 古場町2丁目 地内 (旧2-3消防団 車庫北)	新開町水防倉庫 新開町2丁目地 内 (旧市役所北西)	

## 第2節 通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期するため無線施設を活用する。

### 1 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時における通信連絡及び警報伝達については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(第4編 災害応急対策 第2章 避難行動)

(第4編 災害応急対策 第3章 災害情報の収集・伝達・広報)

### 2 受領及び伝達要領

各種気象通報、対策通報等については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(第4編 災害応急対策 第2章 避難行動)

#### ・水位、雨量その他水防活動上必要事項の通報(報告)

分団長より消防本部経由水防本部へ、水防本部より県知多県民事務所、県知多建設事務所及び常滑警察署に対する主な通報(報告)の必要事項は次による。

- (1) 水位及び雨量の観測状況
- (2) 水防団(消防団) 出動、招集完了及び人員報告
- (3) 巡視警戒配置完了

- (4) 堤防、水門及び樋門
- (5) 冠水のおそれの大きい場所及び被害の予想されるため池、がけ崩れ等の状況
- (6) 決壊その他事故発生状況
- (7) 水防作業開始
- (8) 災害状況
- (9) 水防警戒の解除

### 第3節 非常輸送

水防時における輸送経路については、水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め輸送の正確を図るものとする。

非常輸送車両については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(第4編 災害応急対策 第7章 交通の確保・緊急輸送対策)

## 第4章 水防管理団体及び水防団非常配備体制

### 第1節 水防管理団体の水防非常配備体制

水防時に水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め、水防活動応急救護対策の一体的活動を期するものとし、常滑市地域防災計画に基づく非常配備体制を整える。

(第2編 防災組織別表 第3 災害対策本部非常配備基準)

(第2編 防災組織別表 第4 災害対策本部非常配備職員配置基準)

#### 1 非常配備体制

##### (1) 第一非常配備

少数の人員をもってこれに当たり、情報連絡を主として事態の推移によっては直ちに招集し、その活動ができる体制とする。

##### (2) 第二非常配備

水防事態が発生すれば、そのまま水防及び救護活動が遂行できる体制とする。

##### (3) 第三非常配備

本部要員全部をもってこれに当たり、完全なる非常体制とする。

#### 2 非常配備につく時期及び解除

水防本部長（水防管理者）は、水防情報、気象情報等の状況を判断し、非常配備の時期及び解除を指令する。

#### 3 注意事項

水防本部要員は、常に気象状況に注意し、出動が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。

### 第2節 水防団（消防団）の非常配備体制

水防管理者は、水防警報発令に基づき、水防情報及び気象情報の状況によって水防団の非常体制を次のように定め、非常水防活動を确实迅速に達成する。

#### 1 出動準備

水防計画に定められた出動準備基準（第7章第3節）によるほか、次の場合に、水防管理者は水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- (1) 洪水、高潮及び津波警報並びに大津波警報により洪水、高潮及び津波のおそれがあるとき。
- (2) 豪雨により堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他水防上必要と認められるとき。

#### 2 出動

水防計画に定められた出動基準（第7章第3節）によるほか、次の場合、水防管理者は水防団（消防団）を出動させる。

- (1) 潮位が上昇し高潮及び津波のおそれがあると予想される時、又は台風が接近し通過のおそれがあるとき。
- (2) 堤防の漏水、決壊等のおそれがあるとき。

### 第3節 監視及び警戒とその措置

#### 1 常時監視

- (1) 市は、河川、海岸堤防等については、巡視員にそれぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、県知多建設事務所へ連絡する。
- (2) 市は、ため池について、前号に準じて巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該ため池管理者及び県知多農林水産事務所に連絡する。

#### 2 非常警戒

市は、非常体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の堤防等の監視及び警戒を厳にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、堤防の表のり、天端及び裏のりの3班に分かれて次のことに注意して巡視する。

- (1) 堤防の亀裂、欠け崩れ又は沈下
- (2) 漏水
- (3) 越水
- (4) 洗屈
- (5) 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- (6) 樋門の扉の締め具合
- (7) 取入口の閉塞状況（ため池に限る。）
- (8) 流域の山崩れの状況（ため池に限る。）
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る。）
- (10) 余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る。）
- (11) 重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る。）

## (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ（ため池に限る。）

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

## 3 水防時における河川及び海岸の巡視担当者及び担当区域連絡方法

河川及び海岸 巡視区域	巡視担当者		異常発見の 場合の連絡先	連絡方法
	区長	消防団		
矢田川	矢田、久米 小倉 区長	青海分団副分団長	市水防本部 (35-5111)	電話連絡又は口頭
久米川、後川	久米、小倉 //	// //	//	//
前山川	前山 宮山、石瀬、小倉 //	// //	//	//
大野河川 海岸	大野北南 //	// //	//	//
西之口 //	西之口 //	鬼崎分団 //	//	//
蒲池 //	蒲池 //	// //	//	//
榎戸 //	榎戸 //	// //	//	//
多屋 //	多屋 //	// //	//	//
瀬木、北条 //	瀬木、北条 //	常滑分団 //	//	//
保示、市場 山方、奥条 //	保示、市場 山方、奥条 //	// //	//	//
樽水 //	樽水 //	南陵分団 //	//	//
西阿野 //	西阿野 //	// //	//	//
熊野 //	熊野 //	// //	//	//
古場 //	古場 //	// //	//	//
檜原 //	檜原 //	// //	//	//
苅屋 //	苅屋 //	// //	//	//
大谷 //	大谷 //	// //	//	//
小鈴谷 //	小鈴谷 //	// //	//	//
広目 //	広目 //	// //	//	//
坂井 //	坂井 //	// //	//	//

## 第5章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所

本市における河川、海岸、重要水門、ため池、貯水池及びポンプ場のうち、背後地の状況から水防上注意を要する箇所を重要水防箇所とする。

- 1 河川及び海岸水防区域（別表1）
- 2 樋門、水門及び門扉一覧表（別表2）
- 3 ため池及び貯水池一覧表（別表3）
- 4 雨水ポンプ場（別表4）

## 第6章 水防警報

### 第1節 水防警報

国土交通大臣又は知事が、指定河川、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第16条第1項)

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

警報発令の対象河川及び海岸並びに対象水位観測所、氾濫注意水位（警戒水位）等は、次のとおりである。

- (1) 知事の指定した河川及び海岸（関係分抜粋）

河川海岸名	伊勢湾沿岸	観測所名	鬼崎	所在地（位置）	常滑市港町（鬼崎漁港内）
通 報 水 位	潮位観測員は異常高潮のおそれがあると予知される時。				
準 備 氾濫注意水位 （警戒水位）	気象予報により、高潮の危険が予想される時。				
出 動	潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想される時、又は台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがある時。				

(注) 解除＝準備（警戒）水位が下がって水防活動の必要がなくなったとき。

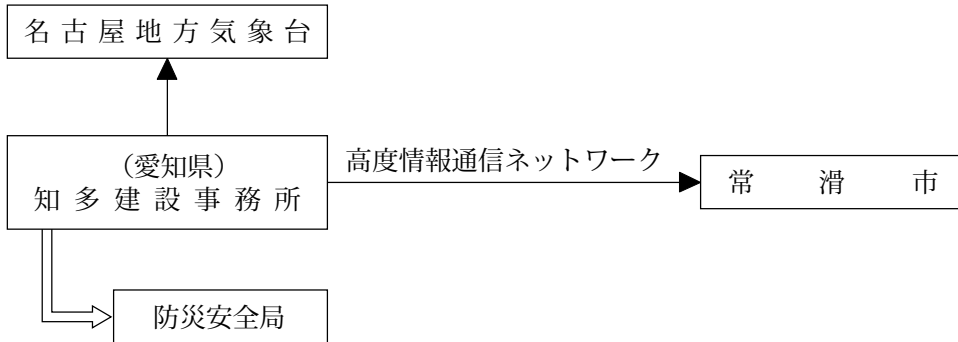
- (2) 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備及び幹部員の出勤を通知するもの。
出 動	出勤水位を超過し、水防団員等の出勤を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。



## 第2節 水防警報の伝達ルート

伊勢湾



## 第3節 津波水防警報の伝達ルート



# 第7章 水防活動

## 第1節 予報及び警報

水防活動に必要な予報、警報等の種類と発表基準は、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(第4編 災害応急対策 第2章 避難行動)

## 第2節 気象

### 1 雨量観測

(1) 水防時における本市の雨量観測所は、次のとおりである。

観測所名	所在地	観測員	通報先
常滑市消防本部	消防本部	消防署員	水防本部

(2) 雨量観測員の通報業務

ア 雨が降り始めてから50mmに達したときは、その時刻と降り始めの時刻

イ その後は毎時の観測値

ウ 雨がやんだときは、その時刻と総雨量

## 2 潮位観測

(1) 水防時において本市の潮位観測所は、次のとおりである。

海岸名	鬼崎漁港内
観測所名	鬼崎験潮場
所在地	港町2丁目
通報水位	異常高潮のおそれがあると予知されるとき。
氾濫注意水位 (警戒水位)	気象警報・注意報により、高潮の危険が予想されるとき。 ただし、津波の場合は津波注意報が発表されたとき。
連絡員	土木課
観測通報先	水防本部
備考	(所管・国土地理院)

(2) 潮位観測連絡員

- ア 台風が接近して名古屋地方気象台から高潮予報が発せられた場合の満潮時の潮位と時刻を県知多建設事務所建設第1課観測員と連絡を取る。
- イ 高潮による水防警報が発せられたときは、毎時ごとの潮位
- ウ その他水防本部から指示のあったとき。

## 第3節 水防団（消防団）の出動

水防団（消防団）の出動準備又は出動については、次に示す基準によって水防管理者が指令を出し、水防団（消防団）の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 1 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発表されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

## 2 水防管理者の指定する海岸及び河川における出動準備及び出動の基準

第1段階準備 水防資材の整備、樋門、門扉等の準備、幹部の出動通知

第2段階準備 水防団（消防団）の出動準備

第3段階準備 水防活動の終了通知

## 3 居住者の出動

水防管理者は、水防活動上必要を認めるときは、関係区長に連絡し居住者に出動を要請する。

## 4 主要道路交通の確保

水防時本市における主要道路交通の確保は、資材輸送、避難立退き等において重要なものであり、非常配備体制の出動と同時に主要道路における倒壊家屋、風倒木等の除去作業を行い、道路交通上支障なきよう確保する。

## 5 被害地区の防犯警備

水防解除後における被災地区住民の人心安定と財産保護等のため、担当地区の水防団（消防団）においては防犯及び警備に協力する。

## 第4節 水門、ため池、ポンプ場等の操作

## 1 水門、ため池等の作業及び担当者

(1) 水防警報発令とともに水門、ため池、ポンプ場等の開閉作業の操作担当者において、水位及び潮位の状況判断により操作する。

(2) 水門、ため池、ポンプ場等の状況及び操作担当者は別表のとおりとする。

(別表2 樋門、水門及び門扉一覧表)

(別表3 ため池及び貯水池一覧表)

(別表4 雨水ポンプ場)

## 第5節 避難

## 1 避難の指示

水防管理者は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退きを指示するとともに常滑警察署長へその旨通知する。

## 2 指示の周知徹底

指示の実施責任者は、周知徹底の方法として、おおむね次の措置をとる。

(1) できる限り立退き指示の理由、避難先、避難路及び避難上の留意事項を明示する。

(2) 警鐘、サイレン、ケーブルテレビ、広報車等により行う。

## 3 避難

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとする。

## 4 避難所

常滑市地域防災計画の定めるところによる。

(〔資料編〕 付属資料 避難所／福祉避難所)

## 第6節 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりである。

### 1 水防信号

#### (1) 出動信号

水防団（消防団）に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

#### (2) 避難信号

避難を必要と認める区域内的の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

種別	打 鐘 信 号	余いん防止サイレン信号
出動	●——●——● (3点)	約5秒 —— 約6秒
避難	●——●——●——●——●	約3秒 —— 約2秒

備考：信号継続時間は適宜とする。

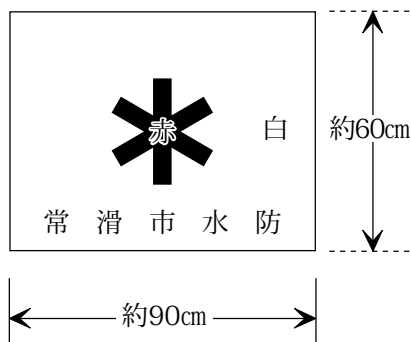
### 2 水防標識

#### (1) 緊急自動車優先通行標識

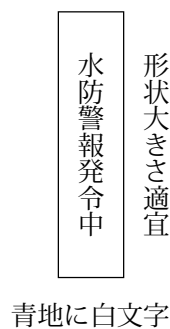
水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

#### (2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図及び第3図の標識を用いるものとする。

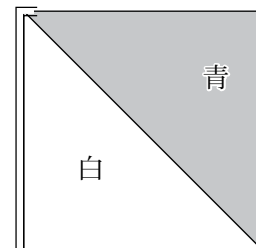


第 1 図



青地に白文字

第 2 図



第 3 図

イ この標識は、火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。

## 第7節 決壊の通報及び決壊後の処置

### 1 決壊の通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、当該地域の担当責任者は、その状況を水防本部へ報告する。
- (2) 水防本部長は、常滑警察署長に通報するとともに、愛知県防災情報システムに入力することにより

県へ通報する。

(3) 堤防その他の施設が決壊したときは、氾濫する方向の隣接水防管理者に連絡する。

## 2 決壊箇所の処置

決壊後は速やかに応急水防工法を実施し、堤防増破を最小限度とする。

## 第8節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、県知多建設事務所に通知するものとする。

## 第9節 公用負担

### 1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他資材の取用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

### 2 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
常滑市〇〇消防分団長	
○ ○ ○ ○	
上記の者に〇〇〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。	
年 月 日	
常滑市長	
○ ○ ○ ○ 印	

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

(第 号)  公 用 負 担 証  目 的 別      種 類 負 担 内 容    使 用    収 用    処 分 等  年    月    日  ○ ○ ○ ○ 殿	常滑市長      ○ ○ ○ ○ 印 事務取扱者   ○ ○ ○ ○ 印
--	--

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第2項)

**第10節 水防報告及び水防記録**

- 1 水防管理者は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、第1号様式により管轄の県知多建設事務所長に報告するとともに、水防記録を作成してこれを保管しなければならない。
  - (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
  - (2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
  - (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
  - (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
  - (5) 使用資器材の種類・数量
  - (6) 法第28条による公用負担の内容
  - (7) 応援の状況
  - (8) 立退きの指示の発令日時、発令区域
  - (9) 水防関係者の死傷
  - (10) 水防功労者及び功績
  - (11) 水防管理者の所見
  - (12) その他必要事項

**第8章 協力応援**

1 関係機関との相互協力

水防管理者は、県知多建設事務所、常滑警察署その他関係各機関と常に密接な連絡を取り、水防上の水位、雨量及び警報につき連絡協調し、越水、堤防の決壊等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求める。

## 2 隣接水防団体との協力

隣接水防団体との相互応援については、常滑市地域防災計画の定めるところによる。

（〔資料編〕関係条例、協定書等 知多地域消防相互応援協定書）

（〔資料編〕関係条例、協定書等 愛知県内広域消防相互応援協定）

## 3 自衛隊の派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣要請は常滑市地域防災計画の定めるところによる。

（第4編 災害応急対策 第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣）

# 第9章 水防訓練

## 第1節 水防訓練

1 常滑市水防管理団体は、6月から9月の間において特定の期日を定め、次の事項を内容とする水防訓練を行うとともに、特に一般住民をもって参加させ水防思想の高揚、避難、立退き等の訓練を併せて実施する。

- (1) 観測（水位・潮位・雨量・風速）
- (2) 通報（電話・無線・Webサイト・電子メール・携帯電話・口頭伝達）
- (3) 動員（水防団（消防団）・居住者・ボランティア）
- (4) 輸送（資器材・人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門等の操作
- (7) 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

第1号様式

## 水防報告書（水防管理団体）

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日 報告					
増水（出水）の概要		級 川水系		川始め		河川	
		最高時間雨量 mm		月 日 時		地内	
		総雨量 mm		月 日 時		月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃					
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名（ ） 名 計 名				
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種 別	人	家 屋	田 畑	堤 防	そ の 他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被 害						
使用資器材		種 類	数 量	単 位	金 額（円）		
特 記 事 項							

## 備 考

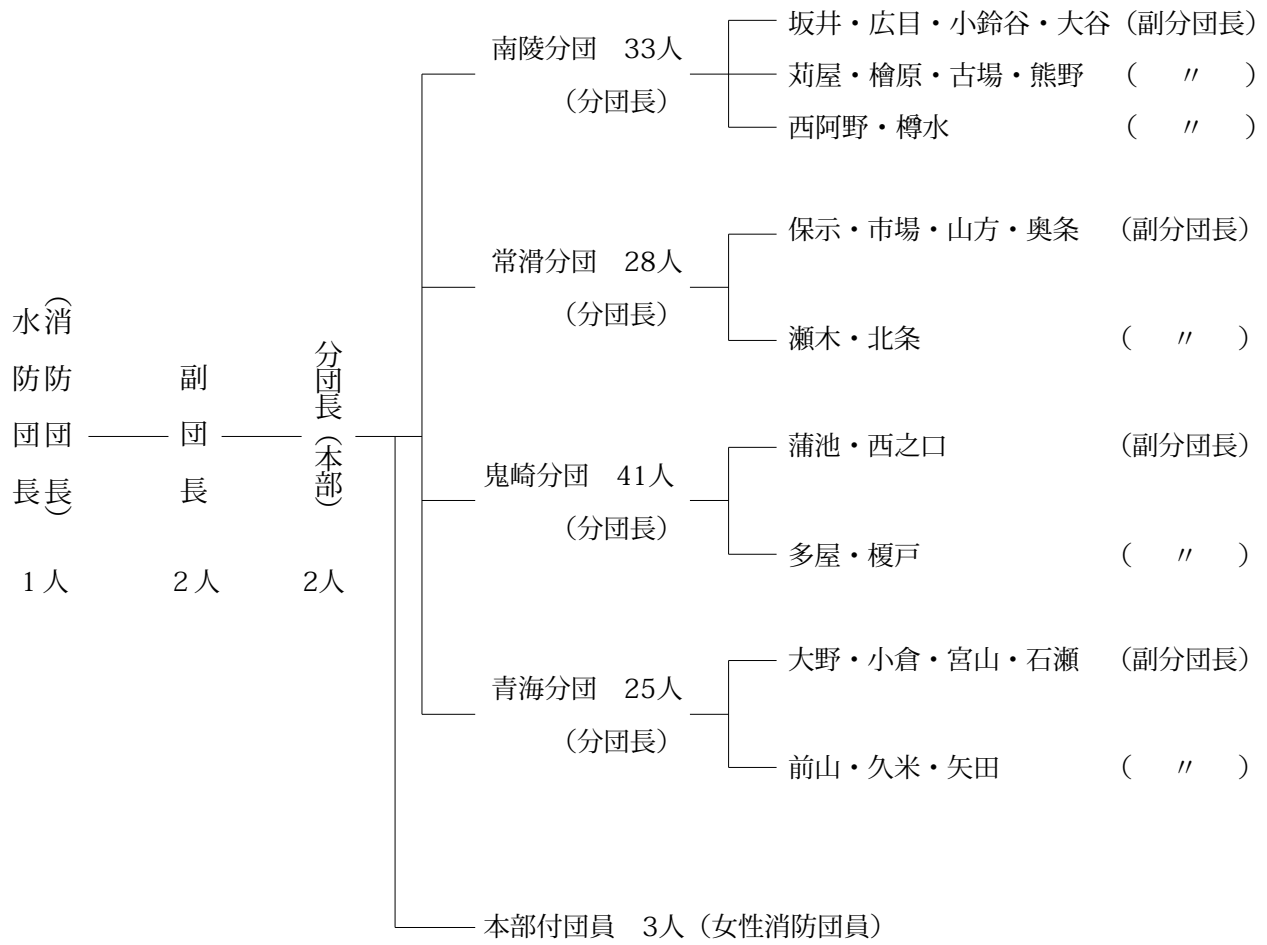
「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。



◎ 水防団（消防団）の組織

（令和4年4月1日現在）



## 別表

## 1 河川及び海岸水防区域 (別添資料4 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図 参照)

図面対象番号	河川名	延長(m)	危険箇所	岸同左延長	担当水防団名
1	矢田川	6,200	青木橋上流	左右 90m 60m	青海分団
2	樽水川	2,900	樋門から上流	左右 30m	南陵分団
3	大谷川	1,200	樋門から県道武豊小鈴谷線東橋まで	左右 800m	南陵分団
—	伊勢湾沿岸	20,950			全分団

## 2 樋門、水門及び門扉一覧表 (別添資料5 重要水門、ため池及び貯水池 参照)

図面対象番号	樋門、水門及び門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担当水防団名	構造	摘要(河川・海岸名)
1	小倉町1号樋門	樋門	小倉町1丁目地内 上皇橋南西	小倉区	土木課	小倉区長	鉄扉 巻上式 2連	矢田川
2	小倉町2号樋門	"	小倉町6丁目地内 農業用排水路	"	"	"	ステンレス扉 巻上式 2連	"
3	小倉町4号樋門	"	小倉町7丁目地内 勅使橋南	"	下水道課	"	鉄扉 巻上式 2連	前山川
4	宮山樋門	"	金山字堀田地内 前橋東	宮山区	土木課	宮山区長	鉄扉 巻上式 1連	"
5	大野海岸門扉	門扉	大野町1丁目地内 大野海水浴場北	大野北区	"	消 防 青海分団	アルミ引戸	大野漁港海岸
6	矢田川水門	水門	大野町4丁目地内 矢田川河口	大野 南北区	知多建設 事務所	"	鉄扉 電動巻上式 3連	矢田川
7	大野漁港門扉	門扉	大野町8丁目 大野漁港入口	大野南区	土木課	"	アルミ引戸	大野漁港海岸
8	西之口雨水幹線樋門	樋門	西之口8丁目地内 西之口児童館南西	西之口区	下水道課	西之口 区 長	ステンレス扉 電動巻上式 2連	常滑海岸 (西之口蒲池地区)
9	押切雨水幹線樋門	"	住吉町2丁目地内 鬼崎北小学校南西	蒲池区	"	蒲池区長	ステンレス扉 巻上式 1連	"
10	蒲池海岸門扉	門扉	小林町1丁目地内 蒲池消防車庫西	"	知多建設 事務所	消 防 鬼崎分団	アルミ引戸	"
11	鬼崎雨水幹線1号樋門	樋門	小林町3丁目地内 蒲池消防車庫西	"	下水道課	蒲池区長	ステンレス扉 巻上式 1連	鬼崎漁港海岸
12	蒲池1号門扉	門扉	蒲池町3丁目地内 鬼崎漁港(蒲池地区)内	"	土木課	消 防 鬼崎分団	アルミ引戸	"
13	鬼崎雨水幹線2号樋門	樋門	"	"	下水道課	蒲池区長	鉄扉 巻上式 1連	"
14	玉越下水路樋門	"	新田町2丁目地内 鬼崎西保育園北西	榎戸区	"	榎戸区長	ステンレス扉 巻上式 1連	"
15	鬼崎防潮門扉	門扉	港町1丁目地内 鬼崎漁港(利用調整)入口	"	土木課	消 防 鬼崎分団	アルミ引戸	"
16	榎戸2号門扉	"	港町2丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	"	"	"	鉄扉引戸	"

図面 対象 番号	樋門、水門 及び 門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担 当 水防団名	構造	摘要 (河川・海岸名)
17	榎戸2号 樋門	樋門	港町3丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	榎戸区	下水道課	榎戸区長	鉄扉巻上式 1連	鬼崎漁港海岸
18	榎戸3号 門扉	門扉	港町2丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	"	土木課	消 防 鬼崎分団	鉄扉引戸	"
19	榎戸4号 門扉	"	港町2丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)内	"	"	"	"	"
20	井口川樋門	樋門	新浜町1丁目地内 鬼崎漁港(榎戸地区)南	"	"	"	ステンレス扉 巻上式 3連	"
21	多屋1号 樋門	"	末広町2丁目地内 海泉重箱	多屋区	下水道課	多屋区長	" 1連	常滑海岸 (多屋地区)
22	多屋2号 樋門	"	多屋町2丁目地内 旧井口川河口	"	"	"	木扉巻上式 3連	"
23	大和川樋門	"	多屋町2丁目地内左岸(2号) 多屋北部雨水幹線(大和川)	"	"	"	鉄扉巻上式 1連	"
24	大和川樋門	"	多屋町2丁目地内右岸(1号) 多屋北部雨水幹線(大和川)	"	知多建設 事務所	"	ステンレス扉 巻上式 1連	"
25	浜田川樋門	"	りんくう町1丁目地内 浜田雨水幹線(浜田川)	北条区	"	消 防 常滑分団	ステンレス扉 電動巻上式 2連	常滑海岸 (りんくう町地区)
26	浜田川 西陸開	門扉	りんくう町1丁目地内 りんくう北緑地内	"	"	"	アルミ引戸	"
27	りんくう1号 門扉	"	りんくう町3丁目地内 NTPマリーナ西	"	衣 浦 港務所	"	"	常 滑 港
28	りんくう2号 門扉	"	りんくう町3丁目地内 NTPマリーナ東	"	"	"	"	"
29	りんくう3号 門扉	"	りんくう町3丁目地内 りんくう2号門扉東	"	"	"	"	"
30	りんくう4号 門扉	"	りんくう町3丁目地内 りんくう3号門扉北	"	"	"	"	"
31	りんくう5号 門扉	"	新開町6丁目地内 競艇場南駐車場西	"	"	"	"	"
32	常滑港6号 門扉	"	新開町5丁目地内 市民文化会館北西	"	"	土木課	アルミ電動式引戸	"
33	北条橋2号 樋門	樋門	新開町5丁目地内 市民文化会館北東	"	"	消 防 常滑分団	ステンレス扉 巻上式 1連	"
34	常滑港9号 門扉	門扉	新開町5丁目地内 市民文化会館東	"	"	"	アルミ引戸	"
35	常滑港10号 門扉	"	新開町5丁目地内 市民文化会館南東	瀬木区	"	土木課	アルミ電動式引戸	"
36	口田川樋門	樋門	本町1丁目地 内口田川河口	"	"	消 防 常滑分団	ステンレス扉 巻上式 3連	"
37	常滑港11号 門扉	門扉	本町1丁目地内 大落川河口北	"	"	"	アルミ電動式引戸	"
38	大落川樋門	樋門	本町1丁目地内 大落川河口	"	"	"	ステンレス扉 巻上式 4連	"
39	常滑港12号 門扉	門扉	市場町1丁目地内 市場信号交差点西	市場区	"	"	アルミ電動式引戸	"
40	常滑港13号 門扉	"	市場町1丁目地内 湊川樋門北	"	"	"	"	"
41	湊川樋門	樋門	市場町1丁目地内 市場雨水幹線(下水路)吐口	"	"	"	ステンレス扉 巻上式 1連	"
42	常滑港14号 門扉	門扉	保示町1丁目地内 保示埠頭北入口	保示区	"	"	アルミ電動式引戸	"

図面 対象 番号	樋門、水門 及び 門扉名称	種別	位置	所在地	管理者	担 当 水 防 団名	構造	摘 要 (河川・海岸名)
43	常滑港15号 門扉	門扉	保示町1丁目地内 保示埠頭南入口	保示区	衣浦 港務所	消 防 常滑分団	アルミ電動式引戸	常滑港
44	常滑港 角落し	"	保示町1丁目地内 保示会館南西	"	"	"	アルミ合金製	"
45	常滑港16号 門扉	"	保示町1丁目地内 保示会館南西	"	"	"	アルミ電動式引戸	"
46	常滑港17号 門扉	"	保示町3丁目地内 常滑漁業協同組合北	"	"	"	"	"
47	新居川樋門	樋門	樽水町1丁目地内 市営樽水住宅西	樽水区	"	消 防 南陵分団	ステンレス扉 巻上式 1連	"
48	樽水川樋門	"	樽水町2丁目地内 常滑港(樽水地区)内	"	"	"	" 4連	"
49	塩田水路 樋門	"	塩田町1丁目地内 " (樽水地区)南	"	下水道課	"	鉄扉 巻上式 1連	"
50	忠田雨水幹線 樋門	"	塩田町5丁目地内 忠田下水路吐口	"	"	下水道課	" 1連	"
51	常滑港19号 門扉	門扉	阿野町2丁目地内 唐崎川右岸	西阿野区	知多建設 事務所	消 防 南陵分団	アルミ引戸	常滑海岸 (西阿野地区)
52	唐崎川樋門	樋門	阿野町2丁目地内 唐崎橋西	"	"	"	鉄扉 発動巻上式 3連	常滑海岸 (阿野地区)
53	馬場川樋門	"	熊野町1丁目地内 馬場川河口	熊野区	土木課	"	ステンレス扉 発動巻上式 3連	"
54	古場1号 門扉	門扉	古場町1丁目地内 北前川樋門北	古場区	"	"	鉄扉引戸	苅屋漁港海岸
55	北前川樋門	樋門	古場町4丁目地内 北前川河口	"	"	"	木扉 巻上式 2連	"
56	境川樋門	"	古場町5丁目地内 苅屋漁港北	"	"	"	ステンレス扉 発動巻上式 5連	"
57	苅屋4号 門扉	門扉	苅屋町1丁目地内 苅屋漁港入口	苅屋区	"	"	アルミ引戸	"
58	苅屋1号 門扉	"	苅屋町3丁目地内 苅屋漁港内	"	"	"	鉄扉引戸	"
59	城下川樋門	樋門	苅屋町4丁目地内 苅屋漁港南	"	下水道課	"	ステンレス扉 巻上式 1連	"
60	輪ノ内 下水路樋門	"	大谷字輪ノ内地内 輪ノ内下水路吐口	大谷区	"	大谷区長	" 1連	小鈴谷漁港海岸 (大谷地区)
61	大谷川樋門	"	大谷字奥條地内 大谷川河口	"	土木課	消 防 南陵分団	鉄扉 発動巻上式 2連	"
62	大谷 門扉	門扉	大谷字奥條地内 小鈴谷漁港(大谷地区)入口	"	"	"	アルミ引戸	"
63	大谷川2号 樋門	樋門	大谷字奥條地内 小鈴谷漁港(大谷地区)南	"	"	"	ステンレス扉 巻上式 1連	"
64	小鈴谷川 樋門	"	小鈴谷字赤松地内 白山神社南西	小鈴谷区	"	"	" 1連	小鈴谷漁港海岸 (小鈴谷地区)
65	小鈴谷2号 門扉	門扉	小鈴谷字へり地地内 小鈴谷漁業協同組合入口	"	"	"	アルミ引戸	"
66	坂井海岸 樋門	樋門	坂井字西側地内 坂井海岸1号門扉北	坂井区	知多建設 事務所	"	ステンレス扉 巻上式 1連	常滑海岸 (小鈴谷坂井地区)
67	坂井海岸1号 門扉	門扉	坂井字落田地内 坂井ビーチハウス北	"	"	"	アルミ引戸	"
68	坂井川樋門	樋門	坂井字落田地内 坂井ビーチハウス南	"	"	"	ステンレス扉 巻上式 2連	常滑海岸 (坂井地区)

## 3 ため池及び貯水池一覧表

(別添資料5 重要水門、ため池及び貯水池 参照)

図面 対象 番号	ため池等名	種 別	位 置	管理担当者	担 当 水防団名	構 造	摘 要
69	北 池	ため池	矢田字池南	矢田区長	消防 青海分団		
70	天 神 池	〃	〃 前天神	〃	〃		
71	濁 池	〃	久米字濁池	久米区長	〃		
72	申 田 池	〃	〃 申田	〃	〃		
73	高 峰 池	〃	〃 高峰	〃	〃		
74	南 沢 池	〃	〃 南沢	〃	〃		
75	四 池	〃	金山字四池	前山区長	〃		
76	坊 田 池	〃	〃 坊田	小倉区長	〃		
77	榊 池	〃	〃 北キ口	〃	〃		
78	石 瀬 池	〃	〃 会下前	石瀬区長	〃		
79	糠 子 下 池	〃	西之口字糠子	西之口区長	消防 鬼崎分団		区画整理区域内
80	深 間 下 池	〃	蒲池字深間	蒲池区長	〃		〃
81	玉 越 池	〃	本郷町	榎戸区長	〃		
82	四 ツ 池	〃	榎戸字池下	〃	〃		
83	郷 名 池	〃	多屋字郷名田	多屋区長	〃		
84	陣 土 池	〃	〃 陣土池	〃	〃		
85	椎 池	〃	字椎池	北条区長	消防 常滑分団		
86	青 池	〃	字高坂	奥条区長	〃		
87	高 坂 池	〃	〃	〃	〃		
88	花 狭 間 池	〃	字花狭間	〃	〃		
89	池 田 口 池	〃	大曾町5丁目	〃	〃		
90	三 ツ 池	〃	〃 3丁目	〃	〃		
91	天 竺 池	〃	字天竺	〃	〃		
92	新 池	〃	字新池	〃	〃		

図面 対象 番号	ため池等名	種 別	位 置	管理担当者	担 当 水防団名	構 造	摘 要
93	呑 田 池	ため池	樽水字呑田	樽水区長	消防 南陵分団		
94	島 池	"	" 長曾	西阿野区長	"		
95	竹ノ水池	"	" 鬼ヶ脇	"	"		
96	半 月 池	"	西阿野字半月	"	"		
97	十 文 字 池	"	" 桐畑	"	"		
98	徳 池	"	" 字鳶ヶ巣	"	"		
99	二 ツ 池	"	"	"	"		
100	三 ツ 池	"	"	"	"		
101	新 水 池	"	古場字新水	古場区長	"		
102	檜 原 大 池	"	檜原字平井前	檜原区長	"		
103	菖 蒲 池	"	大谷字菖蒲池	大谷区長	"		
104	坂 森 池	"	" 坂森	"	"		
105	亀 塚 池	"	" 北原	"	"		
106	葭 池	"	小鈴谷字葭池	広目区長	"		
107	竹ノ奥池	"	広目字竹ノ奥	"	"		
108	若 松 谷 池	"	坂井字若松谷	坂井区長	"		
109	前 山 池	貯水池	金山字石坂	独立行政法人 水資源機構	消防 青海分団	ゾーン型フィルダム 985,000	

## 4 雨水ポンプ場

(別添資料5 重要水門、ため池及び貯水池 参照)

図面 対象 番号	ポンプ 場 名	位 置	流域	排 水 機				操 作 担 当 者	管理担当者
				馬力	口径	種 類	排水量		
110	小 倉 (湛水防除)	矢田川、前山川 合流点	ha 402	60kw 82kw	m/m 1,000 1,000	モーター ディーゼル	m <sup>3</sup> /h 7,020 7,020	下水道課	下水道課
111	西 之 口	大野小学校東排水路 前山川流入口	16	22kw 22kw 45kw	400 400 600	モーター モーター モーター	1,200 1,200 2,400	〃	〃
112	榎 戸	鬼崎漁港 (榎戸地区) 内	73	129kw 129kw 120kw	1,000 1,000 1,000	ディーゼル ディーゼル モーター	8,550 8,550 8,550	〃	〃
113	多屋南部	多屋南部排水路 河口	38	169kw 150kw	1,000 1,000	ディーゼル モーター	8,640 8,640	〃	〃
114	常滑北部	旧市民病院北	31	130kw 130kw 40kw	900 900 500	ディーゼル ディーゼル モーター	6,762 6,762 2,160	〃	〃

---

常滑市地域防災計画

常滑市水防計画

(令和5年2月修正)

編集発行 常滑市防災会議

(常滑市防災危機管理課)

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話(0569)47-6107

---